

**廿日市市高齢者福祉計画・  
第7期廿日市市介護保険事業計画**

**平成 30(2018)年 3 月  
廿日市市**

## はじめに

本市の高齢化率は、平成29年10月1日現在で28%を超え、団塊の世代が75歳以上になる平成37（2025）年には、31%に達すると推計され、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者、医療ニーズの高い高齢者など、高齢者を取り巻く生活課題は、多種多様化するものと考えております。



こうしたことから、高齢者本人や介護する家族への支援、在宅医療と介護の連携、介護人材不足の解消など、様々な課題への対応が求められています。

個々の能力に応じて、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営んでいただくためにも、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保された体制づくりとして、“地域包括ケアシステム”の重要性が高まっています。

本計画においては、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち はつかいち」を基本理念として、地域包括ケアシステムを深化・推進するために、高齢者の自立支援と重度化防止、医療・介護の連携や推進、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の定着、介護給付適正化などに取り組み、地域の多様な主体が連携した地域づくり、まちづくりを推進してまいりたいと考えています。

計画の推進に当たっては、行政と保健・医療・福祉の関係機関、そして、地域住民の皆様との連携を図りながら協働して取り組んでいくことが重要と考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、この計画の策定に当たり、アンケートにご協力いただきました方々、廿日市市高齢者福祉計画・第7期廿日市市介護保険事業計画策定委員、並びに、廿日市市保健福祉審議会委員など、多くの皆様方に対しまして心からお礼を申し上げます。

平成30（2018）年3月

廿日市市長 眞野勝弘

## 目 次

### 第1章 計画策定にあたって

|   |            |   |
|---|------------|---|
| 1 | 計画策定の背景と趣旨 | 3 |
| 2 | 計画策定の視点    | 4 |
| 3 | 計画の位置づけ    | 5 |
| 4 | 計画の期間      | 5 |
| 5 | 計画の策定体制    | 6 |

### 第2章 高齢者をめぐる廿日市市の現状

|   |              |    |
|---|--------------|----|
| 1 | 高齢者人口の現状と推計  | 9  |
| 2 | 介護保険事業の状況    | 13 |
| 3 | アンケート調査結果の概要 | 20 |
| 4 | 第6期計画の取組     | 32 |

### 第3章 計画の基本的な考え方

|   |           |    |
|---|-----------|----|
| 1 | 基本理念と基本方針 | 61 |
| 2 | 施策の体系     | 63 |

### 第4章 施策の展開

|       |                    |    |
|-------|--------------------|----|
| 基本方針1 | 地域包括ケアシステムの深化・推進   | 67 |
| 1     | 廿日市市の地域包括ケアシステムの深化 | 67 |
| 2     | 医療と介護の多様な職種による連携強化 | 68 |
| 3     | 地域包括支援センターの機能強化    | 70 |
| 4     | 地域共生社会の推進          | 72 |
| 基本方針2 | 高齢者の自立支援・重度化防止     | 73 |
| 1     | 生活習慣病予防の推進         | 73 |
| 2     | 介護予防、自立支援、重度化防止の推進 | 74 |
| 3     | 高齢者の生きがづくり         | 77 |

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 基本方針 3 地域における自立した生活への支援の充実 | 79 |
| 1 地域における見守り・相談体制の充実        | 79 |
| 2 生活支援サービスの充実              | 80 |
| 3 認知症高齢者を支える体制強化           | 82 |
| 4 高齢者の権利擁護・虐待防止の推進         | 84 |
| 基本方針 4 高齢者が安心して暮らせる生活環境の整備 | 86 |
| 1 高齢者の交通安全・防犯体制の推進         | 86 |
| 2 地域における防災体制の充実            | 86 |
| 3 高齢者の住まいの確保               | 87 |
| 4 高齢者の利用に配慮した生活環境の整備       | 88 |

## 第5章 第7期介護保険事業の推進

|  |     |
|--|-----|
| 1 制度改正の概要                              | 93  |
| 2 第7期計画期間における高齢者等の推計                   | 95  |
| 3 介護給付費等対象サービスの整備                      | 100 |
| 4 第1号被保険者保険料                           | 103 |
| 5 平成37年(2025年)におけるサービス利用量、給付費及び保険料の見込み | 106 |
| 6 介護保険事業の円滑な運営                         | 107 |
| 7 介護サービスの質的な向上                         | 111 |

## 第6章 計画の進行管理

|           |     |
|-----------|-----|
| 1 目標設定    | 115 |
| 2 達成状況の評価 | 117 |

## 資料編

|                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| 1 廿日市市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定体制について    | 121 |
| 2 高齢者福祉計画等策定体制図                       | 122 |
| 3 廿日市市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定委員会設置要綱    | 123 |
| 4 廿日市市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定委員会委員名簿    | 124 |
| 5 廿日市市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定の経緯        | 125 |
| 6 廿日市市高齢者福祉計画・第7期廿日市市介護保険事業計画について(諮問) | 126 |
| 7 廿日市市高齢者福祉計画・第7期廿日市市介護保険事業計画について(答申) | 127 |
| 8 用語解説                                | 128 |

---

## 第1章 計画策定にあたって

---

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の背景と趣旨

本市は、平成27年3月に「廿日市市高齢者福祉計画・第6期廿日市市介護保険事業計画」（以下、「第6期計画」という。）を策定し、「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち はつかいち」を基本理念に掲げ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるまちづくりを推進してきました。

しかし、我が国の高齢化は諸外国に例をみないスピードで進んでおり、高齢化率（総人口に占める高齢者の割合）は27.3%（平成29年版高齢社会白書）となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口（平成29年推計）では、日本の高齢化率は上昇を続け、平成37年（2025年）は30.0%、平成48年には33.3%と3人に1人が高齢者となる見込みです。

本市においても、平成29年10月1日末現在の高齢化率は28.7%であり、平成37年（2025年）には31.9%、75歳以上の高齢者の割合も18.2%となることが見込まれます。地域では高齢化の進展に伴い、要介護・要支援認定者やひとり暮らし高齢者、認知症高齢者が増加することも見込まれます。

国はこれまでに平成17年、平成23年、平成26年と介護保険法の改正を断続的に行い、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム\*）を構築することを示してきました。

平成30年4月に施行される「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする人に必要なサービスを提供することが求められています。

このようなことから、本市のこれまでの取組を引き継ぎつつ、地域包括ケアシステムを一層推進することをめざし、「廿日市市高齢者福祉計画・第7期廿日市市介護保険事業計画～廿日市市地域包括ケア計画～」（以下、「第7期計画」という。）を策定しました。

\* の表示がある用語は、資料編「用語解説」に記載があります。

## 2 計画策定の視点

### (1) 廿日市市の「地域包括ケア」の深化・推進

これまで、第6期計画を、団塊の世代\*が75歳以上となる平成37年（2025年）を見据えた「地域包括ケア計画」と位置づけ、「予防・介護・医療・生活支援・住まい」が住み慣れた地域で一体的に提供されるよう取組を推進してきました。

今後はさらなる人口の減少や高齢化率の上昇、高齢者ひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯の増加だけでなく、市民の価値観やライフスタイルの多様化による、ニーズの多様化や生活課題の深刻化も予測されます。

第6期計画で重点的に取り組んできた「在宅医療・介護の連携」や「認知症施策の推進」、「生活支援体制整備」の進捗状況を踏まえ、第7期計画においてはその定着、発展に向けてさらに取組を推進します。

また、市民の一人ひとりが市や地域の現状を理解し、地域で支え合う気持ちや「我が事・丸ごと」の意識を持ち、地域共生社会の実現に向けた取組が重要となります。

これまで推進してきた「地域包括ケアシステム\*」の構築を広げ、「支援を必要とする人を地域の中で支え合うしくみ」として強化を図ります。

### (2) 高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止

高齢化が進展する中で、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を送るためには、地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送るための取組を進めることが必要です。

第7期計画においては、介護予防や自立支援、重度化防止に向けた目標を設定し、目標達成に向けた取組を実施し、その評価を行う仕組みをつくります。

また、取組としてはリハビリ職等と連携した効果的な介護予防の実施や多職種が参加する地域ケア会議を活用して自立支援に資するケアマネジメント\*を促進するなど、高齢者の自立支援、要介護状態の重度化防止に向けた取組を推進します。

### (3) 介護保険サービスの安定した提供

高齢化が進展する中で、高齢者の自立した生活を支え、制度の持続可能性を維持するためには、支援を必要とする高齢者の実情に即したサービスを安定して提供する体制を整備する必要があります。

適切なサービスの提供、事業者に対する指導など、介護給付の適正化に向けた目標を設定し、取組を推進します。

また、介護人材不足が深刻化しており、人材の確保、育成、定着への支援が必要です。介護に対するイメージの向上や啓発、情報提供等、人材確保に向けた取組を推進します。

### 3 計画の位置づけ

#### (1) 計画の位置づけ

- 基本指針に定める「地域包括ケア計画」に位置づけます。
- 老人福祉法第20条の8に定める「市町村老人福祉計画」に位置づけます。
- 介護保険法第117条に定める「市町村介護保険事業計画」に位置づけます。

#### (2) 他計画との整合性

- 国の定める基本指針、「広島県老人福祉計画・介護保険事業支援計画」と整合を図りました。
- 上位計画である「第6次廿日市市総合計画」、「第2期廿日市市地域福祉計画」及び関連計画である「第2次廿日市市健康増進計画（健康はつかいち21）」、「第3次廿日市市障がい者計画」等、各種計画と整合を図りました。

### 4 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とした3年間とします。

また、平成37年（2025年）を見据え、段階的に地域包括ケアシステム\*を構築していくこととし、本計画期間中にめざすべき姿を明らかにし、目標を設定しました。

〔図 1-4-1: 計画の期間〕

| 平成<br>27年度<br>(2015)          | 平成<br>28年度<br>(2016) | 平成<br>29年度<br>(2017) | 平成<br>30年度<br>(2018) | 平成<br>31年度<br>(2019) | 平成<br>32年度<br>(2020) | 平成<br>33年度<br>(2021) | 平成<br>34年度<br>(2022) | 平成<br>35年度<br>(2023) | 平成<br>36年度<br>(2024) | 平成<br>37年度<br>(2025) | 平成<br>38年度<br>(2026) |
|-------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| <b>平成37年(2025年)を見据えた目標を設定</b> |                      |                      |                      |                      |                      |                      |                      |                      |                      |                      |                      |
| 第6期計画                         |                      |                      |                      |                      |                      |                      |                      |                      |                      |                      |                      |
|                               |                      |                      | 第7期計画                |                      |                      |                      |                      |                      |                      |                      |                      |
|                               |                      |                      |                      |                      |                      | 第8期計画                |                      |                      |                      |                      |                      |
|                               |                      |                      |                      |                      |                      |                      |                      |                      | 第9期計画                |                      |                      |



## 5 計画の策定体制

高齢者への福祉施策や介護サービスのあり方について、高齢者はもとより、広く市民のニーズを把握し、計画に反映するため、以下の取組を行いました。

### (1) 廿日市市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

高齢者の日常の生活状況や健康状態などを把握し、計画策定の基礎資料とするため「廿日市市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。

|            |   |
|------------|---|
| 調査名称       | 廿日市市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査                              |
| 調査地域       | 市内全域  |
| 調査対象       | 65歳以上の市民(要介護1～5の認定を受けている市民を除く)                    |
| 調査方法       | ①要支援1・2認定者 調査員による聞き取り<br>②要支援認定を受けていない高齢者 郵送配付・回収 |
| 調査期間       | 平成29年2月～3月  |
| 有効回収数(回収率) | 1,846/2,463 (74.9%)                               |

### (2) 廿日市市在宅介護実態調査

高齢者の在宅介護の状況や介護者の就労などの状況を把握し、計画策定の基礎資料とするため「廿日市市在宅介護実態調査」を実施しました。

|            |  |
|------------|--|
| 調査名称       | 廿日市市在宅介護実態調査   |
| 調査地域       | 市内全域   |
| 調査対象       | 在宅で生活している要支援・要介護者のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」を行い、対象期間中に認定調査を受けた人 |
| 調査方法       | 調査員による聞き取り   |
| 調査期間       | 平成28年12月～平成29年2月   |
| 有効回収数(回収率) | 233/264 (88.3%)  |

### (3) 廿日市市高齢者福祉計画等策定委員会での検討

計画策定において、被保険者をはじめとする市民各層の意見を反映させるため、「廿日市市高齢者福祉計画等策定委員会」を設置し、計画策定に関する協議、審議を行いました。

この会議には、保健・医療・福祉の関係者のほか、学識経験者、地域での活動者などが委員(委員名簿は資料編参照)として参画し、様々な見地から議論されました。

---

## 第2章 高齢者をめぐる廿日市市の現状

---

## 第2章 高齢者をめぐる廿日市市の現状

### 1 高齢者人口の現状と推計

#### (1) 高齢者人口の推移

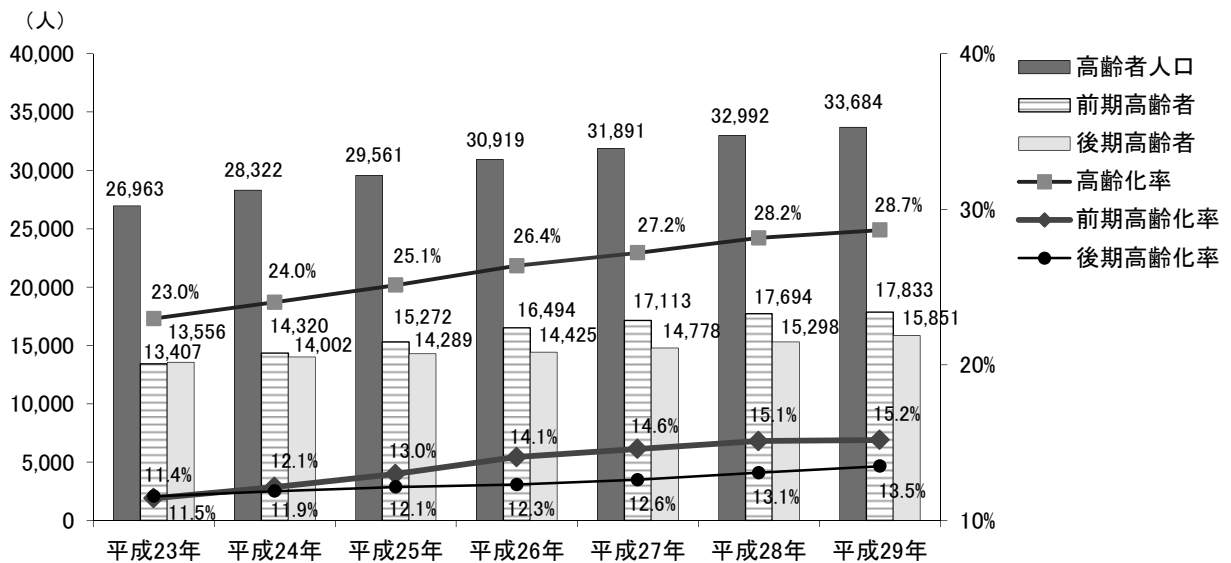
- 本市の総人口は平成29年10月1日現在、117,523人、このうち65歳以上の高齢者人口は33,684人であり、高齢化率は28.7%となっています。また、75歳以上の後期高齢者人口の割合は13.5%と高齢者の半数弱を占めています。

〔表 2-1-1:人口・高齢化率の推移〕

|               | 平成23年   | 平成24年   | 平成25年   | 平成26年   | 平成27年   | 平成28年   | 平成29年   |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総人口           | 117,413 | 117,894 | 117,652 | 117,250 | 117,222 | 117,169 | 117,523 |
| 高齢者人口         | 26,963  | 28,322  | 29,561  | 30,919  | 31,891  | 32,992  | 33,684  |
| 前期(65～74歳)高齢者 | 13,407  | 14,320  | 15,272  | 16,494  | 17,113  | 17,694  | 17,833  |
| 後期(75歳以上)高齢者  | 13,556  | 14,002  | 14,289  | 14,425  | 14,778  | 15,298  | 15,851  |
| 高齢化率          | 23.0%   | 24.0%   | 25.1%   | 26.4%   | 27.2%   | 28.2%   | 28.7%   |
| 前期高齢化率        | 11.4%   | 12.1%   | 13.0%   | 14.1%   | 14.6%   | 15.1%   | 15.2%   |
| 後期高齢化率        | 11.5%   | 11.9%   | 12.1%   | 12.3%   | 12.6%   | 13.1%   | 13.5%   |

資料:住民基本台帳人口(各年10月1日現在)

〔図 2-1-1:人口・高齢化率の推移〕



資料:住民基本台帳人口(各年10月1日現在)

## (2) 高齢者人口の推計

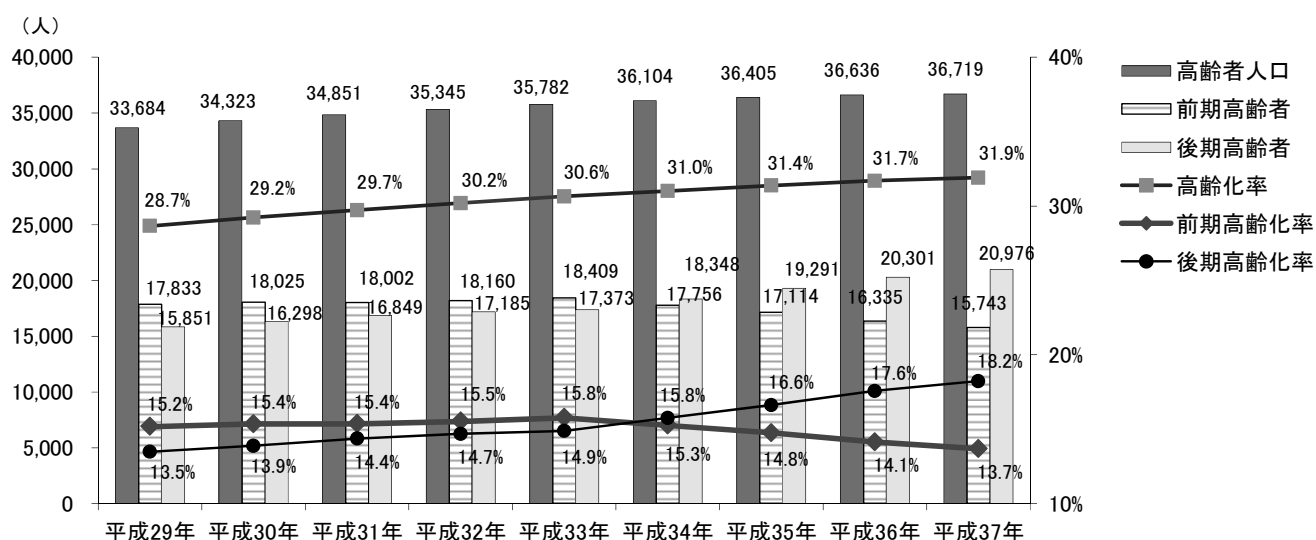
- 本市の住民基本台帳人口を基にコーホート要因法により推計した人口では、第7期計画期間末の平成32年には、総人口が減少しているのに対し、高齢者人口は前期高齢者、後期高齢者ともに増加傾向にあり、高齢化率は30.2%と3割を超えると見込まれます。
- また、団塊の世代\*が後期高齢者となる平成37年(2025年)には後期高齢者が前期高齢者を上回っており、高齢化率は31.9%、後期高齢化率が18.2%となると見込まれます。
- 厚生労働省による推計によると、本市の高齢化率の推計値は、全国を上回る値で上昇し、後期高齢化率が前期高齢化率を逆転する時期は全国よりも遅いと見込まれます。

〔表 2-1-2:人口・高齢化率の推計〕

|               | 平成29年   | 平成30年   | 平成31年   | 平成32年   | 平成33年   | 平成34年   | 平成35年   | 平成36年   | 平成37年   |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総人口           | 117,523 | 117,415 | 117,259 | 117,028 | 116,745 | 116,413 | 116,011 | 115,565 | 115,082 |
| 高齢者人口         | 33,684  | 34,323  | 34,851  | 35,345  | 35,782  | 36,104  | 36,405  | 36,636  | 36,719  |
| 前期(65～74歳)高齢者 | 17,833  | 18,025  | 18,002  | 18,160  | 18,409  | 17,756  | 17,114  | 16,335  | 15,743  |
| 後期(75歳以上)高齢者  | 15,851  | 16,298  | 16,849  | 17,185  | 17,373  | 18,348  | 19,291  | 20,301  | 20,976  |
| 高齢化率          | 28.7%   | 29.2%   | 29.7%   | 30.2%   | 30.6%   | 31.0%   | 31.4%   | 31.7%   | 31.9%   |
| 前期高齢化率        | 15.2%   | 15.4%   | 15.4%   | 15.5%   | 15.8%   | 15.3%   | 14.8%   | 14.1%   | 13.7%   |
| 後期高齢化率        | 13.5%   | 13.9%   | 14.4%   | 14.7%   | 14.9%   | 15.8%   | 16.6%   | 17.6%   | 18.2%   |

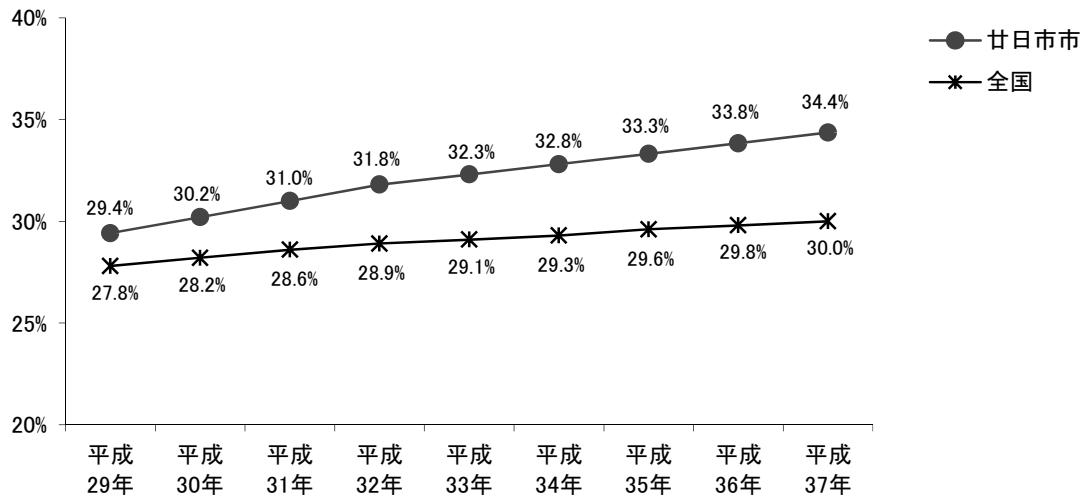
資料:平成29年住民基本台帳人口(各年10月1日)・平成30年以降推計

〔図 2-1-2:人口・高齢化率の推計〕



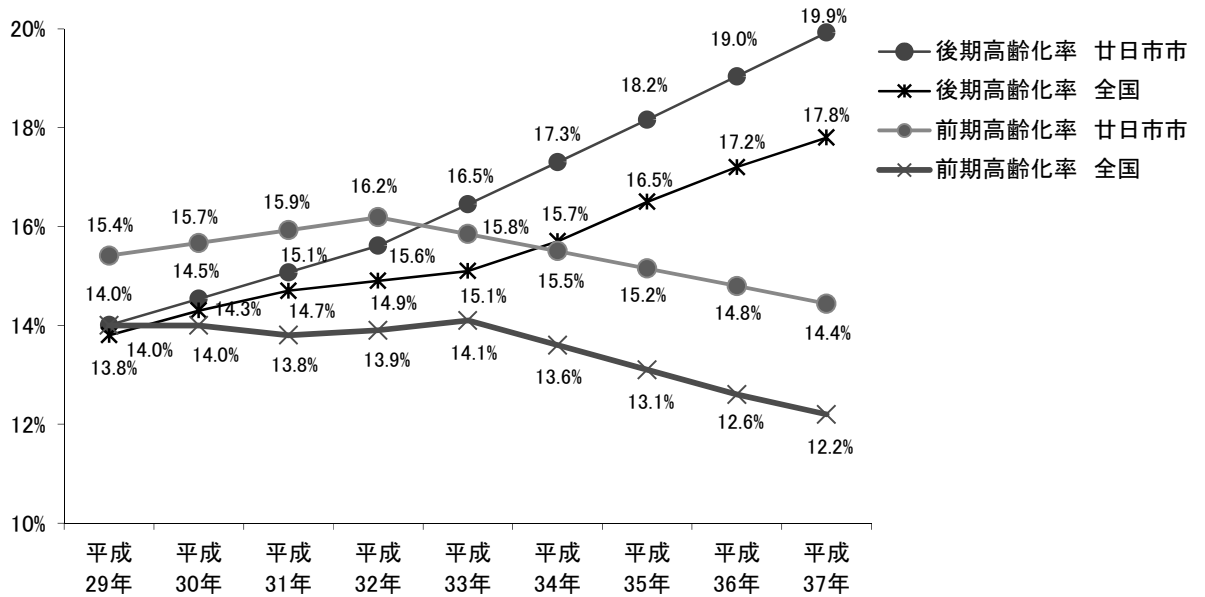
資料:平成29年住民基本台帳人口(各年10月1日)・平成30年以降推計

〔図 2-1-3: 高齢化率の全国との比較〕



資料:全 国 国立社会保障・人口問題研究所推計(平成 29 年 4 月推計)  
資料:廿日市市 厚生労働省推計(平成 29 年 7 月推計)

〔図 2-1-4: 前期・後期高齢化率の全国との比較〕



資料:全 国 国立社会保障・人口問題研究所推計(平成 29 年 4 月推計)  
資料:廿日市市 厚生労働省推計(平成 29 年 7 月推計)

### (3) 日常生活圏域の人口の現状

本市では、旧行政区、人口及び小学校区を勘案して、市内を7つの日常生活圏域に設定し、圏域ごとに地域密着型サービス\*など介護サービスの基盤整備を進めています。

圏域により、高齢化率、認定率に差がみられ、吉和で最も高くなっています。

〔表 2-1-3:日常生活圏域の状況(平成 29 年 10 月 1 日)〕

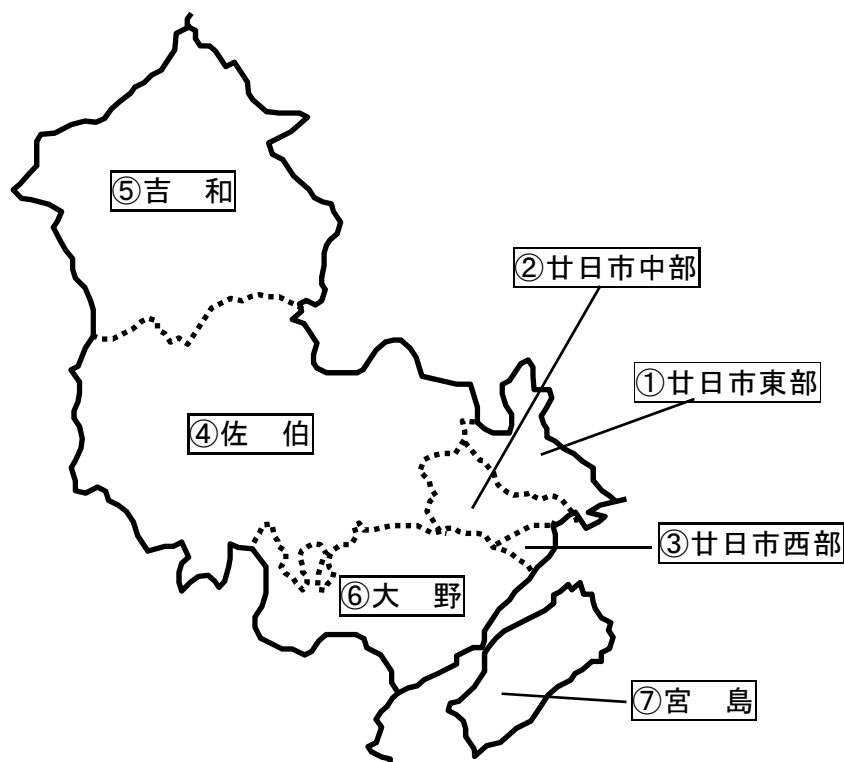
| 番号 | 圏域    | 構成される小学校区等     | 人口        | 高齢者数     | 高齢化率  | 第1号認定者数 | 第1号認定率 |
|----|-------|----------------|-----------|----------|-------|---------|--------|
| ①  | 廿日市東部 | 佐方、廿日市、平良、原    | 31,094 人  | 7,422 人  | 23.9% | 1,407 人 | 19.0%  |
| ②  | 廿日市中部 | 宮内、金剛寺、宮園、四季が丘 | 24,467 人  | 6,232 人  | 25.5% | 968 人   | 15.5%  |
| ③  | 廿日市西部 | 地御前、阿品台東、阿品台西  | 20,830 人  | 6,546 人  | 31.4% | 1,101 人 | 16.8%  |
| ④  | 佐伯    | 旧佐伯町           | 10,037 人  | 3,886 人  | 38.7% | 676 人   | 17.4%  |
| ⑤  | 吉和    | 旧吉和村           | 673 人     | 334 人    | 49.6% | 93 人    | 27.8%  |
| ⑥  | 大野    | 旧大野町           | 28,796 人  | 8,523 人  | 29.6% | 1,453 人 | 17.0%  |
| ⑦  | 宮島    | 旧宮島町           | 1,626 人   | 741 人    | 45.6% | 141 人   | 19.0%  |
| 合計 |       |                | 117,523 人 | 33,684 人 | 28.7% | 5,839 人 | 17.3%  |

資料:住民基本台帳人口・介護保険事業状況報告

\* 第1号認定者数について、住所地特例対象者は除く。

\* 第1号認定者数は、集計処理時点の数値であるため介護保険事業状況報告の数値とは合致しない。

〔図 2-1-5:日常生活圏域〕



## 2 介護保険事業の状況

## (1) 第1号被保険者の状況

- 第1号被保険者の平成29年度の実績は計画値をやや下回っていますが、平成27年度よりも1,769人(5.6%)増加しています。

〔表 2-2-1: 第1号被保険者数〕

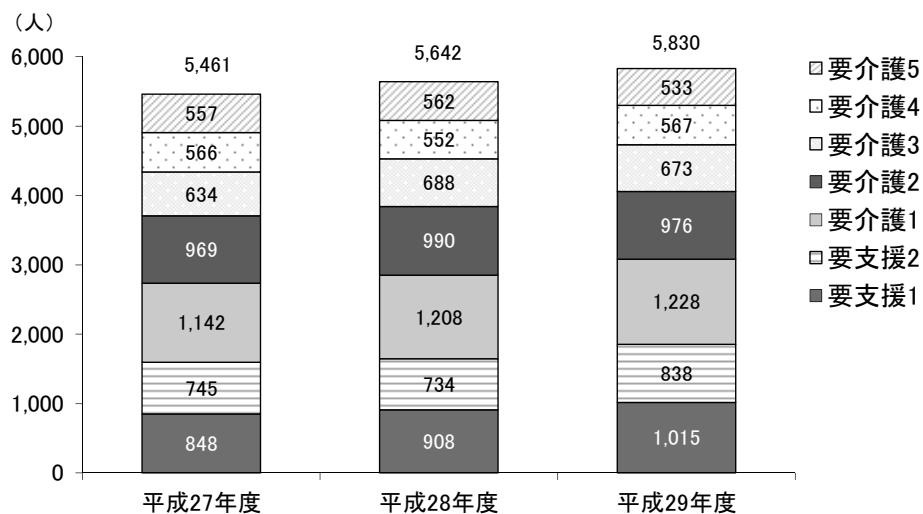
| 年度          | 65歳以上75歳未満<br>(人) | 75歳以上(人) | 計(人)   |
|-------------|-------------------|----------|--------|
| 平成27年度(計画値) | 17,140            | 14,851   | 31,991 |
| 平成27年度(実績)  | 17,079            | 14,760   | 31,839 |
| 平成28年度(計画値) | 17,730            | 15,350   | 33,080 |
| 平成28年度(実績)  | 17,653            | 15,279   | 32,932 |
| 平成29年度(計画値) | 17,896            | 15,910   | 33,806 |
| 平成29年度(実績)  | 17,787            | 15,821   | 33,608 |

資料: 介護保険事業報告(各年10月1日現在)

## (2) 要介護・要支援認定者の状況

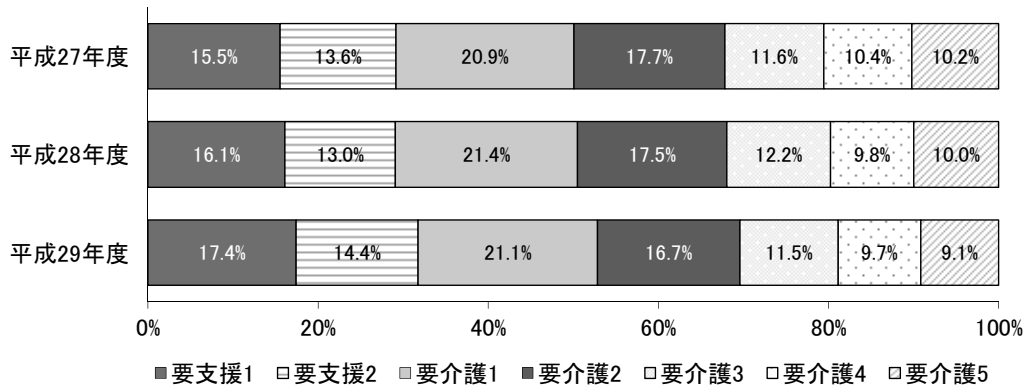
- 本市の平成29年10月1日現在の認定者数は5,830人、平成27年度からの2年間で369人の増加、第1号被保険者の認定率は17.3%であり、わずかに上昇しています。
- 認定者数の要介護度別の割合は、大きな変化はありません。
- 計画値と比較すると、平成27年度の実績は86人、平成28年度は215人、平成28年度は390人下回っています。

〔図 2-2-1: 要支援・要介護度別認定者数の推移〕



資料: 介護保険事業報告(各年10月1日現在)

〔図 2-2-2: 要支援・要介護度別認定者割合の推移〕



資料: 介護保険事業報告(各年 10月1日現在)

〔表 2-2-2: 要支援・要介護度別認定者数〕

|                     |             | 要支援1  | 要支援2 | 要介護1  | 要介護2  | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 計     |
|---------------------|-------------|-------|------|-------|-------|------|------|------|-------|
| 平成<br>27年度<br>(計画値) | 認定者数<br>(人) | 863   | 704  | 1,184 | 1,049 | 614  | 586  | 547  | 5,547 |
|                     | 分布割合<br>(%) | 15.6  | 12.7 | 21.3  | 18.9  | 11.1 | 10.6 | 9.9  | 100.0 |
| 平成<br>27年度<br>(実績)  | 認定者数<br>(人) | 848   | 745  | 1,142 | 969   | 634  | 566  | 557  | 5,461 |
|                     | 分布割合<br>(%) | 15.5  | 13.6 | 20.9  | 17.7  | 11.6 | 10.4 | 10.2 | 100.0 |
| 平成<br>28年度<br>(計画値) | 認定者数<br>(人) | 918   | 715  | 1,275 | 1,150 | 621  | 610  | 568  | 5,857 |
|                     | 分布割合<br>(%) | 15.7  | 12.2 | 21.8  | 19.6  | 10.6 | 10.4 | 9.7  | 100.0 |
| 平成<br>28年度<br>(実績)  | 認定者数<br>(人) | 908   | 734  | 1,208 | 990   | 688  | 552  | 562  | 5,642 |
|                     | 分布割合<br>(%) | 16.1  | 13.0 | 21.4  | 17.5  | 12.2 | 9.8  | 10.0 | 100.0 |
| 平成<br>29年度<br>(計画値) | 認定者数<br>(人) | 980   | 741  | 1,374 | 1,257 | 632  | 639  | 597  | 6,220 |
|                     | 分布割合<br>(%) | 15.8  | 11.9 | 22.1  | 20.2  | 10.2 | 10.3 | 9.6  | 100.0 |
| 平成<br>29年度<br>(実績)  | 認定者数<br>(人) | 1,015 | 838  | 1,228 | 976   | 673  | 567  | 533  | 5,830 |
|                     | 分布割合<br>(%) | 17.4  | 14.4 | 21.1  | 16.7  | 11.5 | 9.7  | 9.1  | 100.0 |

資料: 介護保険事業報告(各年 10月1日現在)



## (3) 介護保険給付費の状況

- 平成 28 年度の実績を計画値と比較すると、要介護者が利用する介護サービスのうち、居宅サービス、施設サービスは計画値を下回り、地域密着型サービス\*は計画値を上回っています。
- 要支援者が利用する予防サービスのうち、居宅サービス、地域密着型サービスともに実績が計画値を下回っています。
- 居宅（介護予防）サービス費のうち、訪問介護、通所介護については、平成 28 年度から徐々に地域支援事業（介護予防事業費）の介護予防・生活支援サービス費へ移行しています。（計画値は移行を見込んでいません。）

〔表 2-2-3: 給付費〕

(単位:千円)

| 区分            | 平成 27 年度             |           |           | 平成 28 年度 |           |           |        |
|---------------|----------------------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|--------|
|               | 計画値                  | 実績値       | 対計画値      | 計画値      | 実績値       | 対計画値      |        |
| 居宅サービス(介護)    | 訪問介護                 | 523,457   | 520,489   | 99.4%    | 581,767   | 550,553   | 94.6%  |
|               | 訪問入浴介護               | 29,634    | 28,121    | 94.9%    | 34,933    | 23,520    | 67.3%  |
|               | 訪問看護                 | 154,536   | 147,477   | 95.4%    | 179,124   | 172,706   | 96.4%  |
|               | 訪問リハビリテーション          | 20,040    | 20,537    | 102.5%   | 21,056    | 31,500    | 149.6% |
|               | 居宅療養管理指導             | 46,525    | 41,335    | 88.8%    | 53,224    | 48,370    | 90.9%  |
|               | 通所介護                 | 1,060,927 | 991,215   | 93.4%    | 1,212,656 | 829,073   | 68.4%  |
|               | 通所リハビリテーション          | 415,307   | 418,778   | 100.8%   | 443,269   | 410,989   | 92.7%  |
|               | 短期入所生活介護             | 507,785   | 385,018   | 75.8%    | 613,608   | 391,197   | 63.8%  |
|               | 短期入所療養介護             | 72,600    | 60,559    | 83.4%    | 80,274    | 55,614    | 69.3%  |
|               | 福祉用具貸与               | 211,577   | 208,916   | 98.7%    | 236,386   | 226,114   | 95.7%  |
|               | 福祉用具購入               | 12,581    | 8,933     | 71.0%    | 14,267    | 8,718     | 61.1%  |
|               | 住宅改修費                | 30,054    | 29,660    | 98.7%    | 31,604    | 24,153    | 76.4%  |
|               | 特定施設入居者生活介護          | 412,394   | 357,508   | 86.7%    | 433,557   | 365,860   | 84.4%  |
|               | 居宅介護支援               | 347,380   | 354,073   | 101.9%   | 376,793   | 374,825   | 99.5%  |
|               | 居宅サービス計              | 3,844,797 | 3,572,618 | 92.9%    | 4,312,518 | 3,513,190 | 81.5%  |
| 地域密着型サービス(介護) | 認知症対応型通所介護           | 106,677   | 110,458   | 103.5%   | 143,325   | 107,288   | 74.9%  |
|               | 小規模多機能型居宅介護          | 137,408   | 155,184   | 112.9%   | 147,915   | 161,341   | 109.1% |
|               | 認知症対応型共同生活介護         | 410,203   | 380,180   | 92.7%    | 463,256   | 368,425   | 79.5%  |
|               | 地域密着型特定施設入居者生活介護     | 75,449    | 67,670    | 89.7%    | 74,916    | 63,075    | 84.2%  |
|               | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 166,733   | 175,663   | 105.4%   | 167,190   | 174,695   | 104.5% |
|               | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護     |           |           |          |           | 3,576     | —      |
|               | 地域密着型通所介護            |           |           |          |           | 229,134   | —      |
|               | 地域密着型サービス計           | 896,470   | 889,155   | 99.2%    | 996,602   | 1,107,534 | 111.1% |

(単位:千円)

| 区分     |           | 平成 27 年度  |           |        | 平成 28 年度  |           |        |
|--------|-----------|-----------|-----------|--------|-----------|-----------|--------|
|        |           | 計画値       | 実績値       | 対計画値   | 計画値       | 実績値       | 対計画値   |
| 施設サービス | 介護老人福祉施設  | 1,009,870 | 1,010,702 | 100.1% | 1,008,712 | 983,832   | 97.5%  |
|        | 介護老人保健施設  | 1,098,597 | 1,083,560 | 98.6%  | 1,107,862 | 1,117,465 | 100.9% |
|        | 介護療養型医療施設 | 666,362   | 678,633   | 101.8% | 665,075   | 632,137   | 95.0%  |
|        | 施設サービス計   | 2,774,829 | 2,772,895 | 99.9%  | 2,781,649 | 2,733,434 | 98.3%  |

(単位:千円)

| 区分             |              | 平成 27 年度 |         |        | 平成 28 年度 |         |        |
|----------------|--------------|----------|---------|--------|----------|---------|--------|
|                |              | 計画値      | 実績値     | 対計画値   | 計画値      | 実績値     | 対計画値   |
| 居宅サービス(予防)     | 訪問介護         | 110,516  | 98,643  | 89.3%  | 117,900  | 49,337  | 41.8%  |
|                | 訪問入浴介護       | 172      | 207     | 120.3% | 277      | 569     | 205.4% |
|                | 訪問看護         | 19,702   | 22,720  | 115.3% | 18,900   | 23,873  | 126.3% |
|                | 訪問リハビリテーション  | 1,459    | 4,412   | 302.4% | 1,411    | 8,864   | 628.2% |
|                | 居宅療養管理指導     | 4,075    | 4,098   | 100.6% | 4,928    | 4,065   | 82.5%  |
|                | 通所介護         | 216,214  | 179,449 | 83.0%  | 249,204  | 100,399 | 40.3%  |
|                | 通所リハビリテーション  | 76,492   | 57,119  | 74.7%  | 79,762   | 52,623  | 66.0%  |
|                | 短期入所生活介護     | 6,403    | 4,268   | 66.7%  | 5,608    | 4,520   | 80.6%  |
|                | 短期入所療養介護     | 56       | 197     | 351.8% | 0        | 616     | —      |
|                | 福祉用具貸与       | 44,236   | 44,160  | 99.8%  | 49,326   | 50,014  | 101.4% |
|                | 福祉用具購入       | 5,752    | 3,943   | 68.6%  | 6,044    | 4,637   | 76.7%  |
|                | 住宅改修費        | 24,808   | 25,901  | 104.4% | 25,160   | 21,795  | 86.6%  |
|                | 特定施設入居者生活介護  | 21,681   | 21,836  | 100.7% | 21,474   | 19,303  | 89.9%  |
|                | 介護予防支援       | 60,843   | 64,330  | 105.7% | 64,062   | 55,065  | 86.0%  |
|                | 居宅サービス計      | 592,409  | 531,284 | 89.7%  | 644,056  | 395,680 | 61.4%  |
| 地域密着型サービス*(予防) | 認知症対応型通所介護   |          | 416     | —      |          | 1,086   | —      |
|                | 小規模多機能型居宅介護  | 14,514   | 7,086   | 48.8%  | 17,657   | 6,685   | 37.9%  |
|                | 認知症対応型共同生活介護 |          |         |        |          | 37      | —      |
|                | 地域密着型サービス計   | 14,514   | 7,502   | 51.7%  | 17,657   | 7,808   | 44.2%  |

資料: 廿日市市

- 地域支援事業費を除いた介護保険サービス給付費の総額は平成 28 年度で約 77 億 58 百万円であり、平成 26 年度と比較すると、1.5%増と微増となっています。
- サービスの内訳をみると、平成 28 年度に地域密着型サービス\*が大きく増加しています。
- 第6期計画値と比較すると、総額ではほぼ横ばいとなっており、計画値を下回っていますが、介護給付の地域密着型サービスの実績が計画値を上回っています。また、地域支援事業費の実績が計画値を上回っています。

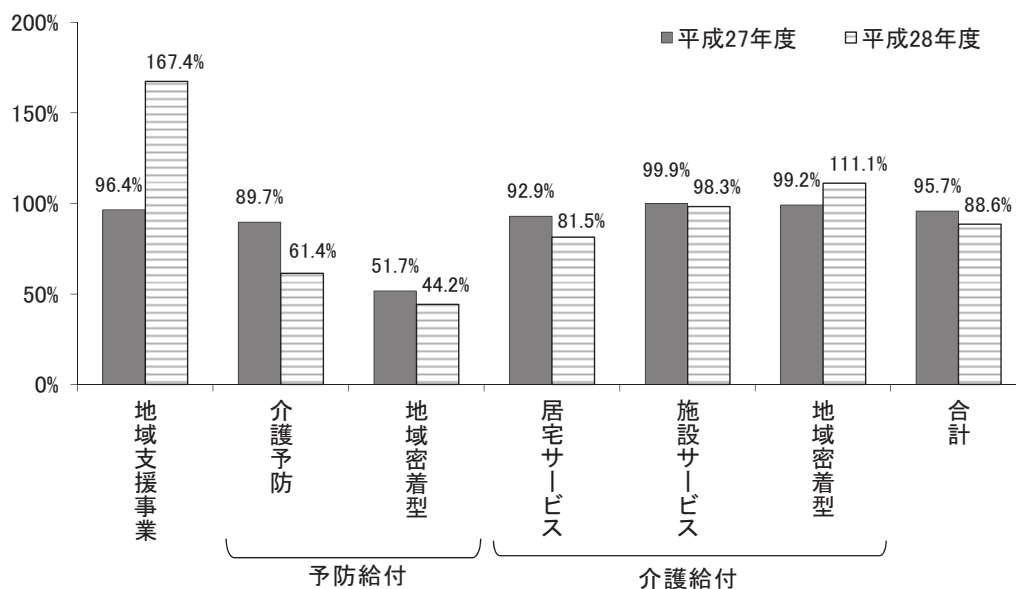
〔表 2-2-4: 介護保険サービスの給付費の計画値と実績値〕

(単位: 千円)

|     |        |      | 地域支援事業  | 予防給付    |        | 介護給付      |           |           | 合計        |
|-----|--------|------|---------|---------|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|     |        |      |         | 介護予防    | 地域密着型  | 居宅サービス    | 施設サービス    | 地域密着型     |           |
| 第5期 | 平成26年度 | 実績値  | 185,567 | 564,825 | 9,734  | 3,447,765 | 2,767,087 | 851,463   | 7,640,874 |
|     |        | 計画値  | 217,122 | 592,409 | 14,514 | 3,844,797 | 2,774,829 | 896,470   | 8,123,019 |
| 第6期 | 平成27年度 | 実績値  | 209,288 | 531,284 | 7,502  | 3,572,618 | 2,772,895 | 889,155   | 7,773,455 |
|     |        | 対計画値 | 96.4%   | 89.7%   | 51.7%  | 92.9%     | 99.9%     | 99.2%     | 96.5%     |
|     | 平成28年度 | 計画値  | 227,192 | 644,056 | 17,657 | 4,312,518 | 2,781,649 | 996,602   | 8,752,482 |
|     |        | 実績値  | 380,310 | 395,680 | 7,808  | 3,513,190 | 2,733,434 | 1,107,534 | 7,757,646 |
|     |        | 対計画値 | 167.4%  | 61.4%   | 44.2%  | 81.5%     | 98.3%     | 111.1%    | 88.6%     |

資料: 廿日市市

〔図 2-2-3: 給付費の対計画値〕



資料: 廿日市市

(4) 全国・広島県との比較（平成 27 年度）

- 厚生労働省の平成 27 年度介護保険事業報告（年報）より、本市の介護保険事業の水準を、構成比、被保険者 1 人当たりの給付費の対全国比によりみると、認定率は、全国、広島県の値を下回っています。
- 要支援・要介護度別の構成比をみると、要支援 1、要介護 1、要介護 2、要介護 5 が全国値をやや上回っています。
- 給付費のサービス別構成比をみると、短期入所サービス費が全国値を上回っています。また、施設サービス費も全国値をやや上回っています。

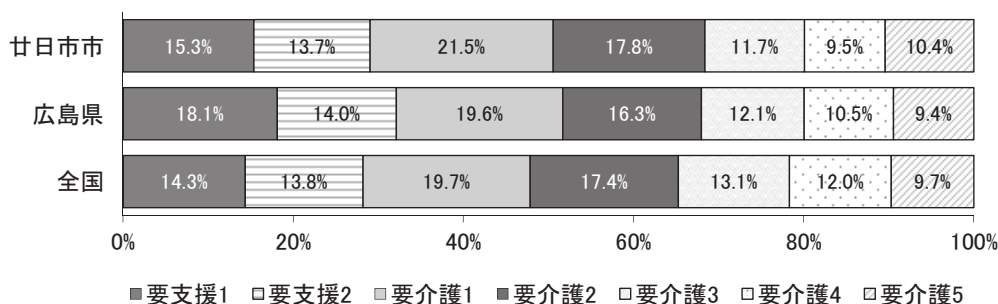
〔表 2-2-5: 第 1 号被保険者数と認定者数〕

|      |      | 第1号<br>被保険者数 | 認定者数      |         |           | 認定率      |
|------|------|--------------|-----------|---------|-----------|----------|
|      |      |              | 第1号       | 第2号     | 合計        |          |
| 全国   | 人    | 33,815,522   | 6,068,408 | 135,515 | 6,203,923 | 17.9%    |
| 広島県  | 人    | 785,437      | 152,332   | 2,788   | 155,120   | 19.4%    |
| 廿日市市 | 人    | 32,420       | 5,555     | 117     | 5,672     | 17.1%    |
|      | 対全国値 |              |           |         |           | -0.8ポイント |
|      | 対県値  |              |           |         |           | -2.3ポイント |

〔表 2-2-6: 要支援・要介護度別認定者数〕

|      |      | 要支援1     | 要支援2     | 要介護1      | 要介護2      | 要介護3     | 要介護4     | 要介護5     | 合計        |
|------|------|----------|----------|-----------|-----------|----------|----------|----------|-----------|
| 全国   | 人    | 889,645  | 858,446  | 1,220,477 | 1,080,481 | 809,617  | 743,913  | 601,344  | 6,203,923 |
|      | 構成比  | 14.3%    | 13.8%    | 19.7%     | 17.4%     | 13.1%    | 12.0%    | 9.7%     | 100.0%    |
| 広島県  | 人    | 28,062   | 21,713   | 30,415    | 25,238    | 18,748   | 16,311   | 14,633   | 155,120   |
|      | 構成比  | 18.1%    | 14.0%    | 19.6%     | 16.3%     | 12.1%    | 10.5%    | 9.4%     | 100.0%    |
| 廿日市市 | 人    | 870      | 777      | 1,220     | 1,012     | 663      | 539      | 591      | 5,672     |
|      | 構成比  | 15.3%    | 13.7%    | 21.5%     | 17.8%     | 11.7%    | 9.5%     | 10.4%    | 100.0%    |
|      | 対全国値 | +1.0ポイント | -0.1ポイント | +1.8ポイント  | +0.4ポイント  | -1.4ポイント | -2.5ポイント | +0.7ポイント | -         |
|      | 対県値  | -2.8ポイント | -0.3ポイント | +1.9ポイント  | +1.6ポイント  | -0.4ポイント | -1.0ポイント | +1.0ポイント | -         |

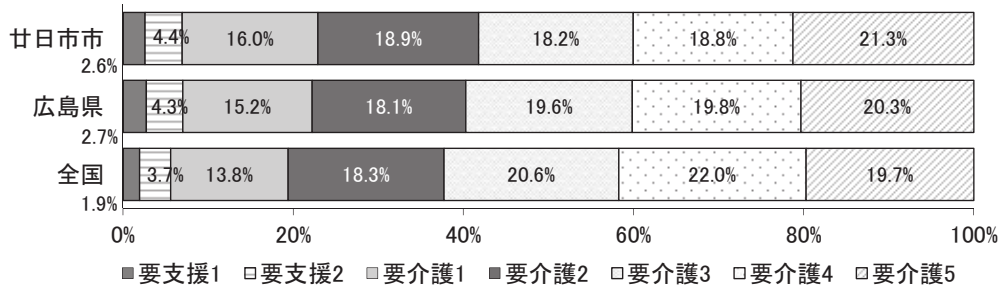
〔図 2-2-4: 要支援・要介護度別認定者割合〕



〔表 2-2-7: 介護保険給付費(総額)/要介護度別〕

|      |      | 要支援1        | 要支援2        | 要介護1          | 要介護2          | 要介護3          | 要介護4          | 要介護5          | 合計            |
|------|------|-------------|-------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 全国   | 千円   | 162,806,433 | 313,959,479 | 1,180,772,375 | 1,565,415,908 | 1,757,388,862 | 1,879,571,132 | 1,686,302,278 | 8,546,216,467 |
|      | 構成比  | 1.9%        | 3.7%        | 13.8%         | 18.3%         | 20.6%         | 22.0%         | 19.7%         | 100.0%        |
| 広島県  | 千円   | 5,725,605   | 9,180,726   | 32,264,409    | 38,406,072    | 41,542,344    | 42,108,213    | 43,171,051    | 212,398,420   |
|      | 構成比  | 2.7%        | 4.3%        | 15.2%         | 18.1%         | 19.6%         | 19.8%         | 20.3%         | 100.0%        |
| 廿日市市 | 千円   | 198,231     | 339,986     | 1,241,414     | 1,469,356     | 1,411,058     | 1,459,602     | 1,653,809     | 7,773,455     |
|      | 構成比  | 2.6%        | 4.4%        | 16.0%         | 18.9%         | 18.2%         | 18.8%         | 21.3%         | 100.0%        |
|      | 対全国値 | +0.6ポイント    | +0.7ポイント    | +2.2ポイント      | +0.6ポイント      | -2.4ポイント      | -3.2ポイント      | +1.5ポイント      | -             |
|      | 対県値  | -0.1ポイント    | +0.1ポイント    | +0.8ポイント      | +0.8ポイント      | -1.4ポイント      | -1.0ポイント      | +0.9ポイント      | -             |

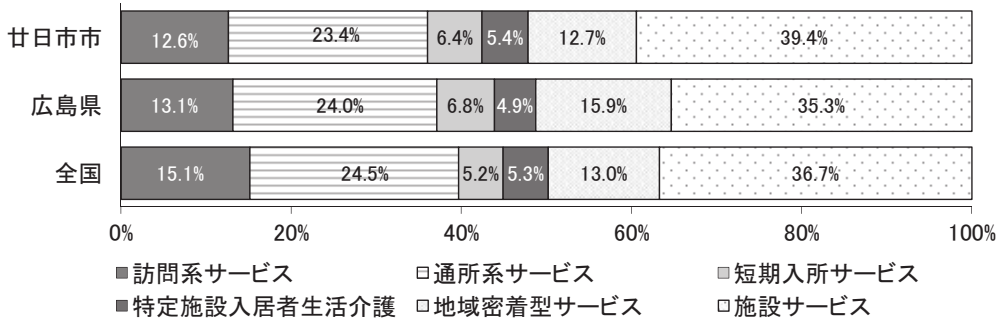
〔図 2-2-5: 要支援・要介護度別給付費割合〕



〔表 2-2-8: 介護保険給付費/サービス別〕

|      |      | 訪問系サービス       | 通所系サービス       | 短期入所サービス    | 特定施設入居者生活介護 | 地域密着型サービス     | 施設サービス        | 総額            |
|------|------|---------------|---------------|-------------|-------------|---------------|---------------|---------------|
| 全国   | 千円   | 1,173,759,329 | 1,902,702,903 | 404,493,670 | 412,482,240 | 1,010,513,644 | 2,848,337,630 | 7,752,289,416 |
|      | 構成比  | 15.1%         | 24.5%         | 5.2%        | 5.3%        | 13.0%         | 36.7%         | 100.0%        |
| 広島県  | 千円   | 25,228,086    | 46,027,802    | 12,967,263  | 9,328,981   | 30,591,294    | 67,844,262    | 191,987,687   |
|      | 構成比  | 13.1%         | 24.0%         | 6.8%        | 4.9%        | 15.9%         | 35.3%         | 100.0%        |
| 廿日市市 | 千円   | 888,039       | 1,646,560     | 450,042     | 379,345     | 896,658       | 2,772,895     | 7,033,538     |
|      | 構成比  | 12.6%         | 23.4%         | 6.4%        | 5.4%        | 12.7%         | 39.4%         | 100.0%        |
|      | 対全国値 | -2.5ポイント      | -1.1ポイント      | +1.2ポイント    | +0.1ポイント    | -0.3ポイント      | +2.7ポイント      | -             |
|      | 対県値  | -0.5ポイント      | -0.6ポイント      | -0.4ポイント    | +0.5ポイント    | -3.2ポイント      | +4.1ポイント      | -             |

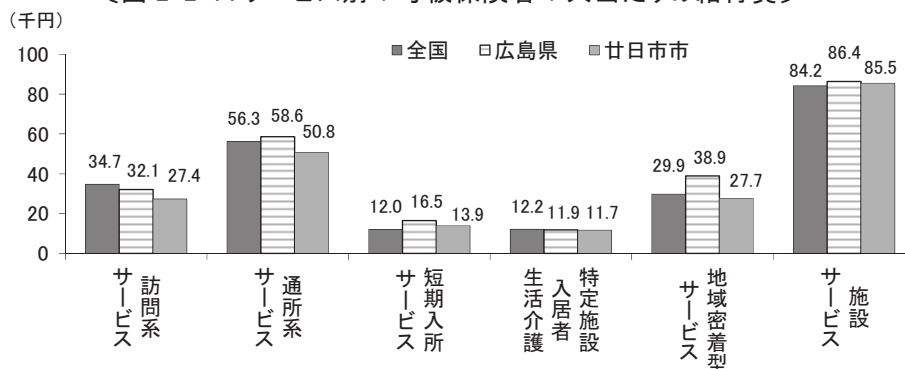
〔図 2-2-6: サービス別給付費割合〕



〔表 2-2-9: サービス別第1号被保険者1人当たりの給付費〕

|      |      | 訪問系サービス | 通所系サービス | 短期入所サービス | 特定施設入居者生活介護 | 地域密着型サービス | 施設サービス | 総額      |
|------|------|---------|---------|----------|-------------|-----------|--------|---------|
| 全国   | 千円   | 34.7    | 56.3    | 12.0     | 12.2        | 29.9      | 84.2   | 229.3   |
| 広島県  | 千円   | 32.1    | 58.6    | 16.5     | 11.9        | 38.9      | 86.4   | 244.4   |
| 廿日市市 | 千円   | 27.4    | 50.8    | 13.9     | 11.7        | 27.7      | 85.5   | 217.0   |
|      | 対全国値 | -7.3千円  | -5.5千円  | +1.9千円   | -0.5千円      | -2.2千円    | +1.3千円 | -12.3千円 |
|      | 対県値  | -4.7千円  | -7.8千円  | -2.6千円   | -0.2千円      | -11.3千円   | -0.8千円 | -27.5千円 |

〔図 2-2-7: サービス別1号被保険者1人当たりの給付費〕



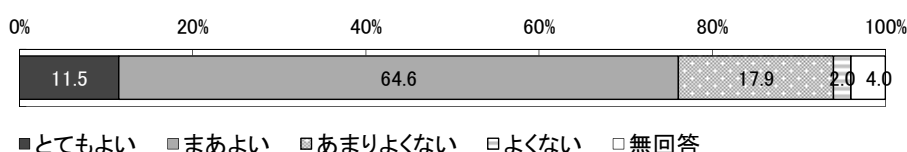
### 3 アンケート調査結果の概要

#### (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果からみた現状

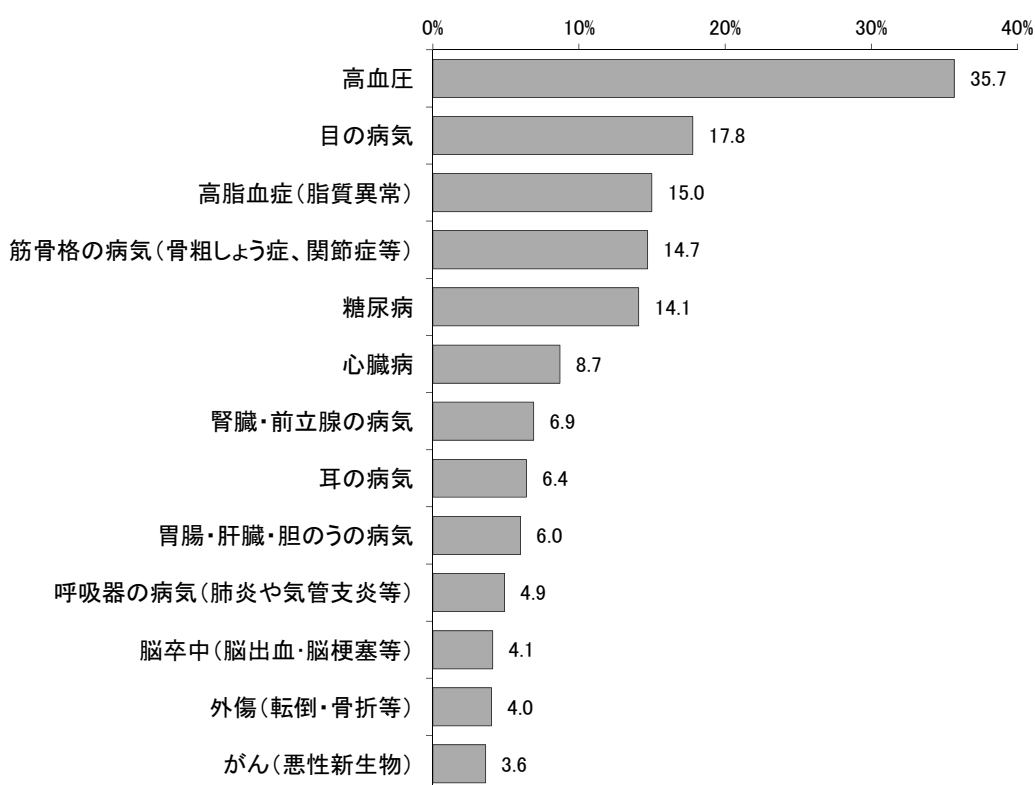
##### ① 健康・介護予防

- 健康状態がよい（「とてもよい」＋「まあよい」）と回答した高齢者は 76.1% となっていますが、約 8 割の人が現在治療中か後遺症のある病気がある状況です。
- 現在治療中、後遺症のある病気は、「高血圧」が最も高く 35.7% であり、「高脂血症（脂質異常）」、「糖尿病」も挙がっています。
- 介護・介助が必要になった要因は、「高齢による衰弱」を除くと、「骨折・転倒」の割合が最も高く、続いて「関節の病気（リウマチ等）」となっています。
- 介護・介助が必要になった原因の疾病として、「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」、「心臓病」も上位となっています。
- 高齢期になっても自立した生活を送るためには、若い世代から生活習慣病を予防するための継続した取組が重要です。

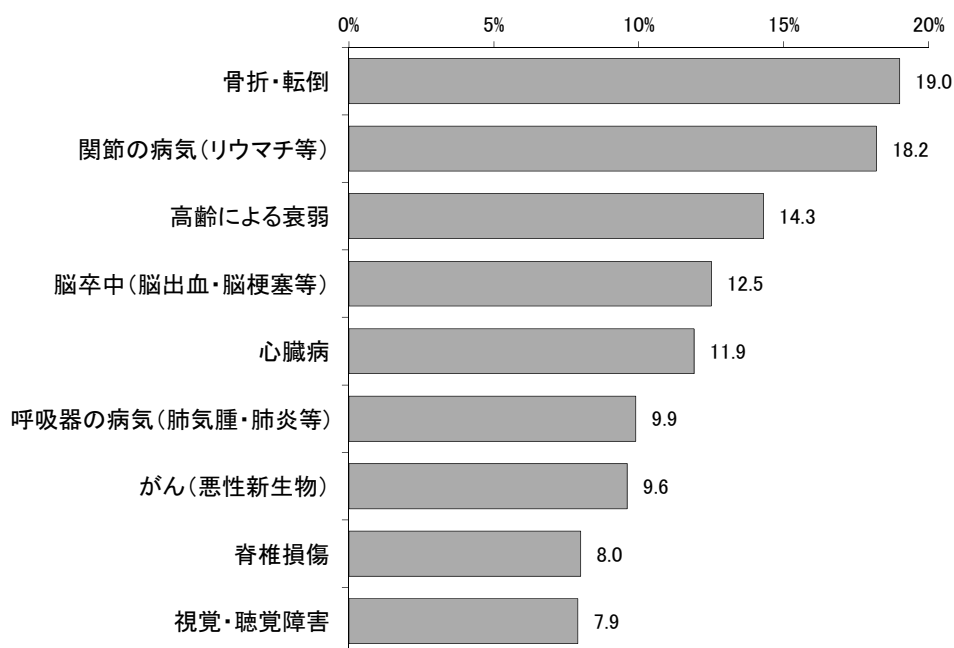
〔図 2-3-1: 健康状態〕



〔図 2-3-2: 現在治療中、後遺症のある病気/上位 13 項目〕

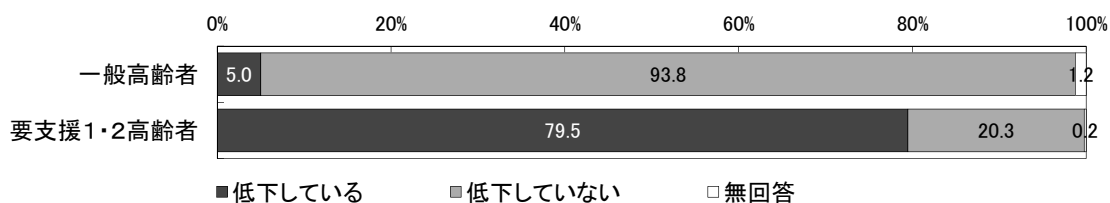


〔図 2-3-3:介護・介助が必要になった要因/上位 9 項目〕

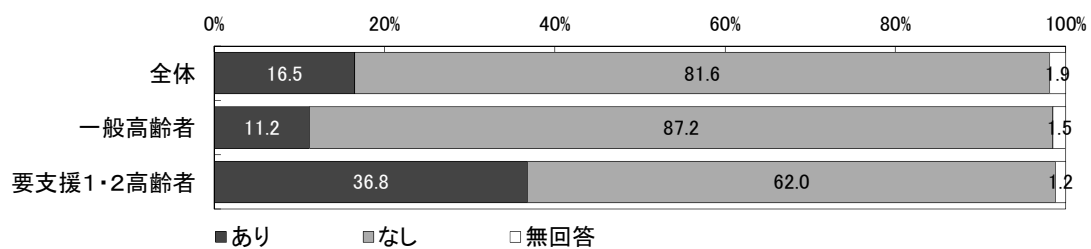


- 運動器機能が低下している人の割合は要支援1・2の高齢者で 79.5%、一般高齢者\*で 5.0%となっています。
- 閉じこもり傾向がある人の割合は要支援1・2の高齢者で 36.8%、一般高齢者で 11.2%となっています。
- 外出を控えている理由として、「足腰などの痛み」の割合が 60.1%で最も高くなっています。
- 個々の状態に応じた運動器機能の向上を目的とする取組とともに、地域において生きがい・役割を持って様々な活動に参加できる環境づくりが重要です。

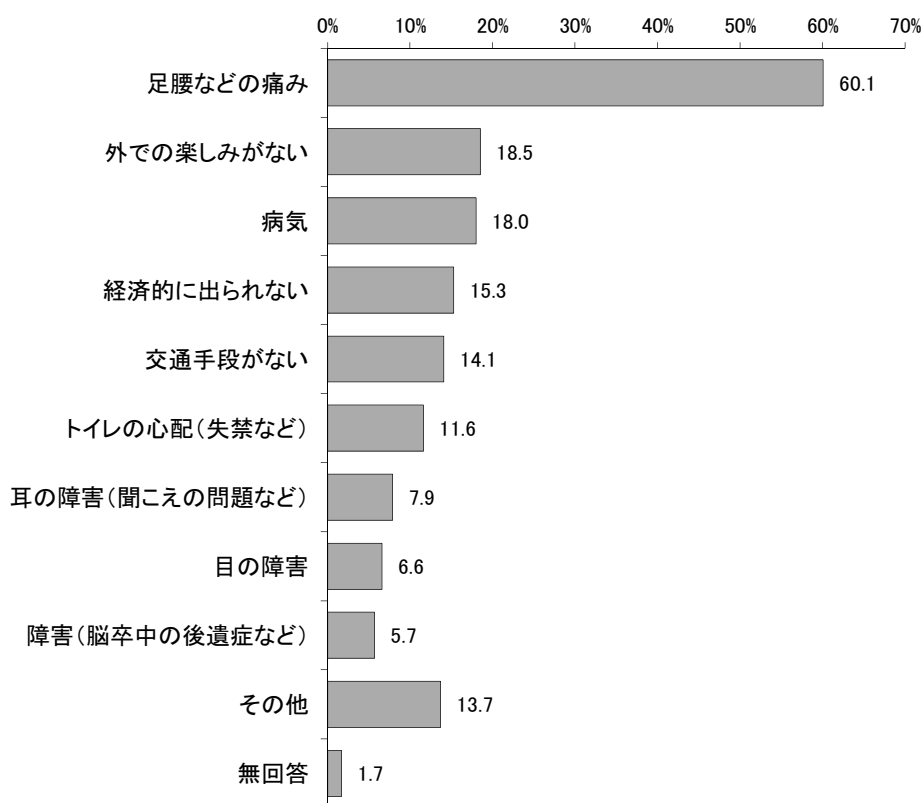
〔図 2-3-4:運動器機能(要支援認定の有無別)〕



〔図 2-3-5:閉じこもり傾向(要支援認定の有無別)〕



〔図 2-3-6:外出を控えている理由〕

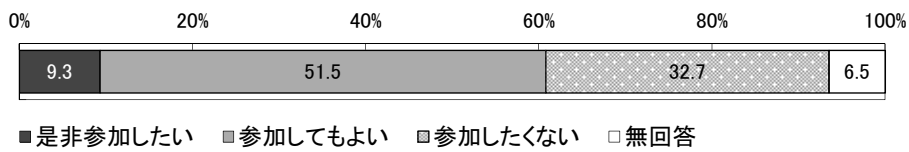




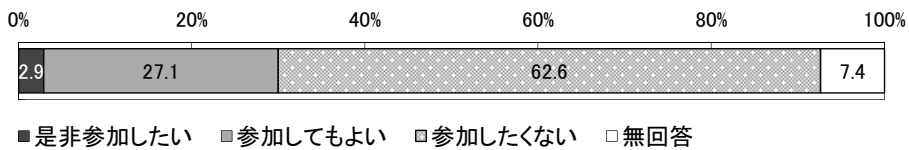
② 地域活動への参加・参画

- 地域住民の有志による健康づくり活動や趣味グループの活動へ、参加者として参加意向がある（「是非参加したい」＋「参加してもよい」）高齢者は60.8%、企画・運営として参加意向がある高齢者は30.0%となっています。
- 地域活動へ的高齢者の参加率はいずれの活動においても高い状態ではありませんが、自主的な活動への参加意向は高いことから、高齢者の楽しみや生きがいにつながるような活動の場の充実を図るとともに、既存の活動の情報提供や参加のきっかけづくり、活動への支援など参加を促す環境づくりが重要です。

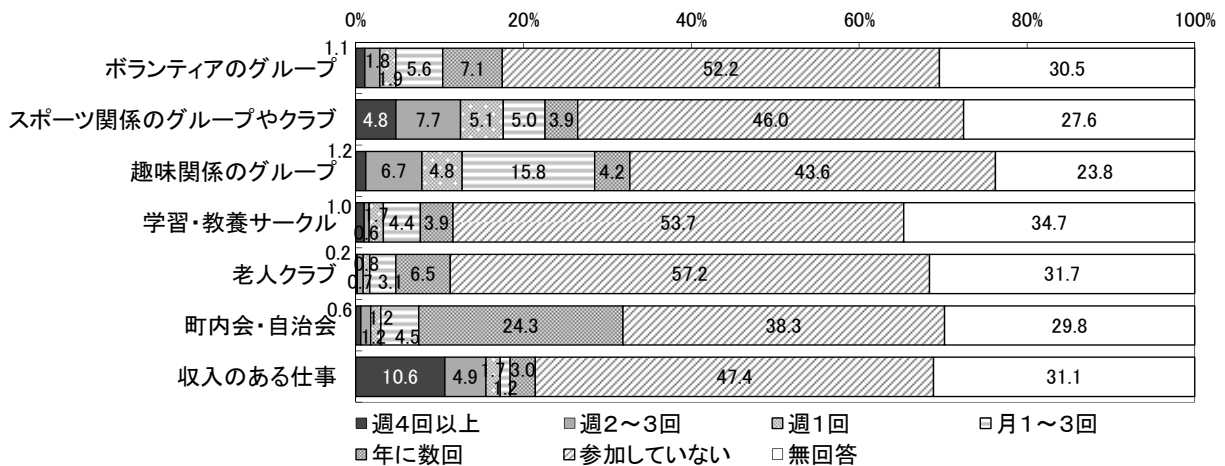
〔図 2-3-7: 地域づくりの活動への参加者としての参加意向〕



〔図 2-3-8: 地域づくりの活動への企画・運営としての参加意向〕



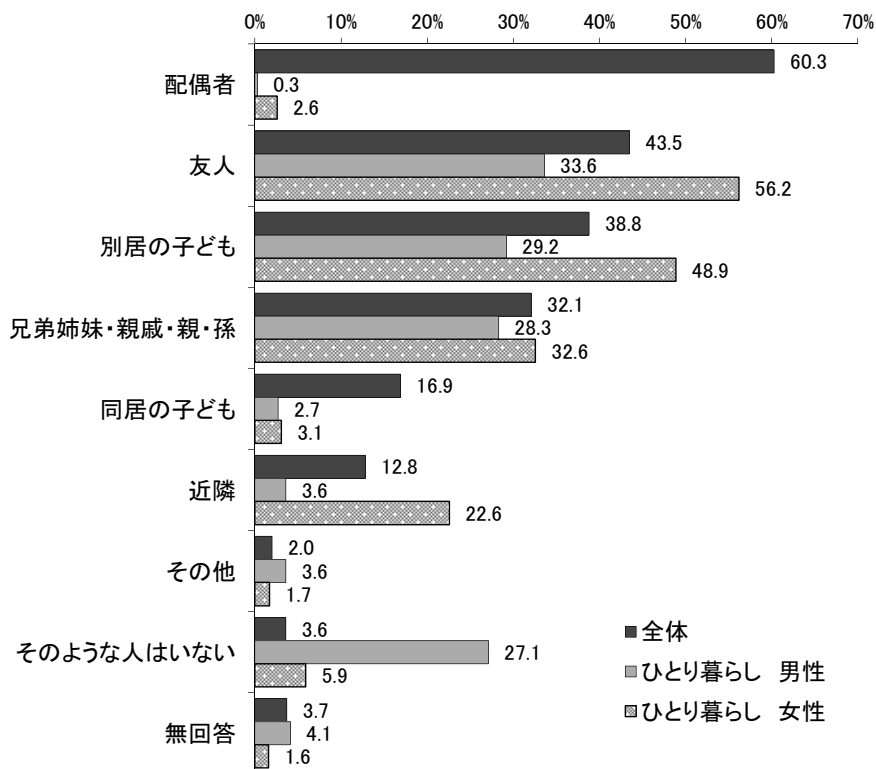
〔図 2-3-9: 地域での活動の参加状況〕



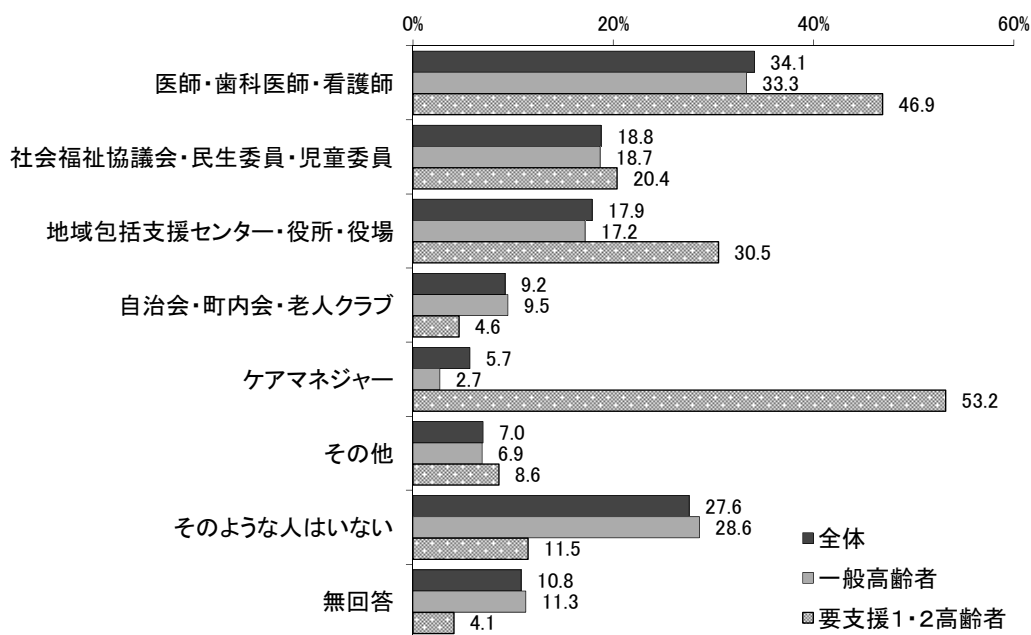
③ 相談・助け合い

- 回答者の心配事や愚痴を聞いてくれる人は、家族・親戚や友人の割合が高くなっています。一方、「聞いてくれる人がいない」高齢者は全体では 3.6%ですが、男性のひとり暮らしでは 27.1%と高くなっています。
- 回答者が、家族や友人・知人以外で相談する相手は、全体では「医師・歯科医師・看護師」が最も高く、続いて「社会福祉協議会・民生委員・児童委員」、「地域包括支援センター・役所・役場」となっており、要支援 1・2 の高齢者では「ケアマネジャー」の割合が最も高くなっています。
- 自分の心配事や愚痴を「聞いてくれる人がいない」と回答した人のうち、家族や友人・知人以外でも「相談する相手がない」と回答した高齢者が 52.1%となっています。
- 相談できる人がいない状況にある高齢者やその困難な状況等を把握し、見守り支援や日常的に相談ができる体制づくりが必要です。

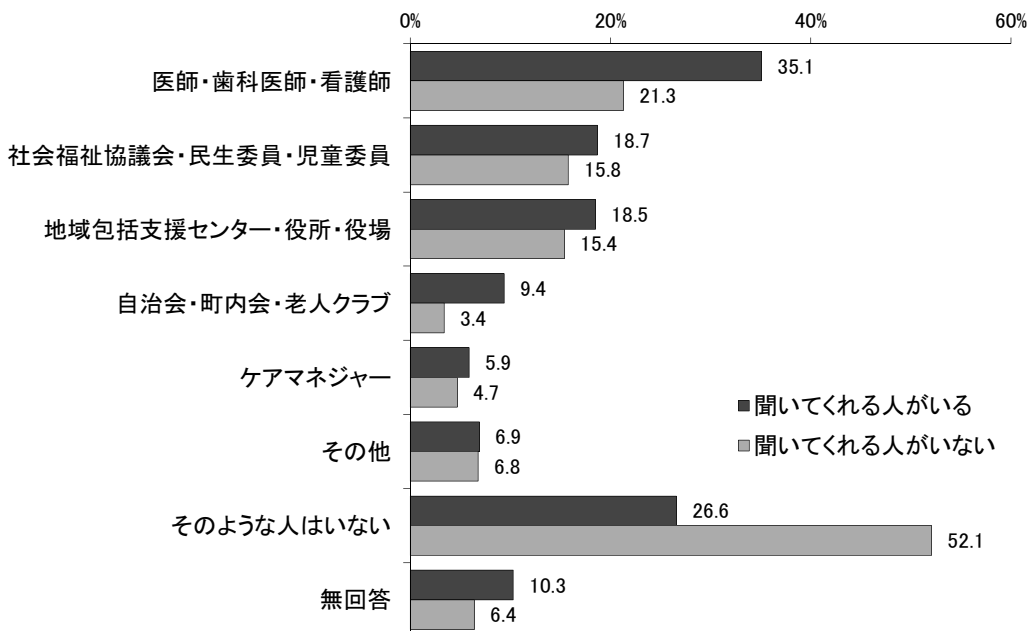
〔図 2-3-10: 心配事や愚痴を聞いてくれる人〕



〔図 2-3-11: 家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手(要支援認定の有無別)〕



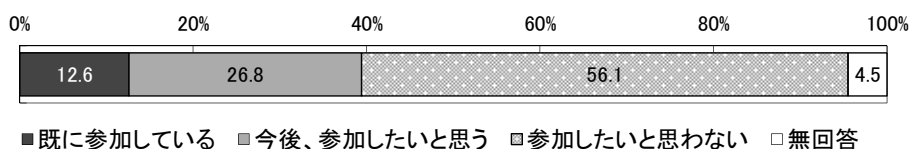
〔図 2-3-12: 家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手  
(自分の心配事や愚痴を聞いてくれる人の有無別)〕



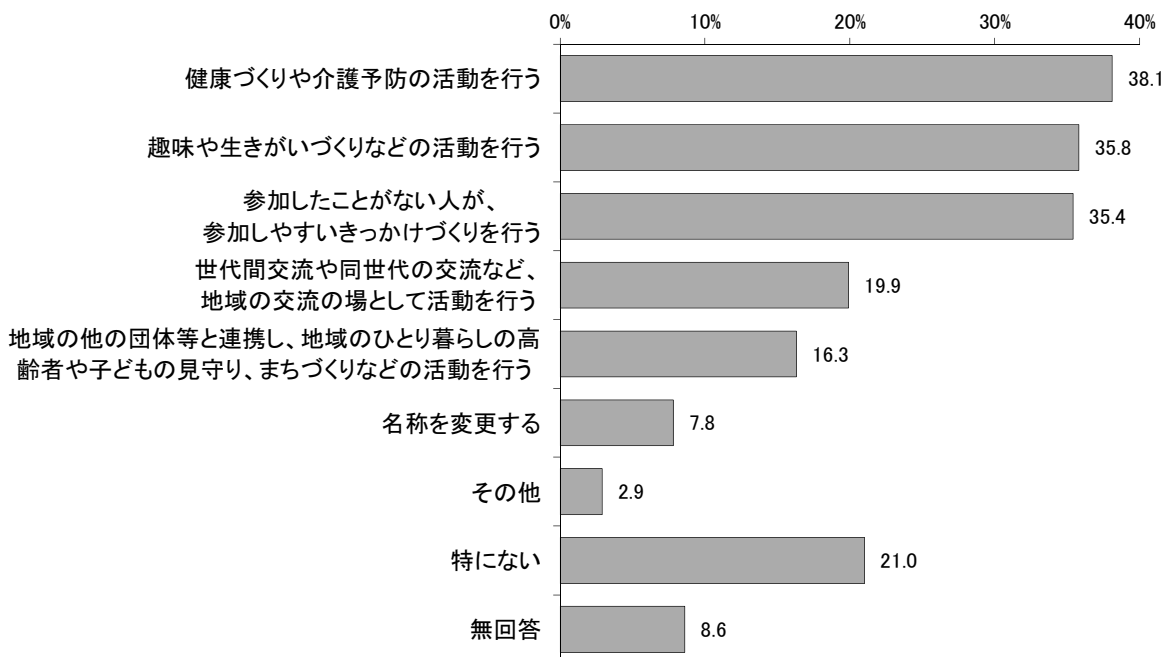
④ 老人クラブ

- 老人クラブに「既に参加している」人は 12.6%、「今後、参加したいと思う」人は 26.8%となっています。
- 老人クラブの活動として望む活動は、「健康づくりや介護予防の活動を行う」ことの割合が最も高く、続いて「趣味や生きがいづくりなどの活動を行う」、「参加したことがない人が、参加しやすいきっかけづくりを行う」こととなっています。
- 参加意向がある人が参加できるよう、参加のきっかけづくり等、参加しやすい環境づくりを進めるとともに、その活動が地域の高齢者の健康づくりや、地域自体の活性化につながるような環境づくりが重要であると考えられます。

〔図 2-3-13: 老人クラブへの参加状況〕



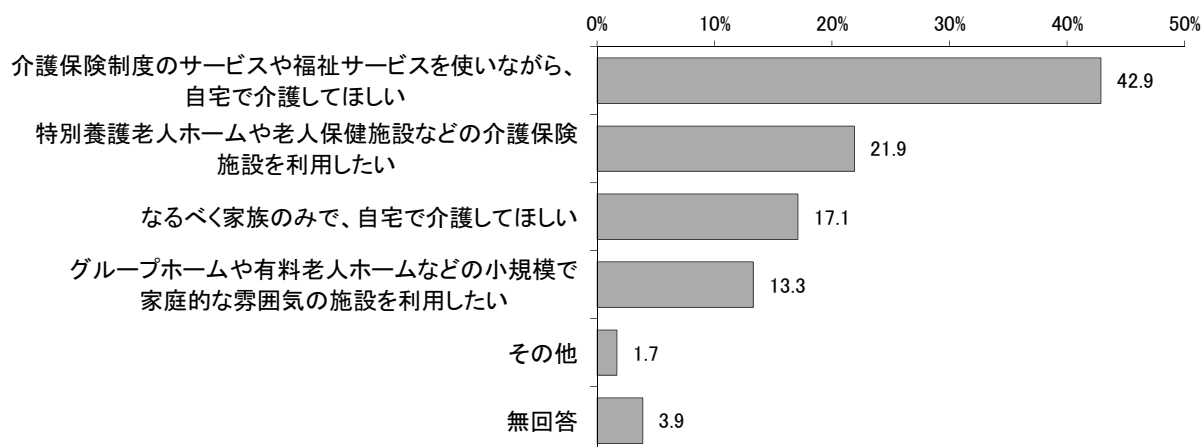
〔図 2-3-14: 老人クラブの活動として望む活動〕



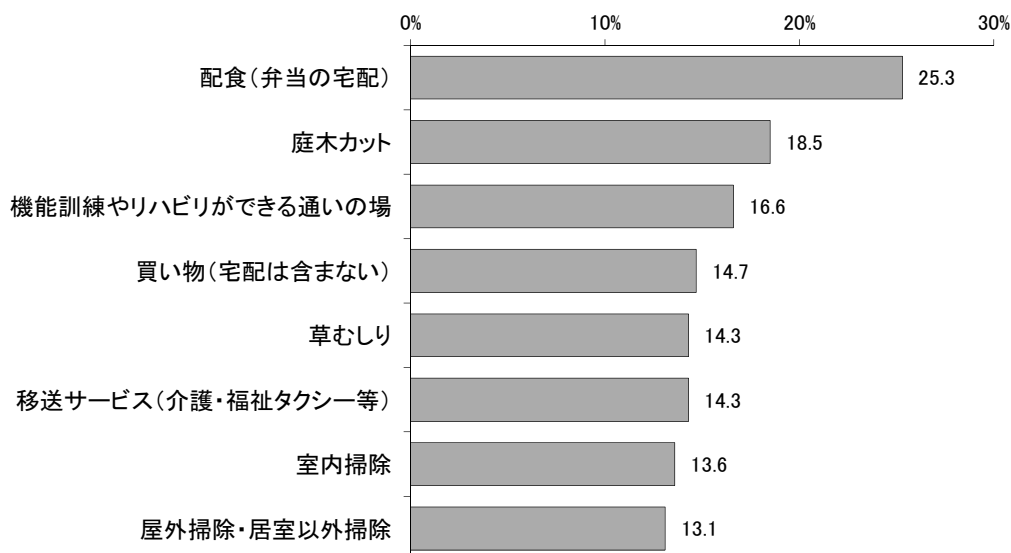
## ⑤ 在宅での生活

- 介護が必要になった際の望む暮らし方として、「介護保険制度のサービスや福祉サービスを使いながら、自宅で介護してほしい」と回答した人の割合が4割を超えて最も高く、家族の介護による在宅での暮らしを望む割合を加えると6割となっています。
- 在宅生活を継続するために必要な支援として、「配食（弁当の宅配）」、「庭木カット」、「機能訓練やリハビリができる通いの場」の割合が高くなっています。
- 近年、高齢者ひとり暮らし世帯や高齢者夫婦世帯が増加するとともに、地域の間関係は希薄化しています。そのため、地域住民や地域の関係機関・団体が連携を図り、地域包括ケアシステム\*の構築をさらに推進する必要があります。
- 今後、後期高齢者が増加していく中で、生活支援へのニーズは高まることから、地域の様々な団体等が参画する生活支援事業や集いの場づくりの充実を図る必要があります。

〔図 2-3-15: 介護が必要になったときの望む暮らし方〕



〔図 2-3-16: 在宅で暮らし続けるために必要なこと/上位 8 項目〕

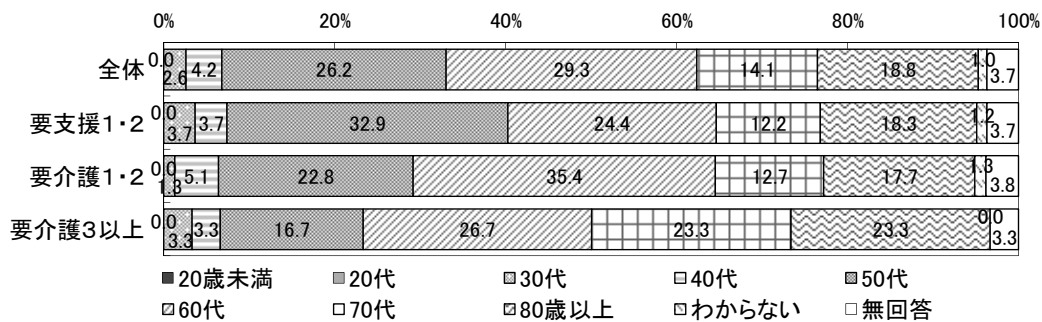


(2) 在宅介護実態調査結果からみた現状

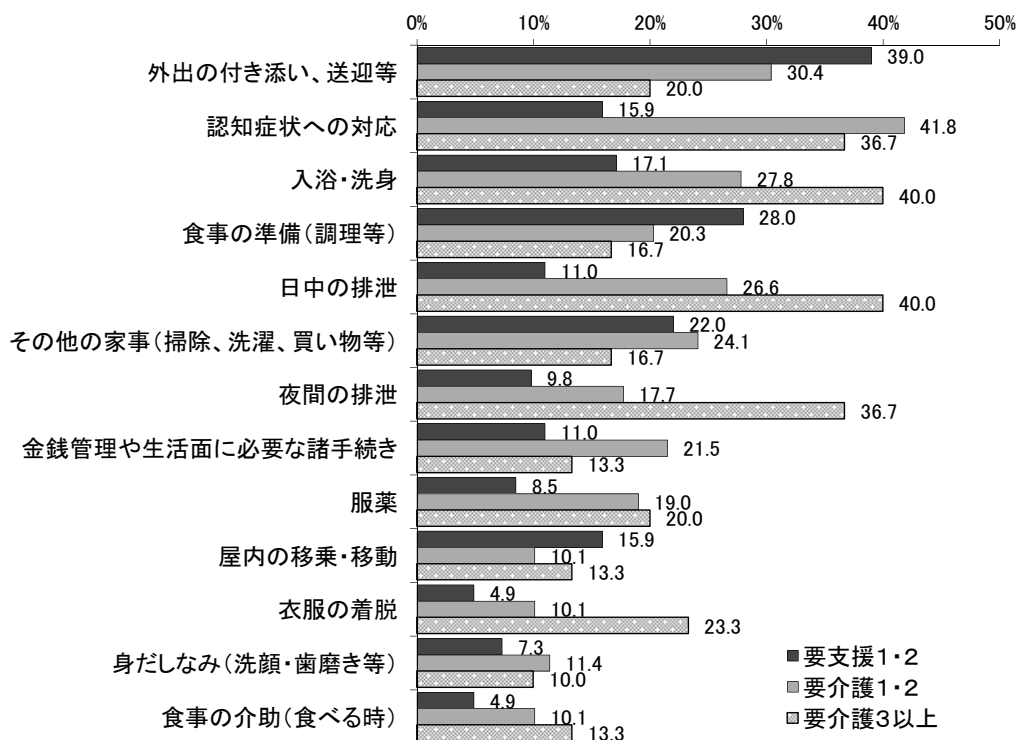
① 在宅介護の状況

- 介護者の年齢は 50 歳代、60 歳代の割合がともに 2 割半ばを超え、両者で 5 割を超えています。80 歳以上も 18.8% となっており、介護者が高齢である割合は、要介護 3 以上で高くなっています。
- 介護者が不安に感じる介護は、要介護 3 以上では、軽度者と比較して「認知症状への対応」、「入浴・洗身」、「日中の排泄」、「夜間の排泄」の割合が高くなっています。
- 施設等への入所・入居の検討を行っている割合は 20.1% となっています。
- 主な介護者が 1 年間に介護を理由に退職した状況は 4.7% であり、要介護 3 以上では 10.0% となっています。
- 在宅生活を継続するため、また、介護と仕事を両立するために、介護者の負担や不安を軽減する環境づくりが重要です。

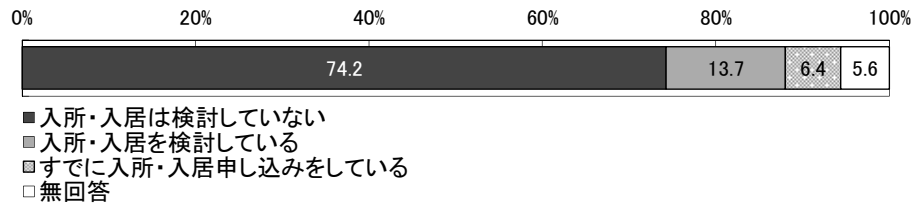
〔図 2-3-17: 介護者の年齢(要支援・要介護度別)〕



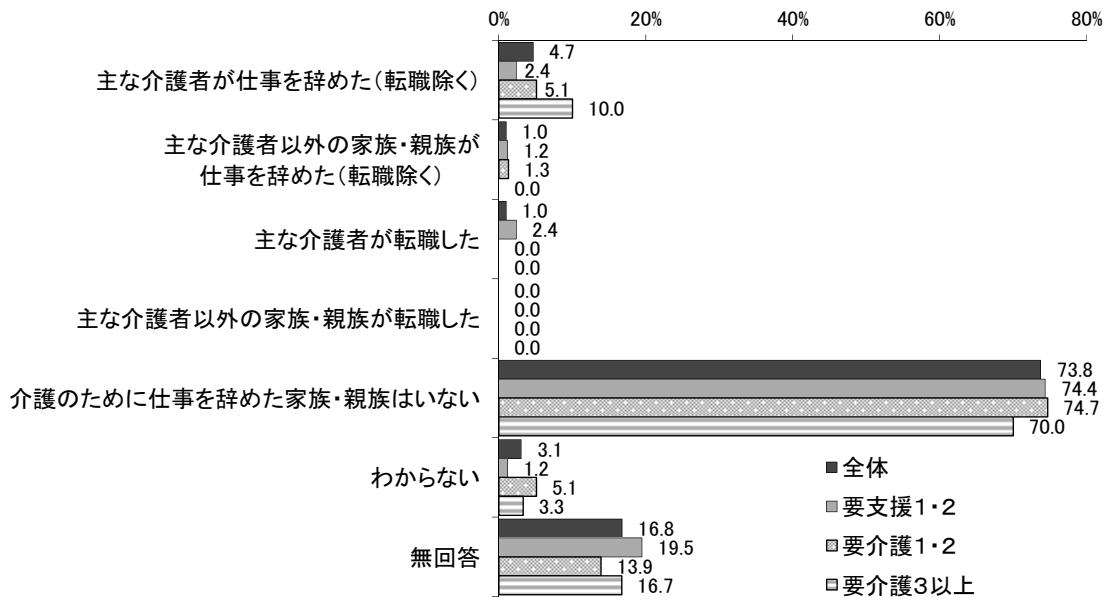
〔図 2-3-18: 介護者が不安に感じる介護/上位 13 項目(要支援・要介護度別)〕



〔図 2-3-19:施設等検討の状況〕



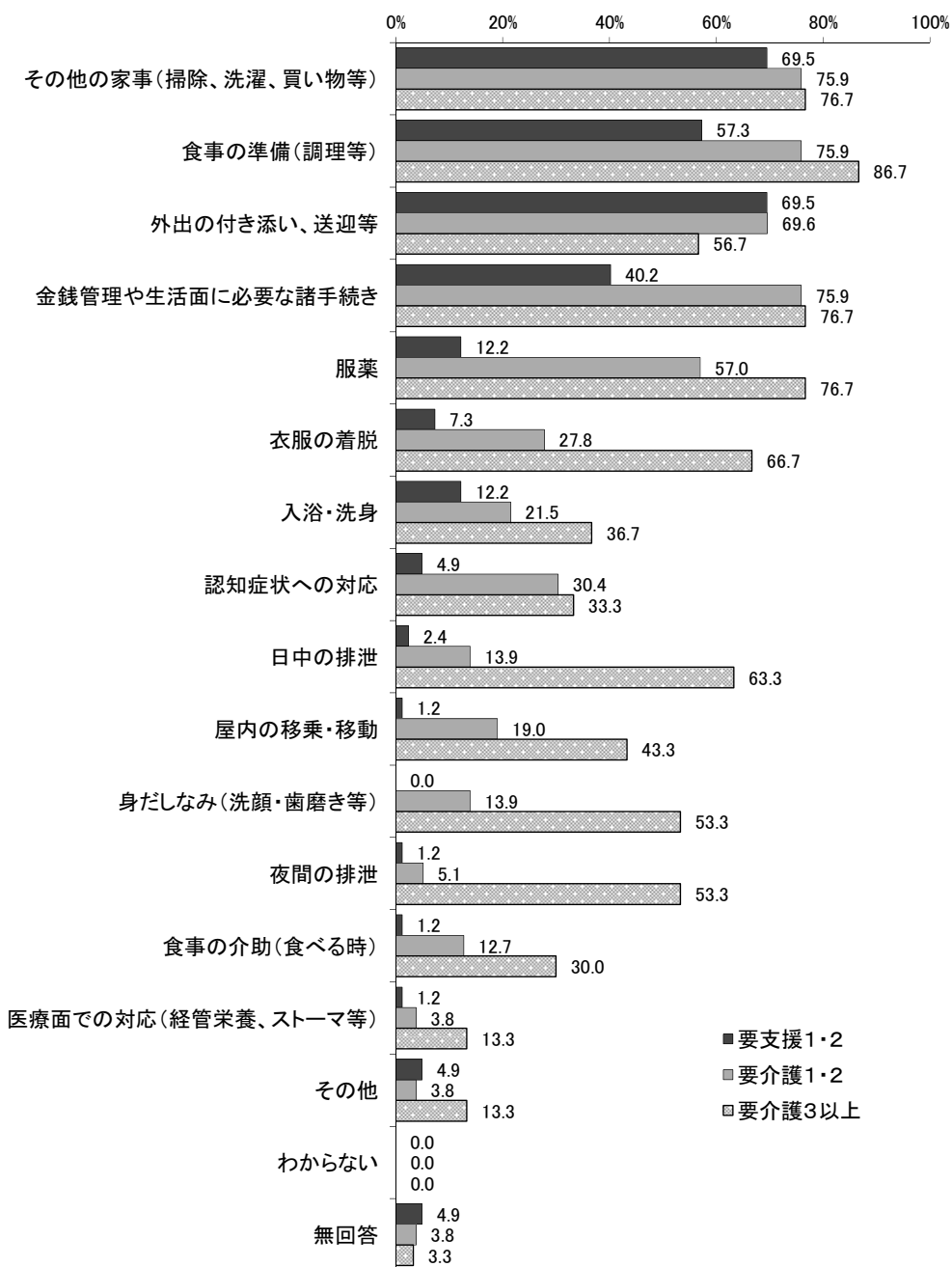
〔図 2-3-20:主な介護者が1年間に介護を理由に退職した状況(要支援・要介護度別)〕



② 医療ニーズの高い在宅療養者を支える支援・サービスの提供

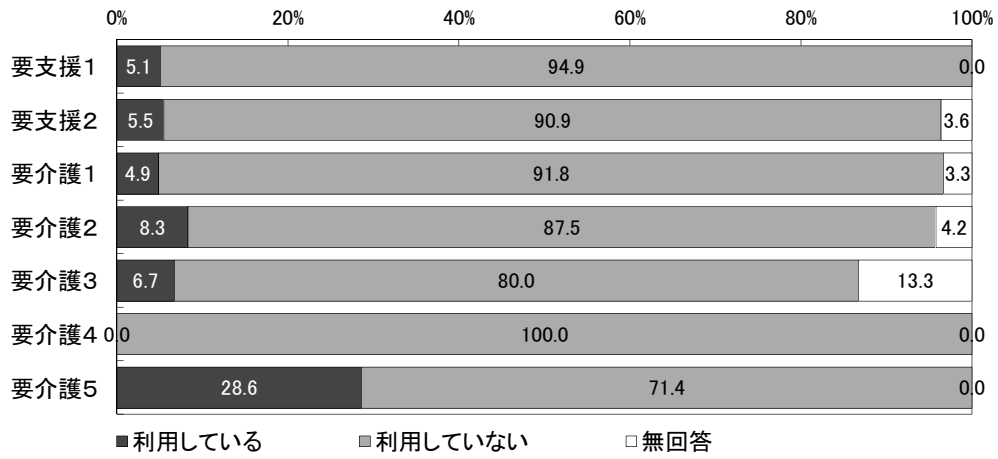
- 主な介護者が行っている介護として、「医療面での対応(経管栄養、ストーマ等)」の割合は要介護度が重くなるほど高くなっています。また、訪問診療を利用している世帯は要介護者の要介護度が5の世帯では28.6%となっています。
- 中重度の要介護者の大幅な増加が見込まれることから、増加することが予想される「介護と医療の両方のニーズを持つ在宅療養者」について、適切なサービス提供体制を確保する必要があります。

[図 2-3-21: 主な介護者が行っている介護(要支援・要介護度別)]





〔図 2-3-22: 訪問診療の利用の有無(要支援・介護度別)〕



## 4 第6期計画の取組

### (1) 高齢者福祉施策の取組

#### ① 高齢者の生きがいづくり

##### (ア) シルバー人材センター運営補助事業

高齢者の能力の積極的な活用を図り、高齢者の福祉の増進に資するため、公益社団法人廿日市市シルバー人材センターが行う高年齢者労働能力活用事業に対し、補助金を交付しました。

〔表 2-4-1: シルバー人材センター 会員数、加入率(各年 4 月 1 日時点)〕

|     | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 会員数 | 769 人    | 731 人    | 666 人    |
| 加入率 | 1.9%     | 1.8%     | 1.6%     |

##### (イ) 老人クラブ活動の活発化

高齢者の生きがいと健康づくりの充実を図るため、廿日市市老人クラブ連合会等が行う事業に対し、補助金を交付しました。

〔表 2-4-2: 廿日市市老人クラブ連合会 会員数、加入率(各年 4 月 1 日時点)〕

|     | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 会員数 | 6,782 人  | 6,684 人  | 6,525 人  |
| 加入率 | 16.7%    | 16.3%    | 15.7%    |

##### (ウ) 生きがい活動の推進

生涯を通じた学習機会は、民間を含め多種多様に提供されており、市民センターにおける講座や地域自治組織による事業等で、高齢者も生きがい活動や趣味活動などに積極的に取り組んでいます。参加者の固定化が著しい状況です。

新規加入参加者への声掛けが必要であるとともに、市民センターを利用する地域住民や各種団体等のつながりを支援していく必要があります。

また、スポーツを通じた生きがい活動については、地域住民への生涯スポーツの普及を担っているスポーツ推進委員の一層の資質向上を図るため、研修の充実に取り組んでいます。

今後は、各種スポーツ活動を支えるスポーツリーダーやボランティアなどのマンパワーに関する情報の収集・提供に努め、サポート体制を整える必要があります。

## ② 総合相談支援・権利擁護\*体制

### (ア) 高齢者虐待防止のための取組

「高齢者虐待防止法」の規定等に基づき、高齢者や養護者に対する相談、助言、支援を行いました。

高齢者虐待の防止や早期発見のために、市広報や出前講座等で市民への周知活動を行っています。

また、高齢者虐待防止ネットワーク会議\*を開催し、現状と課題についての意見交換を行うなど、ネットワークの強化に努めています。

### (イ) 権利擁護事業

認知症高齢者等が判断能力の低下により、財産管理や日常生活を営むことが困難となった場合に地域で安心して生活を継続できるよう、成年後見制度の利用支援が必要な高齢者や親族に対し、成年後見制度の経費に対する助成及び個別に助言・支援を行っています。

また、廿日市市社会福祉協議会では、自分でものごとを決めることが不安な人に対し、日々の暮らしに必要な福祉サービスの利用手続きや金銭管理の手伝いをする「かけはし」の事業を行っています。

### (ウ) 要援護者に対する見守り活動

高齢化や課題を抱える世帯の増加により、支援を必要とする高齢者が増加している中、民生委員・児童委員が「地域の身近な相談相手」として地域に住む高齢者世帯の把握や見守り、相談対応、地域包括支援センターなどの専門機関への必要な支援の「つなぎ役」として活躍しています。

しかし、個人情報保護に対する過剰反応や町内会・自治会等との連携の困難さ、行政からの依頼内容が多岐にわたるなどの原因から、民生委員・児童委員の「なり手不足」が今後の課題になることが考えられます。

## ③ 福祉サービス

### (ア) 廿日市市ファミリー・サポート・センター

廿日市市社会福祉協議会に委託し、育児・介護のちょっとした困りごとに関して、サポートを受けたい人と援助協力が可能な人の支え合いによる活動であるファミリー・サポート・センター事業を実施しています。利用会員、提供会員ともに増加しており、市内でのお互いさま活動が広がっています。

廿日市市社会福祉協議会が推進している事業である「地域の集い・サロン」活動とも連動する形で、お互いさま活動の輪に参画できる人の発掘に努めます。

(イ) リフトカーの貸出

廿日市市社会福祉協議会に委託し、一般車両では移動が困難な障がいのある人・高齢者の外出を支援するため、リフトカーの貸出を行っています。

(ウ) 車いす貸出事業

廿日市市社会福祉協議会の独自事業として、車いすの貸出を行っています。利用実績はここ数年変動がなく、安定した貸出件数で推移しています。

④ 施設サービスの推進

養護老人ホーム\*やケアハウス（軽費老人ホーム）\*、有料老人ホーム\*、サービス付き高齢者向け住宅\*などの適正な運営の確保と質の向上を図りました。

吉和圏域においては、住民自らが運営していく高齢者福祉施設を整備しました。

⑤ 地域福祉の推進

(ア) 地域福祉を進めるための地域ネットワーク体制の整備

廿日市市では、概ね小学校の区域（大野地域では区）である「地区」の範囲 28 地区に地域自治組織があり、民生委員や福祉部会等により、見守りや支え合い活動など高齢者の生活を支援する地域福祉活動が展開されています。

しかし、活動への参加意識が希薄になりつつあること、担い手の多くが高齢者となっていることから、一部の活動者に負担がかかっている状況もみられ、組織内の世代交代が進みにくくなっています。

(イ) 地域サロン

市内において 170 余りのサロンが活動を行っています。町内会、コミュニティなどの単位で、お互いに「気かけあえる」関係づくりが市内で広がっています。地域によっては、常設型で相談機能を持ったサロンや総合事業の中で要支援の人たちの介護予防を担う「せらつサロン」なども立ち上がっています。

世話人の高齢化で継続が難しくなっているサロンもありますが、価値観の違いなどから世代交代が難しい現状があります。

(ウ) 地域敬老事業

○ 地域敬老会開催事業

地域自治推進の観点から、長年地域に対して貢献してきた高齢者に地区住民で敬老する事業として敬老会の開催を進めてきました。高齢化が進み対象者が増えたこと、身体的な状況などによる場所の問題（会場の広さや送迎など）から一堂に会しての開催が難しくなっています。

平成 29 年度より、敬老事業補助金を「まちづくり交付金」へ統合し、敬老事業を敬老会の開催に限らず、地域の幅広い高齢者福祉を軸とした地域福祉の充実のために使えるよう変更しました。

## ○ 敬老金贈与事業

88歳及び100歳の高齢者に対し、敬老金等を贈与し長寿を祝福しました。

〔表 2-4-3: 敬老会開催箇所数・対象者数、敬老金等贈与対象者数〕

|        |         | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|--------|---------|----------|----------|
| 敬老会開催  | 箇所数     | 30 箇所    | 30 箇所    |
|        | 出席者数    | 3,694 人  | 3,781 人  |
|        | 対象者数    | 13,621 人 | 14,689 人 |
|        | 出席率     | 27.1%    | 25.8%    |
| 敬老金等贈与 | 88歳記念品  | 531 人    | 569 人    |
|        | 100歳祝い金 | 35 人     | 32 人     |

## (エ) 福祉教育

小学校では総合的な学習の時間において、多くの学校が福祉に関する単元を設定し、体験活動を取り入れながら福祉学習に取り組んでいます。

また、中学校では2学年で実施するキャリア・スタート・ウィークで、地域の福祉施設に出向き、職場体験を行うグループがあります。キャリア・スタート・ウィーク後は、体験での学びをまとめて、文化祭の展示発表などで、多くの生徒や保護者、地域住民と体験して学んだことを共有しています。

教育委員会を通じて市内小中学校からの高齢者福祉に対する学習の機会の要請に対応するとともに、地域関係機関とも連携して小中学校での学習の機会を充実させるよう働きかけることが必要です。

## ⑥ 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

## (ア) 道路のバリアフリー\*整備 (ユニバーサルデザイン\*のまちづくり)

高齢者・身体障がいのある人を含むすべての人々が、安全にまちの中を歩くことができるよう、歩道と道路の段差などを小さくし、勾配の修正などを行っています。

新設歩道については、利用形態を把握し、連続した歩行導線を確保するとともに、歩道の幅員、横断勾配、乗り入れ勾配、段差など利用しやすく、バリアフリー構造で設計施工を行っています。

既存の道路については、歩道がない、歩道幅員が狭いなど、未整備のまま利用しているところがあります。その現状を調査し、また利用者からの情報などにより、改善可能な箇所については少しずつ整備・改善を実施しています。

## (イ) 公園のバリアフリー整備 (ユニバーサルデザインのまちづくり)

高齢者・身体障がいのある人を含むすべての人々が、安全で使いやすい公園にするため、段差・勾配の解消を行い、できるだけ多くの人々が利用できるよう、施設の改修を行っています。

---

新設公園については、出入り口に案内板などを設置し、できるだけ段差・勾配を解消し、道路幅を充分確保するとともに、地区公園、近隣公園には身体障がいのある人も使える多目的トイレを整備しています。

(ウ) 公共交通機関のバリアフリー\*整備（ユニバーサルデザイン\*のまちづくり）

JR廿日市駅の駅橋上化に伴うエレベーターの設置が平成 27 年度に完成しました。また、平成 21 年に策定された「廿日市市移動等円滑化基本構想」に基づき、JR大野浦駅橋上化に伴うエレベーターの設置が平成 29 年度に完成しました。

(エ) 高齢者の移動交通手段の確保

生活交通の確保と利便性の向上を図るため、市自主運行バスの運行や民間路線バスへの補助などにより、公共交通サービスの機能維持を図っています。

佐伯圏域と吉和圏域においては、デマンド型バスの導入により、住民の受診や買い物等への利便性の向上を図りましたが、予約の煩わしさ、時間の制約、乗継等の不便さがあり、一部の地域では利用が伸びていないため、さらなる運用改善と利用促進が必要です。

吉和圏域及び宮島圏域においては、医療機関に通院をする必要がある高齢者等を対象に福祉バス利用券を交付し、バス料金の一部を助成することで外出支援を行っています。

(オ) 高齢者の交通安全対策の推進

本市では、交通安全対策の推進を図るため、「くらし安全指導員」を3名配置し、高齢者の交通安全対策として市民センターの高齢者学級や地域サロン等の集いの場において、高齢者の交通安全に関する出前トークなどを行っています。

また、警察や交通安全協会等の関係機関と連携し、定期的な街頭啓発活動や啓発チラシ・啓発グッズの配付等による啓発活動も行っていきます。

(カ) 防犯対策の推進

くらし安全指導員が市民センターの高齢者学級や地域のサロン等の集いの場において、高齢者の防犯に関する出前トークなどを行っています。

また、公用車 13 台に青色回転灯を設置し、「青色防犯パトロール講習会」を受講した職員による地域内の防犯パトロールを実施しています。

さらに、各地区の地域安全協議会や地域自治組織等と連携し、日常的な高齢者の見守り活動、犯罪情報・防犯チラシの回覧などの啓発活動を行っています。

### (キ) 地域における防災体制の充実

地域の防災訓練等の機会をとらえて地域防災相談員による意識啓発を行っています。

要支援者の名簿を提供するための協定を締結した地域自治組織や自主防災組織は市内 28 地区中 22 地区であり、個別計画に係る支援者の登録は、平成 29 年 6 月時点で要支援者の約 30.5%となっています。

また、災害発生後は、高齢者や障がい者等で、一般的な避難所では生活に支障があり、特別な配慮が必要な人を対象とした「福祉避難所」が必要なため、市内の福祉施設や社会福祉法人等と、災害時における高齢者や障がい者の受入に関する協定を締結しています。

### (ク) 多様な住まいの提供

「廿日市市住宅整備基本計画」に基づき、市営住宅の階段及び各住戸内への手すり設置などの住戸改善を行っています。また、ひとり暮らし高齢者の入居ニーズに応えるため、単身の高齢者が入居できる住宅数を拡大しました。

今後も引き続き、高齢者の利用に配慮したバリアフリー\*構造の住宅整備や、車イス利用者向けの住戸改善などを計画的に進めることが必要です。

また、階段昇降が困難な高齢者などの低層階への住み替えや介護保険の活用などによる居室内の手すりの設置の承認などについても、引き続き実施する必要があります。

さらに、今後、高齢者世帯が増加する見込みであることから、公営住宅、民間住宅を含めて、住宅に困窮する高齢者にどう対応していくかが課題となります。

## ⑦ 高齢者の健康づくり

### (ア) 住民組織を活用した健康づくり

第2次健康増進計画（健康はつかいち21）に基づき、ウォーキングしやすい環境づくり（人づくり）として、ウォーキングリーダーの養成・育成を行っています。リーダーを中心に、各地域の市民センターやコミュニティなどの事業で交流ウォーキングが開催され定着しています。

また、一般介護予防事業の地域活動支援事業として養成・育成している健康づくり応援団\*の活動は、地域からの需要が高まっています。運動・身体活動を推進する住民組織の活躍は、高齢者の体力・筋力づくりや閉じこもり防止に寄与するため、今後も継続する必要があります。

食生活改善推進員\*は、高齢者に限らず、若いうちからのバランスのとれた食生活や生活習慣病予防のための食習慣づくりなどの伝達講習を行っています。今後、高齢者に特徴的なフレイル\*や低栄養の実態について把握し、課題を明確にした取組が必要です。

## (イ) 疾病予防の推進

後期高齢者健診の需要が高まっています。病院を受診する機会のない後期高齢者へ健診の受診勧奨とともに、健診結果から生活習慣を見直す機会につなぐよう啓発することが必要です。

## (2) 地域支援事業

### ① 介護予防・日常生活支援総合事業

平成 28 年度から介護予防・日常生活支援総合事業を開始しました。

#### (ア) 介護予防・生活支援サービス事業

訪問介護、通所介護サービスを利用している要支援認定者、基本チェックリスト\*による事業対象者\*に対し、現行相当のサービスだけでなく、多様な主体による訪問型サービス、通所型サービスを提供しました。

しかし、現行の訪問介護相当の占める割合が高く、訪問型サービス A（緩和した基準によるサービス）への移行や、訪問型サービス B（住民主体の助け合い）の立ち上げが課題です。

〔表 2-4-4: 訪問型サービス実績〕

|          | 利用者数    | サービス費        |
|----------|---------|--------------|
| 平成 28 年度 | 2,627 人 | 48,142,047 円 |

〔表 2-4-5: 通所型サービス実績〕

|          | 利用者数    | サービス費        |
|----------|---------|--------------|
| 平成 28 年度 | 3,391 人 | 83,801,956 円 |

〔表 2-4-6: 介護予防ケアマネジメント延人数〕

|          | 延人数     |
|----------|---------|
| 平成 28 年度 | 3,483 人 |

#### (イ) 一般介護予防事業

一次予防事業、二次予防事業は廃止し、すべての高齢者を対象とする一般介護予防事業を開始しました。

#### ○ 介護予防把握事業

基本チェックリストを活用し、介護予防・生活支援サービス事業の事業対象者の把握や通所型サービス B（住民主体による支援）などの参加者の状況把握を行いました。

また、地域包括支援センターを中心とした相談業務で支援を要する人を早期に把握し、社会参加や介護予防教室への参加に結びつけています。



## ○ 介護予防普及啓発事業

各支所及び地域包括支援センターと委託や補助を受けた老人クラブ等が健康相談や健康教室、介護予防教室など各地域のニーズに合った介護予防事業を実施しています。

介護予防に取り組む機会を幅広く展開することで健康に対する意識向上につながっていますが、高齢者が増えるとともに専門職のマンパワー不足や教室終了後に住民主体で活動を継続していくことが難しくなっています。

〔表 2-4-7: 介護予防普及啓発事業 目標値と実績〕

| 区 分                              |     | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|----------------------------------|-----|----------|----------|
| 介護予防教室等参加者数<br>(延人数)             | 目標値 | 4,700 人  | 4,750 人  |
|                                  | 実績  | 5,244 人  | 5,054 人  |
| 老人クラブ委託事業による<br>介護予防教室等参加者数(延人数) | 目標値 | 6,000 人  | 6,100 人  |
|                                  | 実績  | 8,126 人  | 15,611 人 |
| 老人クラブ補助事業による<br>介護予防教室等参加者数(延人数) | 目標値 | 11,100 人 | 11,100 人 |
|                                  | 実績  | 24,159 人 | 17,506 人 |

## ○ 地域介護予防活動支援事業

健康づくり応援団\*や健康づくり推進員\*等の地域活動の担い手を育成しています。「介護予防リーダー」の養成事業については、老人クラブの委託事業、補助事業として実施しており、老人クラブの組織強化と活動促進に向け、老人クラブが目標として掲げている「健康寿命\*の延伸」の支援につながるよう努めています。

平成 29 年度に介護予防ボランティアポイント制度を開始し、「廿らつプラチナボランティア」として、高齢者の介護老人福祉施設等でのボランティア活動に対してポイントを付与するという社会参加の仕組みを整備しました。

〔表 2-4-8: 地域介護予防活動支援事業 目標値と実績〕

| 区 分                                |     | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|------------------------------------|-----|----------|----------|
| 老人クラブ委託事業による介護予防リーダー養成講座等参加者数(延人数) | 目標値 | 380 人    | 400 人    |
|                                    | 実績  | 566 人    | 577 人    |
| 老人クラブ補助事業による介護予防リーダー養成講座等参加者数(延人数) | 目標値 | 2,650 人  | 2,670 人  |
|                                    | 実績  | 1,100 人  | 3,670 人  |
| 健康づくり応援団養成講座参加者数<br>(延人数)          | 目標値 | 85 人     | 95 人     |
|                                    | 実績  | 274 人    | 296 人    |

○ 一般介護予防事業評価事業

個別評価や参加者や実施回数等のプロセス評価を中心に、事業ごとの評価や関係者との協議において事業の改善や見直しを行っています。住民主体の活動が継続的に行えるように体力測定等で県の統一評価を使用し、参加者のモチベーションの維持につながるようフィードバックを実施しています。

○ 地域リハビリテーション活動支援事業

広島西地域リハビリテーション広域支援センターやサポートセンターと連携し、市内のリハビリテーション専門職と介護予防事業の関係機関の定例会を実施し、住民主体の活動についての支援や評価などについて検討しています。

住民運営の通いの場づくりとして「いきいき百歳体操\*」の普及、動機づけ、体力測定の実施やその評価について、リハビリテーション専門職や地域包括支援センターとの連携を強化しました。

また、介護予防・生活支援員養成研修やせらつプラチナボランティア養成研修等への介護予防に関する技術支援等にもリハビリ専門職の関与を促進しました。

② 包括的支援事業

(ア) 地域包括支援センターの機能強化

○ 介護予防支援

介護予防プラン作成において、対象者の日常生活上の目標を明確にし、その目標を対象者、家族、事業実施担当者等が共有するとともに、高齢者自身の意欲を引き出し、要支援・要介護状態にならないよう自主的に取組を行えるよう支援しました。

介護予防プラン作成は平成 28 年度から、介護予防ケアマネジメント事業に一部移行しました。介護予防プラン作成件数は年々増加しており、今後も高齢化に伴い業務は増大する見込みであるため、対応する地域包括支援センターの職員体制の強化が必要です。

[表 2-4-9:介護予防ケアマネジメント事業 目標値と実績]

| 区 分                          |     | 平成 27 年度 | 平成 28 年度       |
|------------------------------|-----|----------|----------------|
| 介護予防ケアマネジメント・<br>介護予防支援(延人数) | 目標値 | 14,600 人 | 16,400 人       |
|                              | 実績  | 14,538 人 | 15,485(3,483)人 |

※( )内は、介護予防・生活支援サービス事業のケアプラン作成延人数

### ○ 総合相談支援事業・権利擁護\*事業

地域包括支援センターへの総合相談の件数は年々増加し、相談内容は多岐にわたります。高齢化の進行による、相談件数の増加に対応するための人員体制の強化が必要です。

虐待の通報があった場合は、高齢者虐待防止法に基づき、速やかに状況を把握し、その対応方法について関係機関とコア会議を実施し支援を行いました。

高齢者虐待防止ネットワーク会議\*において、20 団体の構成員の役割を確認し、連携強化を図っています。

〔表 2-4-10: 総合相談支援事業 目標値と実績〕

| 区 分         |     | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|-------------|-----|----------|----------|
| 総合相談支援(延人数) | 目標値 | 7,600 人  | 7,750 人  |
|             | 実績  | 8,511 人  | 9,753 人  |

### ○ 介護支援専門員への支援

居宅介護支援事業所の介護支援専門員の資質向上を図る観点から、研修、連絡会、情報交換等を行っています。

また、地域包括支援センターは委託している居宅介護支援事業所の介護予防ケアマネジメント事業について、個別ケースの担当者会議に出席し、助言を行っています。

さらに、支援困難ケース等に対し、主任介護支援専門員が中心となり支援や助言を行っています。

〔表 2-4-11: 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 目標値と実績〕

| 区 分                    |     | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|------------------------|-----|----------|----------|
| 介護支援専門員への個別支援<br>(延件数) | 目標値 | 400 件    | 420 件    |
|                        | 実績  | 302 件    | 763 件    |

### ○ 地域ケア会議等の充実

地域ケア個別会議を全地域で実施し、個別課題解決のための協議を行っています。

日常生活圏域ごとの佐伯地域・大野地域の地域ケア会議や「ちょっとひと息医療とふくしの相談室」の企画会議、当日のケアカンファレンス（座談会）を開催し、ネットワーク構築、地域課題発見・把握、地域づくり・資源開発について協議を行いました。

政策形成機能を持つ会議として、平成 28 年度に地域ケア推進協議会を設置し、課題を政策形成へつなげる仕組みづくりに取り組みました。

〔表 2-4-12:地域ケア会議等の開催状況〕

| 区 分             | 平成 28 年度 |
|-----------------|----------|
| 地域ケア個別会議        | 41 回     |
| 日常生活圏域ごとの会議     | 52 回     |
| 地域包括支援センター運営協議会 | 2 回      |
| 地域ケア推進協議会       | 1 回      |

(イ) 在宅医療・介護連携の推進

○ 地域の医療・介護サービス資源の把握

廿日市市五師士会に委託し、在宅医療・介護連携で周知のために必要な内容  
と既存のリスト等を整理し、「困ったときの連絡シート」を作成しました。

また、市のホームページから県医師会や国の医療・介護事業所等の検索にリ  
ンクできるようにしました。

○ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

廿日市市五師士会に委託し、地域の医療・介護関係者が参画するワーキング  
グループである、在宅医療・介護連携推進事業委員会や認知症支援専門委員会  
を定期的開催し、課題の抽出、対応策としての事業の展開について協議を行  
っています。

○ 医療・介護関係者の情報共有の支援

認知症支援専門委員会が、早期受診に結びつけるための共通のツールとして  
「廿日市市オレンジ連携シート」を作成して、関係者に周知を進めています。

医師会が、県の進める「HM ネット\*（ICTを活用した情報共有システム）」  
の普及を推進していますが、市民に対するHMカードの普及啓発や、事業所等  
のシステム導入など課題があります。

○ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

廿日市市五師士会の医療・介護・福祉の専門職と地域包括支援センターが、  
ミニ講座や、医療・介護・福祉・生活の困りごと等の相談に応じる「ちょっと  
ひと息 医療とふくしの相談室」を市民センター、集会所等で年間 20 回開催  
しています。

○ 医療・介護関係者の研修

廿日市市五師士会により、多職種が合同で参加する医療・介護に関する研修  
会を行っています。

○ 地域住民への普及啓発

これから受ける医療やケアについて、本人の思いを家族や医師や関係者に伝  
えておく、ツールを使った「ACP（アドバンス・ケア・プランニング）」に  
ついて周知を図っています。

廿日市市五師士会で「困ったときの連絡シート」を作成し、市内の70歳以上の高齢者へ配布し在宅医療・介護の情報提供を行いました。

廿日市市五師士会から通所型サービスBへ専門職派遣を実施し、在宅医療・介護の情報を提供しています。

○ 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携事業

広島県地域保健対策協議会が実施する地域ケア専門部会等で、広島県西部厚生環境事務所管内（廿日市市・大竹市）の医療・介護の専門職や行政、地域包括支援センターにより入退院支援における情報共有について協議しました。

(ウ) 認知症施策の推進

○ 認知症地域支援推進員\*の配置

平成27年度から認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族を支援する相談の充実を図るとともに、地域の実情に応じて関係機関との連携支援を行いました。

○ 認知症初期集中支援チーム\*の設置

平成28年10月に認知症初期集中支援チームを1チーム設置し、複数の専門職が、認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、アセスメント\*や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行いました。

○ 認知症ケアパスの開始

認知症の早期発見と発見後のフォロー体制として、相談窓口や専門医療機関、地域におけるサービスなどについて市民にわかりやすく情報提供をしていくために、認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）の作成に取り組みました。

○ 早期発見・早期対応の推進

平成26年度に購入した「タッチパネル式の物忘れ相談プログラム」機器を活用し、認知症又は軽度認知障害の疑いのある人を早期発見、早期受診につなげるための認知症予防講演会などを、地域サロンや老人クラブなどの高齢者が集う場において実施しました。

〔表 2-4-13: 認知症相談プログラム 目標値と実績〕

| 区分             |     | 平成27年度 | 平成28年度 |
|----------------|-----|--------|--------|
| 認知症相談プログラム利用者数 | 目標値 | 960人   | 1,500人 |
|                | 実績  | 946人   | 548人   |

(エ) 生活支援体制整備事業\*

平成 27 年 4 月に廿日市市社会福祉協議会に第 1 層生活支援コーディネーターを委託し、協議体のモデル地区へ支援を行いました。平成 28 年度からはモデル地区への継続支援に加え、旧行政区にコーディネート担当者を配置し、個別の地域に合った生活支援体制整備に向けて事業を展開しました。

地域の中での生活課題や介護予防を「我が事」としてとらえ、解決に向けての話し合いの場である「協議体」の立ち上げや「見守り」の仕組みづくりを行っています。

ボランティア活動に関する研修を実施することで、新たな担い手の発掘を行いました。核になって動ける住民が少ない地域での協議体づくりや仕組みづくりについては困難な状況です。

③ 任意事業

(ア) 介護給付費等費用適正化事業

不要なサービスが提供されていないかの検証のため、介護給付費の通知、介護給付費明細書の点検、ケアプランの点検等を実施しました。

(イ) 家族介護支援事業

○ 認知症高齢者家族やすらぎ支援

認知症になってもやすらぎのある廿日市市をつくる市民の会及び社会福祉法人佐伯さつき会に委託して実施する「認知症高齢者やすらぎ支援事業」において、支援員の養成研修を行っています。

やすらぎ支援員\*の養成研修は、広報活動や会場について検討していますが、受講者数が増加している地域と減少している地域で格差が出ています。また、やすらぎ支援員の活動範囲が市内全域を網羅することができていない状況です。

〔表 2-4-14: 認知症高齢者やすらぎ支援事業 目標値と実績〕

| 区 分                |     | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|--------------------|-----|----------|----------|
| やすらぎ支援員数<br>(累計人数) | 目標値 | 210 人    | 240 人    |
|                    | 実績  | 151 人    | 154 人    |

○ 認知症にやさしい地域づくりネットワーク形成事業

大竹市、広島市佐伯区、警察などと協力体制について協議をし、事務の流れなどを整理しました。

〔表 2-4-15: はいかい SOS ネットワーク 目標値と実績〕

| 区 分                  |     | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|----------------------|-----|----------|----------|
| ネットワーク協力機関数<br>(機関数) | 目標値 | 140 機関   | 144 機関   |
|                      | 実績  | 134 機関   | 134 機関   |

## ○ 介護用品の支給事業

要介護4・5の高齢者を自宅で介護する同居家族に、紙おむつなどの介護用品を現物支給しました。（所得制限あり）

## (ウ) その他の事業

## ○ 成年後見制度利用支援事業

制度の利用が必要な人の親族に、制度の説明を行う一方、申し立てを行える親族がない場合は、市長申し立てなどの支援を行っていますが、制度自体の認知度が低いため、利用が伸びていません。

制度に対する理解を深めるための普及啓発活動を行うとともに、支援体制の充実に向けた取組が必要です。

## ○ 住宅改修支援事業（理由書作成）（福祉用具・住宅改修支援事業）

介護保険の住宅改修支給申請に係る理由書を作成した介護支援事業所などに理由書作成手数料を支給しました。

## ○ 地域の認知症介護支援体制づくり

一般介護予防事業として、老人クラブなどで介護・認知症予防のための講演会や健康教室を開催しています。

廿日市市社会福祉協議会に委託している「認知症にやさしい地域づくりネットワーク形成事業」では、認知症についての講演会を実施し、キャラバン・メイト\*による認知症サポーター\*養成研修の開催など、多くの普及啓発事業を行っています。

〔表 2-4-16: 認知症サポーター 目標値と実績〕

| 区 分          |     | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|--------------|-----|----------|----------|
| 認知症サポーター養成人数 | 目標値 | 400 人    | 450 人    |
|              | 実績  | 946 人    | 825 人    |

## ○ 介護相談員派遣事業（介護サービスの質の向上に資する事業）

介護相談員を介護サービスの提供場所（施設等）へ派遣し、介護サービスの質の向上に取り組みました。

## ○ 配食サービス事業（地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業）

ひとり暮らしの高齢者等で、心身の障がいや傷病等の理由により買い物や調理が困難な人に対し、栄養バランスがとれた食事を提供し、訪問時に安否確認を行う配食サービスを業者委託により行いました。

佐方、宮内、地御前、阿品地区では、配食ボランティアによる配達を行っています。

〔表 2-4-17: 配食サービス事業 目標値と実績〕

| 区 分    |         | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|--------|---------|----------|----------|
| 配食サービス | (実利用者数) | 目標値      | 249 人    |
|        |         | 実績       | 172 人    |
|        | (延食数)   | 目標値      | 18,600 件 |
|        |         | 実績       | 17,668 件 |

○ 見守りホットライン事業（家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業）

概ね 65 歳以上で、日常生活において注意を要するひとり暮らし高齢者等に対し、急病時などの緊急時に、通報ボタンを押すと自動的に市の委託先である「受報センター」につながり、必要に応じて相談員が消防署や協力員等に連絡する機能や、利用者からの相談や「受報センター」からのお伺い電話など、安否確認の機能を持つ緊急通報装置を貸与し、高齢者の在宅生活を支援しました。

〔表 2-4-18: 見守りホットライン事業 目標値と実績〕

| 区 分               |     | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|-------------------|-----|----------|----------|
| 緊急通報装置<br>(延設置件数) | 目標値 | 400 件    | 425 件    |
|                   | 実績  | 319 件    | 290 件    |

(3) 介護保険施設整備

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、平成 27 年度に整備事業者として選定された事業者において整備され、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は平成 29 年 5 月、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は平成 29 年 7 月に開所しました。

地域密着型認知症対応型共同生活介護（グループホーム）については、平成 29 年 2 月に事業者が決定し、平成 29 年 12 月に開所しました。

その他の施設については、事業者の参入がなかったため、未整備となりました。

〔表 2-4-19: 第 6 期計画期間中の整備〕

| 区 分                            | 平成 27 年度開所 | 平成 28 年度開所           | 平成 29 年度開所                   |
|--------------------------------|------------|----------------------|------------------------------|
| 介護老人福祉施設<br>(特別養護老人ホーム)        |            |                      | 広域型<br>(定員 60 人)             |
| 定期巡回・随時対応型訪問<br>介護看護           |            |                      | 廿日市中部圏域                      |
| 地域密着型認知症対応型共同<br>生活介護(グループホーム) |            | 廿日市西部圏域<br>(定員 18 人) |                              |
| 地域密着型認知症対応型通所<br>介護            |            | 廿日市西部圏域<br>(定員 12 人) |                              |
| 地域密着型小規模多機能型<br>居宅介護           |            |                      | 廿日市西部又は<br>大野圏域<br>(定員 29 人) |

※ \_\_\_\_\_線施設: 整備済施設



#### (4) 地域包括ケア体制の充実

##### ① 多職種・関係機関連携による包括ケアシステムの確立

###### (ア) 自立支援のケアマネジメント\*の推進

地域包括支援センターにおいて、介護支援専門員が自立支援のケアマネジメントの実践が可能となるよう、研修や介護支援専門員へのサポートを行っています。

しかし、高齢者は健康、身体・認知機能、住まいの環境等において、多様な課題を抱えていることが多いため、介護サービスなど特定のサービスを利用するだけでなく、「自助・共助・公助」を包括的に、又は、在宅、施設、病院の間で継続的に、あらゆる社会資源の活用ができる介護予防のケアマネジメントが必要になっています。

###### (イ) 地域の拠点施設の充実

地域包括ケアシステム\*の中核機関として、「地域包括支援センターはつかいち」、「地域包括支援センターさいき」、「地域包括支援センターおおの」が、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護\*業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に加え、「認知症施策」、「地域ケア会議」を推進する事業を実施しています。

また、吉和・宮島地域では、日常の相談業務、実態把握業務を行うランチ（社会福祉法人へ委託）を設置しています。

その他、地域福祉の拠点となる福祉センターや地域の活動拠点となる市民センター、各集会所、市民活動センターを、高齢者等に対する各種サービスの提供や福祉・健康の増進を図るための活動拠点あるいは交流できる場として活用しています。

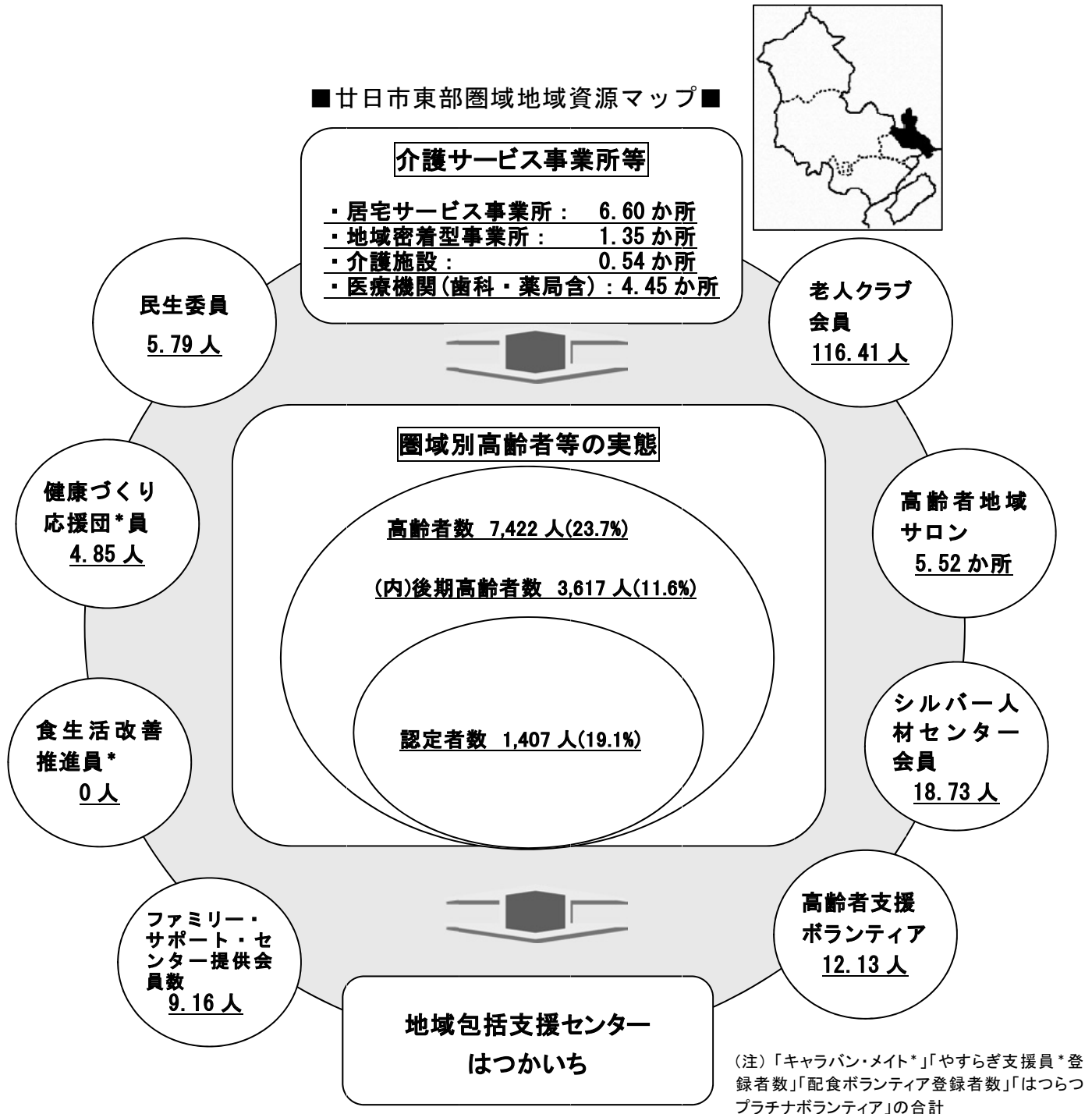


② 日常生活圏域ごとの地域包括ケアシステム\*の概況

(ア) 廿日市東部圏域

旧廿日市市（廿日市東部・中部・西部）の中では最も高齢者が多くなっていますが、高齢化率は低くなっています。

また、介護サービス事業所や高齢者地域サロンの箇所数は高齢者数に比例して最も多く、高齢者支援ボランティア数も多くなっています。



※「圏域内高齢者」以外のマップ内数値は平成 29 年 10 月 1 日現在の **高齢者千人(平成 29 年度人口)に対する割合で算出しています。**

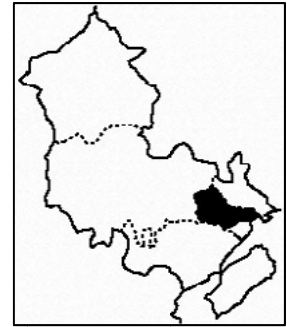
※「医療機関(歯科・薬局含)」は、在宅緩和ケアが可能な医療機関、訪問歯科が可能な医療機関、在宅緩和ケアの対応が可能な薬局、認知症について相談できる医療機関の合計です。

(イ) 廿日市中部圏域

旧廿日市市（廿日市東部・中部・西部）の中では高齢化率は2番目に高くなっていますが、要介護等認定率は最も低くなっています。

また、健康づくり応援団\*員数の人口千人に対する人数は7圏域のうち最も低くなっていますが、高齢者地域サロンの数は少なくなっています。

■ 廿日市中部圏域地域資源マップ ■



介護サービス事業所等

- ・ 居宅サービス事業所： 4.33 か所
- ・ 地域密着型事業所： 1.12 か所
- ・ 介護施設： 0.32 か所
- ・ 医療機関(歯科・薬局含)： 5.46 か所

民生委員  
4.97 人

老人クラブ  
会員  
112.80 人

健康づくり  
応援団員  
6.10 人

高齢者地域  
サロン  
2.41 か所

食生活改善  
推進員\*  
2.89 人

シルバー人  
材センター  
会員  
20.06 人

ファミリー・  
サポート・セ  
ンター提供会  
員数  
8.02 人

高齢者支援  
ボランティア  
7.06 人

圏域別高齢者等の実態

高齢者数 6,232 人(25.4%)

(内)後期高齢者数 2,560 人(10.4%)

認定者数 968 人(15.5%)

地域包括支援センター  
はつかいち

(注)「キャラバン・メイト\*」「やすらぎ支援員\*登録者数」「配食ボランティア登録者数」「はつらつプラチナボランティア」の合計

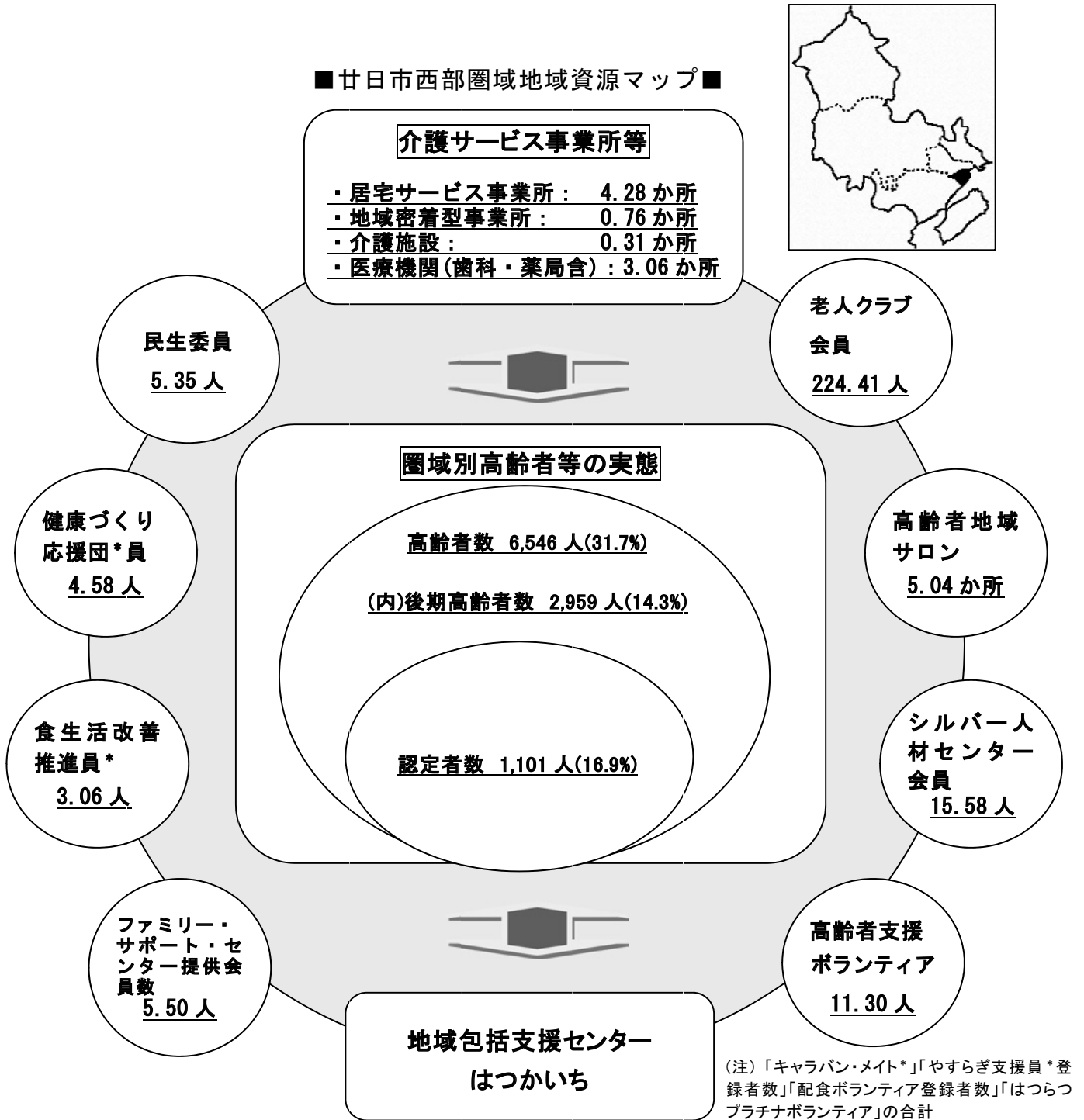
※「圏域内高齢者」以外のマップ内数値は平成29年10月1日現在の**高齢者千人(平成29年度人口)**に対する割合で算出しています。

※「医療機関(歯科・薬局含)」は、在宅緩和ケアが可能な医療機関、訪問歯科が可能な医療機関、在宅緩和ケアの対応が可能な薬局、認知症について相談できる医療機関の合計です。

(ウ) 廿日市西部圏域

旧廿日市市（廿日市東部・中部・西部）の中では最も高齢化率が高くなっています。

一方、老人クラブ会員数の人口千人に対する人数は最も多くなっています。



※「圏域内高齢者」以外のマップ内数値は平成 29 年 10 月 1 日現在の **高齢者千人(平成 29 年度人口)** に対する割合で算出しています。

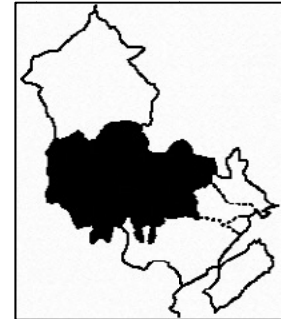
※「医療機関(歯科・薬局含)」は、在宅緩和ケアが可能な医療機関、訪問歯科が可能な医療機関、在宅緩和ケアの対応が可能な薬局、認知症について相談できる医療機関の合計です。

(エ) 佐伯圏域

高齢化率は7圏域の中で3番目に高くなっています。

また、高齢者支援ボランティアの人口千人に対する人数は最も多くなっています。

■ 佐伯圏域地域資源マップ ■



介護サービス事業所等

- ・ 居宅サービス事業所： 3.86 か所
- ・ 地域密着型事業所： 1.29 か所
- ・ 介護施設： 0.51 か所
- ・ 医療機関(歯科・薬局含)： 1.80 か所

民生委員  
9.26 人

老人クラブ  
会員  
159.03 人

健康づくり  
応援団\*員  
0.77 人

高齢者地域  
サロン  
8.75 か所

食生活改善  
推進員\*  
10.29 人

シルバー人  
材センター  
会員  
20.07 人

ファミリー・  
サポート・セ  
ンター提供会  
員数  
4.12 人

高齢者支援  
ボランティア  
20.33 人

圏域別高齢者等の実態

高齢者数 3,886 人(38.7%)  
(内)後期高齢者数 1,934 人(19.3%)  
認定者数 676 人(17.7%)

地域包括支援センター  
さいき

(注)「キャラバン・メイト\*」「やすらぎ支援員\*」登録者数、「配食ボランティア登録者数」「はつらつプラチナボランティア」の合計

※「圏域内高齢者」以外のマップ内数値は平成 29 年 10 月 1 日現在の **高齢者千人(平成 29 年度人口)に対する割合で算出しています。**

※「医療機関(歯科・薬局含)」は、在宅緩和ケアが可能な医療機関、訪問歯科が可能な医療機関、在宅緩和ケアの対応が可能な薬局、認知症について相談できる医療機関の合計です。

※「健康づくり応援団員」とは別に、市の委嘱を受けた保健運動委員(平成 29 年度 32 名)が地域の健康づくりに関する運動普及等を実施。

(オ) 吉和圏域

高齢化率、要介護等認定率ともに 7 圏域の中で最も高くなっていますが、介護サービス事業所等の整備数は少なくなっています。

また、高齢者地域サロン箇所数、民生委員数、食生活改善推進員\*数、ファミリー・サポート・センター提供会員数の人口千人に対する人数は最も多くなっています。

■ 吉和圏域地域資源マップ ■



介護サービス事業所等

- ・ 居宅サービス事業所： 2.99 か所
- ・ 地域密着型事業所： 2.99 か所
- ・ 介護施設： 0.00 か所
- ・ 医療機関(歯科・薬局含)： 0.00 か所

民生委員  
17.96 人

老人クラブ  
会員  
302.40 人

健康づくり  
応援団\*員  
2.99 人

圏域別高齢者等の実態

高齢者数 334 人(49.6%)

(内)後期高齢者数 209 人(31.1%)

認定者数 93 人(27.8%)

高齢者地域  
サロン  
20.96 か所

食生活改善  
推進員  
26.95 人

シルバー人  
材センター  
会員  
0 人

ファミリー・  
サポート・セ  
ンター提供会  
員数  
35.93 人

高齢者支援  
ボランティア  
8.98 人

地域包括支援センターさいき(ランチ:社会  
福祉法人佐伯さつき会よしわせせらぎ園)

(注)「キャラバン・メイト\*」「やすらぎ支援員\*登録者数」「配食ボランティア登録者数」「はつらつプラチナボランティア」の合計

※「圏域内高齢者」以外のマップ内数値は平成 29 年 10 月 1 日現在の **高齢者千人(平成 29 年度人口)に対する割合で算出しています。**

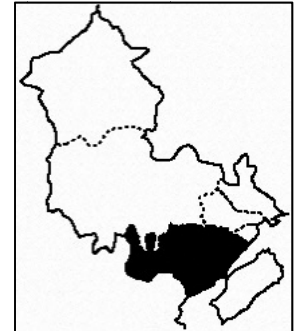
※「医療機関(歯科・薬局含)」は、在宅緩和ケアが可能な医療機関、訪問歯科が可能な医療機関、在宅緩和ケアの対応が可能な薬局、認知症について相談できる医療機関の合計です。

※「シルバー人材センター会員」とは別に、NPO\*法人がシルバー人材センターと同様の活動を実施。(60 歳以上 35 名)

(カ) 大野圏域

4つの旧町村圏域の中では最も高齢化率が低くなっています。

また、7圏域の中で、シルバー人材センター会員数は2番目に多くなっています。



■大野圏域地域資源マップ■

介護サービス事業所等

- ・居宅サービス事業所： 3.75 か所
- ・地域密着型事業所： 1.06 か所
- ・介護施設： 0.47 か所
- ・医療機関(歯科・薬局含)：1.88 か所

民生委員  
5.75人

老人クラブ  
会員  
285.23人

圏域別高齢者等の実態

高齢者数 8,523人(29.6%)

(内)後期高齢者数 4,155人(14.4%)

認定者数 1,453人(17.1%)

高齢者地域  
サロン  
6.22か所

健康づくり  
応援団\*員  
2.23人

シルバー人  
材センター  
会員  
23.94人

食生活改善  
推進員\*  
0人

ファミリー・  
サポート・セ  
ンター提供会  
員数  
14.90人

高齢者支援  
ボランティア  
7.51人

地域包括支援センター  
おおの

(注)「キャラバン・メイト\*」「やすらぎ支援員\*登録者数」「配食ボランティア登録者数」「はつらつプラチナボランティア」の合計

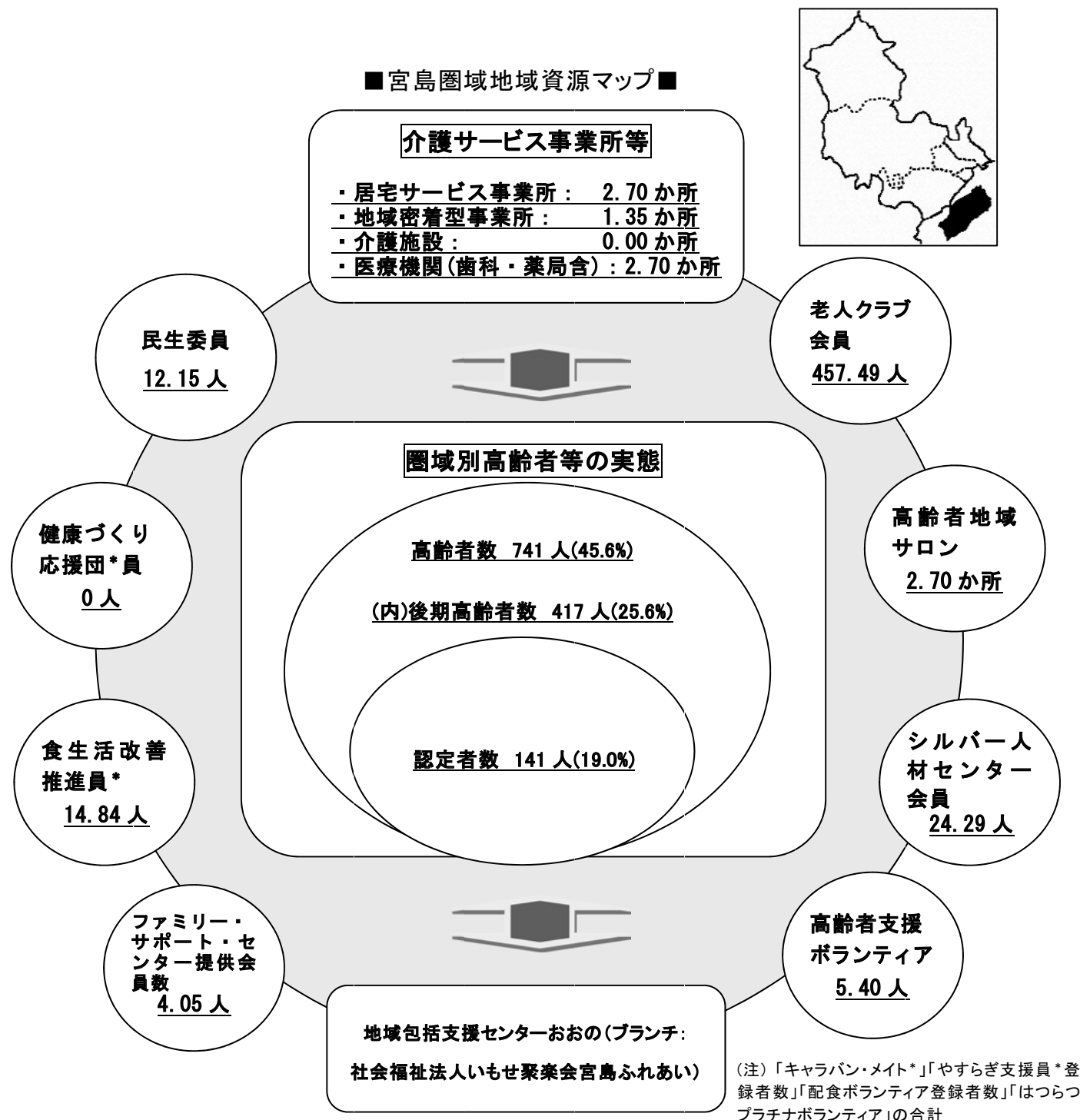
※「圏域内高齢者」以外のマップ内数値は平成29年10月1日現在の**高齢者千人(平成29年度人口)に対する割合で算出しています。**

※「医療機関(歯科・薬局含)」は、在宅緩和ケアが可能な医療機関、訪問歯科が可能な医療機関、在宅緩和ケアの対応が可能な薬局、認知症について相談できる医療機関の合計です。

(キ) 宮島圏域

7 圏域の中で、高齢化率は 2 番目に高くなっていますが、介護サービス事業所等の整備数は少なくなっています。

また、老人クラブ会員数、シルバー人材センター会員数の人口千人に対する人数は最も多くなっています。



※「圏域内高齢者」以外のマップ内数値は平成 29 年 10 月 1 日現在の **高齢者千人(平成 29 年度人口)** に対する割合で算出しています。

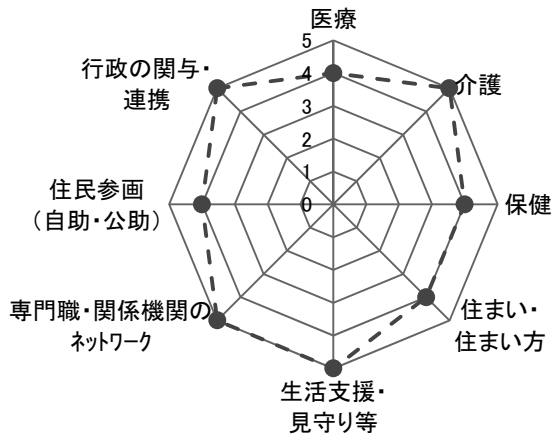
※「医療機関(歯科・薬局含)」は、在宅緩和ケアが可能な医療機関、訪問歯科が可能な医療機関、在宅緩和ケアの対応が可能な薬局、認知症について相談できる医療機関の合計です。



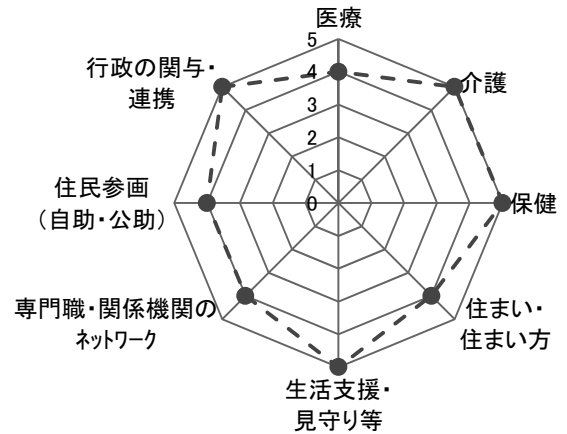
③ 日常生活圏域ごとの地域包括ケアシステム\*の評価

県独自の「評価指標」地域包括ケアシステム構築の5要素（医療、介護、保健・予防、住まい・住まい方、生活支援・見守り等）、ネットワーク構築の面的な広がり（専門職・関係機関のネットワーク、住民参画、行政の関与・連携）により地域包括ケアシステムの構築状況を客観的に評価されました。

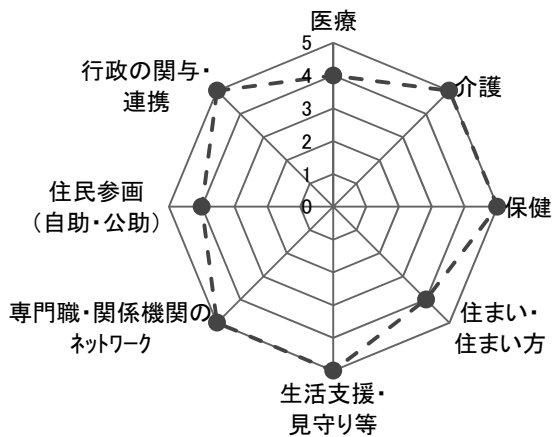
〔図 2-4-1: 廿日市東部の評価〕



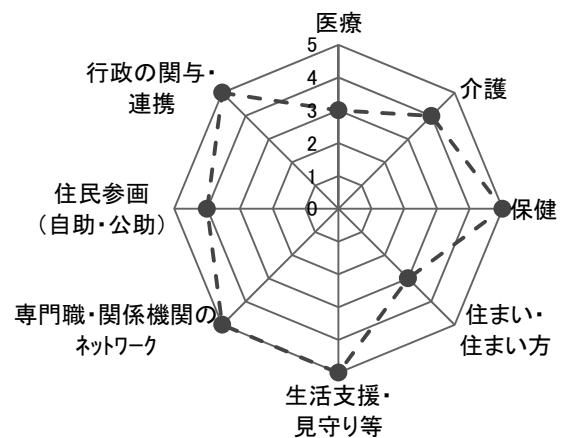
〔図 2-4-2: 廿日市中部の評価〕



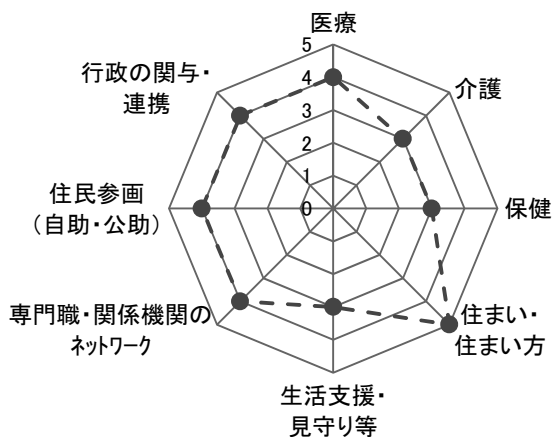
〔図 2-4-3: 廿日市西部の評価〕



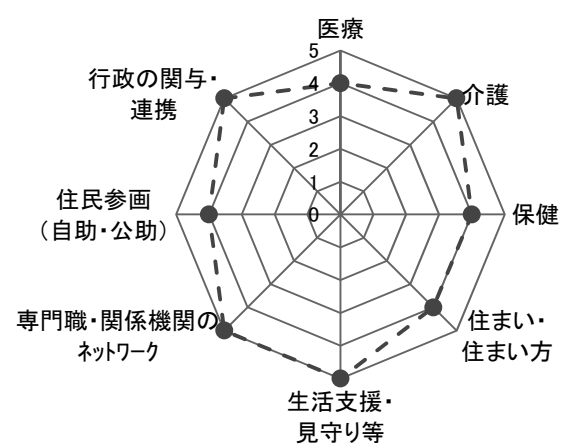
〔図 2-4-4: 佐伯の評価〕



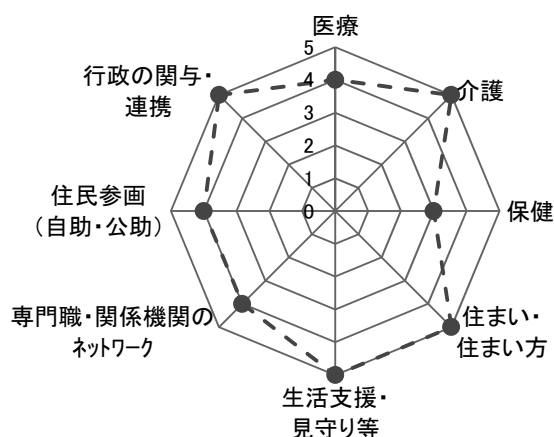
〔図 2-4-5: 吉和の評価〕



〔図 2-4-6: 大野の評価〕



〔図 2-4-7:宮島の評価〕



④ 圏域別地域資源一覧

|                                 | 廿日市<br>東部 | 廿日市<br>中部  | 廿日市<br>西部 | 佐伯        | 吉和  | 大野        | 宮島  |
|---------------------------------|-----------|------------|-----------|-----------|-----|-----------|-----|
| 高齢者数                            | 7,422     | 6,232      | 6,546     | 3,886     | 334 | 8,523     | 741 |
| 後期高齢者数                          | 3,617     | 2,560      | 2,959     | 1,934     | 209 | 4,155     | 417 |
| 認定者数                            | 1,407     | 968        | 1,101     | 676       | 93  | 1,453     | 141 |
| 在宅緩和ケアが可能な<br>医療機関              | 11        | 8          | 8         | 1         | 0   | 2         | 1   |
| 訪問歯科が可能な<br>医療機関                | 7         | 5          | 5         | 0         | 0   | 5         | 0   |
| 在宅緩和ケアの対応が<br>可能な薬局             | 7         | 7          | 1         | 1         | 0   | 5         | 1   |
| 認知症について相談できる<br>医療機関            | 8         | 14         | 6         | 5         | 0   | 4         | 0   |
| 高齢者地域サロン箇所                      | 41        | 15         | 33        | 34        | 7   | 53        | 2   |
| 民生委員・児童委員数                      | 43        | 31         | 35        | 36        | 6   | 49        | 9   |
| 老人クラブ会員数                        | 864       | 703        | 1,469     | 618       | 101 | 2,431     | 339 |
| シルバー人材センター会員数                   | 139       | 125        | 102       | 78        | 0※  | 204       | 18  |
| 健康づくり応援団*登録者数<br>※( )内は休団中の登録者数 | 36<br>(6) | 38<br>(11) | 30<br>(7) | 3※<br>(2) | 1   | 19<br>(7) | 0   |
| 食生活改善推進員*数                      | 0         | 18         | 20        | 40        | 9   | 0         | 11  |
| 高齢者支援ボランティア数                    | 90        | 44         | 74        | 79        | 3   | 64        | 4   |
| キャラバン・メイト*                      | 30        | 16         | 22        | 31        | 3   | 33        | 4   |
| やすらぎ支援員*登録者数                    | 24        | 19         | 37        | 48        | 0   | 16        | 0   |
| 配食ボランティア登録者数                    | 9         | 3          | 13        | 0         | 0   | 0         | 0   |
| はつらつプラチナボランティア                  | 27        | 6          | 2         | 0         | 0   | 15        | 0   |
| ファミサポ提供会員数                      | 68        | 50         | 36        | 16        | 12  | 127       | 3   |

※吉和地域ではNPO\*法人がシルバー人材センターと同様の活動を実施。(60歳以上35名)

※佐伯地域では市の委嘱を受けた保健運動委員(平成29年度32名)が地域の健康づくりに関する運動普及等を実施。

## ⑤ 圏域別介護支援事業所等一覧

(単位:事業所)

|            |                       | 廿日市<br>東部 | 廿日市<br>中部 | 廿日市<br>西部 | 佐伯 | 吉和 | 大野 | 宮島 | 合計  |
|------------|-----------------------|-----------|-----------|-----------|----|----|----|----|-----|
| 居宅サービス     | 居宅介護支援                | 12        | 6         | 9         | 3  |    | 8  |    | 38  |
|            | 訪問介護(※)               | 11        | 3         | 6         | 2  |    | 5  |    | 27  |
|            | 訪問入浴介護                | 1         |           |           |    |    |    |    | 1   |
|            | 訪問看護                  | 4         | 4         | 1         | 1  |    | 3  |    | 13  |
|            | 訪問リハビリテーション           |           |           |           |    |    | 1  |    | 1   |
|            | 通所介護(※)               | 12        | 5         | 7         | 5  | 1  | 7  | 1  | 38  |
|            | 通所リハビリテーション           | 3         | 3         | 1         |    |    | 2  |    | 9   |
|            | 短期入所生活介護              | 5         | 2         | 2         | 3  |    | 2  | 1  | 15  |
|            | 短期入所療養介護              | 1         | 1         | 1         |    |    | 3  |    | 6   |
|            | 福祉用具貸与                |           | 3         |           |    |    |    |    | 3   |
|            | 特定施設入居者生活介護           |           |           | 1         | 1  |    | 1  |    | 3   |
|            | 計                     | 49        | 27        | 28        | 15 | 1  | 32 | 2  | 154 |
| 地域密着型サービス* | 認知症対応型通所介護            | 1         | 1         | 1         | 1  |    | 1  |    | 5   |
|            | 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) | 1         | 2         | 1         | 1  |    | 3  |    | 8   |
|            | 小規模多機能型居宅介護           | 2         | 1         | 1         |    |    | 1  |    | 5   |
|            | 地域密着型介護老人福祉施設         | 1         |           |           |    |    |    | 1  | 2   |
|            | 特定施設入居者生活介護           | 1         |           |           |    |    |    |    | 1   |
|            | 定期巡回・随時対応訪問介護看護       |           | 1         |           |    |    |    |    | 1   |
|            | 地域密着型通所介護(※)          | 4         | 2         | 2         | 3  | 1  | 4  |    | 16  |
| 計          | 10                    | 7         | 5         | 5         | 1  | 9  | 1  | 38 |     |
| 施設サービス     | 介護老人福祉施設              | 3         | 1         | 1         | 1  |    | 1  |    | 7   |
|            | 介護老人保健施設              | 1         | 1         | 1         |    |    | 1  |    | 4   |
|            | 介護療養型医療施設             |           |           |           | 1  |    | 2  |    | 3   |
|            | 計                     | 4         | 2         | 2         | 2  | 0  | 4  | 0  | 14  |
| 合計         |                       | 63        | 36        | 35        | 22 | 2  | 45 | 3  | 206 |

※ 平成 29 年 10 月 1 日現在。

※ 訪問介護、通所介護は総合事業の訪問型サービス、通所型サービスの事業所を含んだ数。

---

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念と基本方針

#### (1) 基本理念

**誰もが住み慣れた地域で安心して  
暮らし続けられるまち はつかいち**  
～2025年を見据えた地域包括ケアシステム\*づくり～

第6期計画では、「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち はつかいち」を基本理念に、高齢になっても心身ともに健康で、生きがいや楽しみのある生活を送り、介護が必要となっても尊厳を持ち続けられるまちづくりを推進してきました。

第7期計画においては、第6期計画の基本理念を継承しつつ、第6次廿日市市総合計画との整合を図り、誰もが役割を持ち、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の理念を踏まえ基本理念を設定しました。

#### (2) 基本方針

本計画は、「地域包括ケア計画」とし、地域共生社会の推進、介護予防・自立支援・重度化防止の推進、在宅医療・介護連携の強化、介護予防・日常生活支援総合事業の定着、介護給付適正化などに取り組み、地域の多様な主体が連携した地域づくり、まちづくりを発展させる計画とします。

基本理念の実現をめざすにあたり、4つの基本方針を設定しました。

#### 基本方針 1

#### 地域包括ケアシステムの深化・推進

誰もが、介護や医療が必要になっても、尊厳が守られ住み慣れた地域で、自立した生活を送れるよう、これまで地域が一体となって取り組んできた地域包括ケアシステムを深化させるため、医療と介護の多様な職種による連携強化や地域包括支援センター及び地域ケア会議の機能強化を図ります。

また、市民一人ひとりが市や地域の現状を把握し、地域で支え合う気持ちや「我が事・丸ごと」の意識を持てるよう、地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。

## 基本方針 2

### 高齢者の自立支援・重度化防止

介護予防や自立支援、重度化防止に向けた目標を設定し、目標達成に向けた取組を実施し、その評価を行う仕組みをつくります。

また、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、心身とも健康に暮らし続けられるよう、壮年期からの健康づくりと介護予防を推進するとともに、地域の様々な活動に自ら積極的に参画できる仕組みづくりや人材育成を推進します。

## 基本方針 3

### 地域における自立した生活への支援の充実

高齢者やその家族が、住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を送ることができるよう、住民が参画する生活支援サービスの充実を図ります。

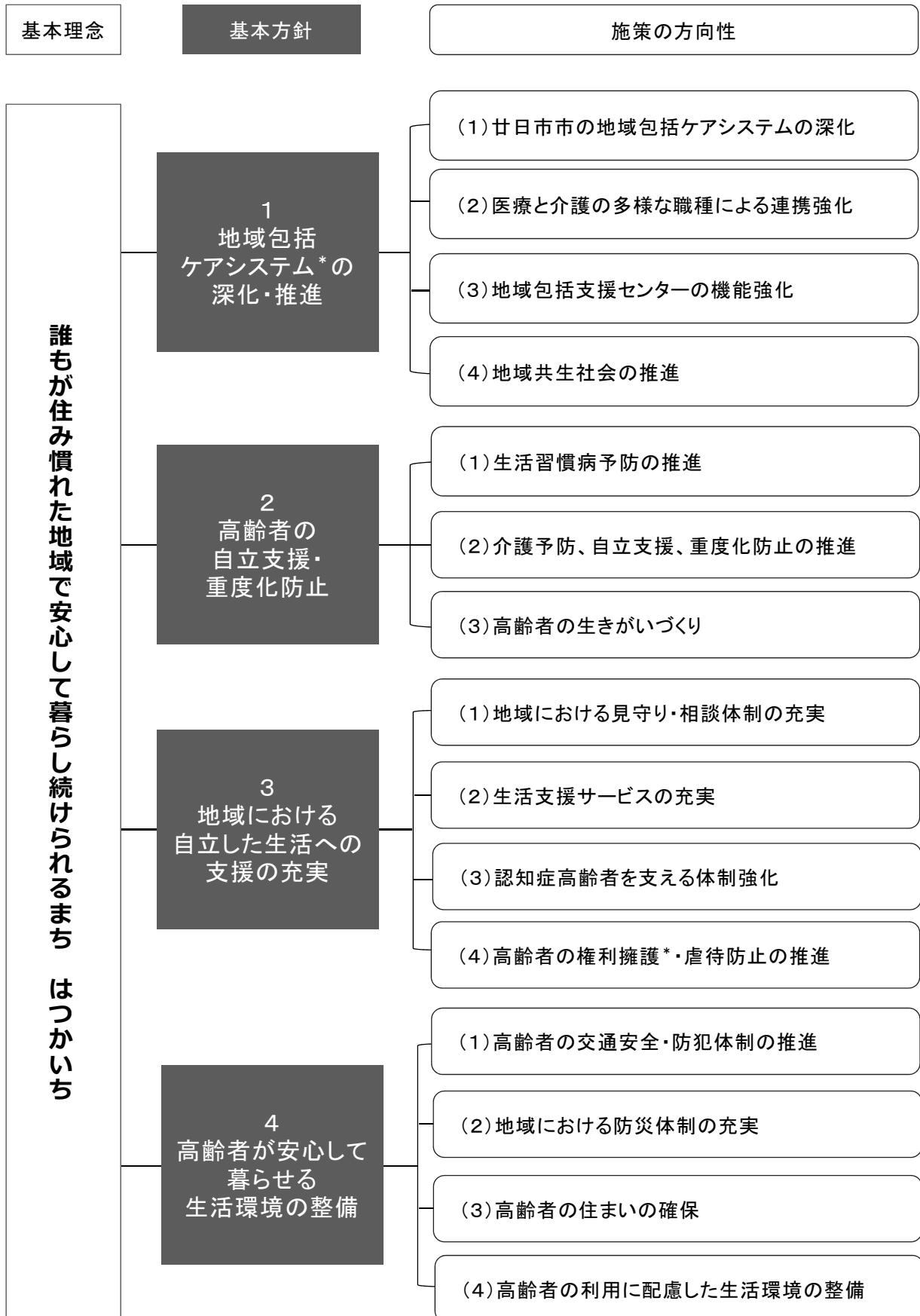
また、第 6 期計画における認知症高齢者を支援する取組の進捗を踏まえさらに推進するとともに、権利擁護\*体制の強化を図ります。

## 基本方針 4

### 高齢者が安心して暮らせる生活環境の整備

高齢者やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者にやさしい住まいや生活環境の整備を推進するとともに、防犯・防災体制の充実を図ります。

2 施策の体系



---

## 第4章 施策の展開

---



## 第4章 施策の展開

### 基本方針 1 地域包括ケアシステム\*の深化・推進

#### 1 廿日市市の地域包括ケアシステムの深化

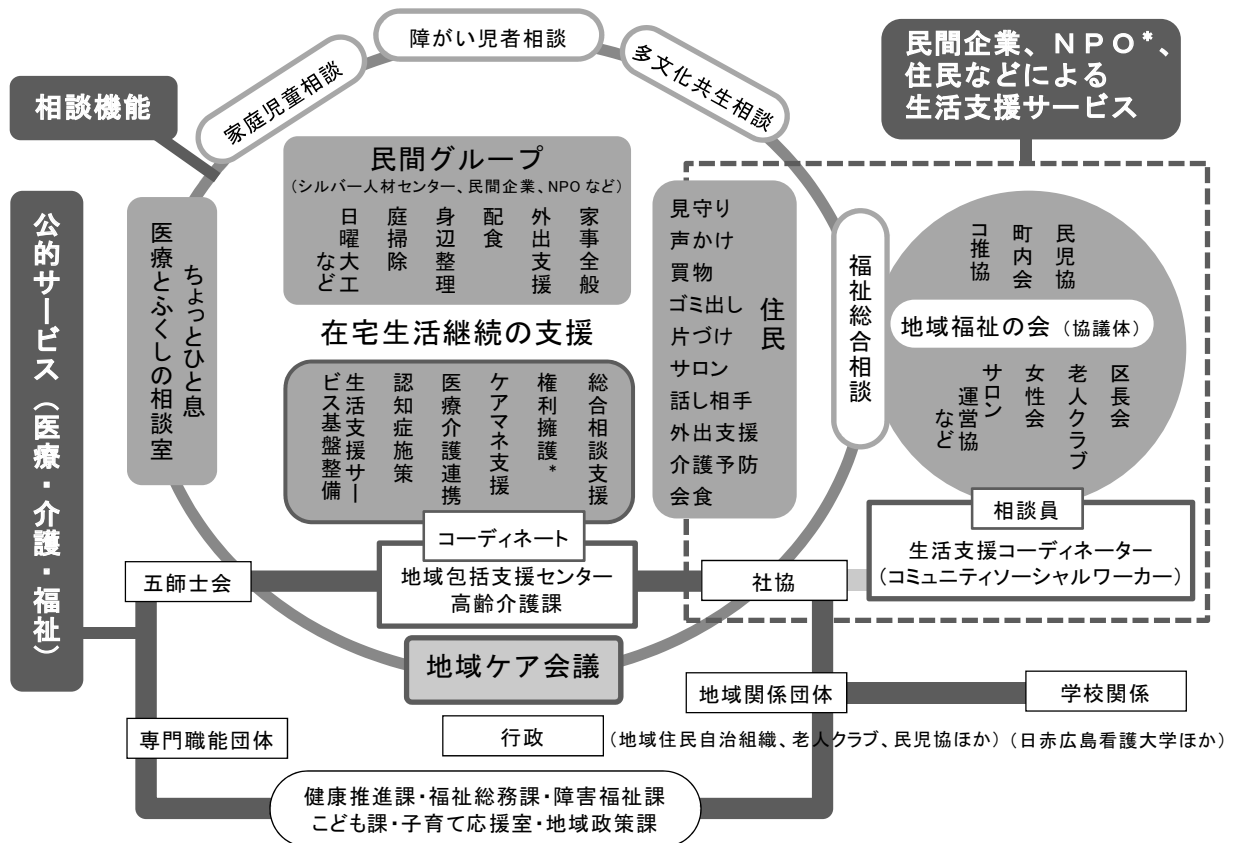
高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるためには、医療・保健・福祉・介護サービスの一体的な提供体制や、日常生活圏域を基本に、関係機関、地域住民などが協働して、高齢者を支える地域包括ケアシステムを確立する必要があります。

第6期計画においては、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備に取り組み、地域の様々な主体と連携し、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「認知症初期集中支援チーム\*の設置」、「地域ケア推進協議会の設置」等、新たな事業を開始しました。

第7期計画においては、団塊の世代\*が75歳以上となる平成37年（2025年）に向け、これまでの地域包括ケアシステム構築のための取組を踏まえ、介護予防・自立支援・重度化防止のための取組や地域共生社会の実現に向けた取組を推進するなど、地域包括ケアシステムをさらに深化・推進させます。

また、「業務連携会議」等により庁内連携を推進し、幅広い部局との連携体制を強化します。

〔図 4-1-1: 廿日市市の地域包括ケア体制の推進イメージ〕



## 2 医療と介護の多様な職種による連携強化

### 【現状と課題】

今後、さらなる高齢化の進行に伴い、医療を必要とし在宅で生活する高齢者が増加することが見込まれます。

在宅医療・介護連携推進事業は医療・介護・福祉の専門職団体である五師士会が設置した「在宅医療・介護連携推進事業委員会」を中心として、行政との連携を強化し、地域の医療・介護の資源把握、医療・介護関係者の情報共有の支援、医療・介護関係者の研修、地域住民への普及啓発について重点的に取り組んできました。

高齢者がたとえ疾病があっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、高まる医療ニーズに対応するため、医療と介護の連携をさらに強化することが必要です。

### 【今後の展開】

#### (1) 在宅医療・介護連携の推進

訪問介護と訪問看護が連携しながら要介護高齢者の在宅生活を支えるために、第6期計画において整備した定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの推進に努めます。

医療・介護の専門多職種による連携体制を強化するために、五師士会へ次の業務を委託して推進します。

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 地域の医療・介護の資源の把握             | 医師会、歯科医師会から提供された情報の活用方法について検討を行います。また認知症地域資源マップなど病状別ニーズに合わせた情報の整理を検討します。                    |
| 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討     | 在宅医療・介護の現状の把握と課題の抽出と解決策等の検討を引き続き行います。また、課題に合わせ、事業についての評価指標を検討し、効果的に事業が実施できているか見直す仕組みをつくります。 |
| 切れ目のない在宅医療・介護サービス提供体制の構築推進 | 医療・介護関係機関の理解・協力を得た上で、切れ目のない在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進します。<br>先進地の取組状況等を調査研究し、体制整備の準備を行います。      |
| 医療・介護関係者の情報共有の支援           | 医療・介護関係機関の効率的な情報共有のツールの利用促進を図ります。<br>地域包括支援センターに導入した HM ネット*の効率的な活用をめざします。                  |

|                   |   |
|-------------------|---|
| 在宅医療・介護連携に関する相談支援 | <p>在宅医療と介護の連携を支援する相談窓口を設置し、地域の医療・介護関係者などからの在宅医療・介護連携に関する相談に対応し、連携調整、情報提供などを行います。</p> <p>廿日市市五師士会の医療・介護・福祉の専門職と地域包括支援センターが連携し、ミニ講座や、医療・介護・福祉・生活の困りごと等の相談に応じる「ちょっとひと息 医療とふくしの相談室」を実施します。また、相談機能の強化や連携、周知を実施するとともに、今後の運営について検討を行います。</p> |
| 医療・介護関係者の研修       | <p>医療・介護関係機関の職員を対象として多職種連携などに関する参加型の研修を実施します。医療職と介護職のそれぞれの課題を共有することから、連携強化を図ります。</p>  |
| 地域住民への普及啓発        | <p>在宅医療や介護に関する講座の開催やパンフレットの配布等により、引き続き地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進します。</p>  |

### (2) 地域医療拠点整備における機能の整備検討

JA 広島総合病院に隣接するイオン廿日市店跡地を利活用した地域医療拠点等を整備するにあたり、急性期から在宅支援を含む福祉・保健分野まで切れ目のないサービスを提供する地域包括ケアシステム\*の中核的役割を果たす機能として、五師士会や地域包括支援センター、在宅診療ステーション等の整備検討を進めます。

### (3) 医療計画との整合性の確保

広島県保健医療計画との整合性を図り、在宅医療・介護連携を推進するとともに、医療病床の機能分化・連携に伴い生じる、在宅における医療や介護サービスのニーズに対応します。

また、在宅医療・介護連携に関する関係市区町村と連携して広島県西部厚生環境事務所管内（廿日市市・大竹市）の医療・介護の専門職や、行政、地域包括支援センターによる連携強化について継続的に協議を行います。

### 3 地域包括支援センターの機能強化

#### 【現状と課題】

今後、さらなる高齢化の進行に伴い増加する高齢者のニーズや複雑化する生活課題に対応するため、地域包括ケアシステム\*の中核である地域包括支援センターの機能強化を図り、その業務の充実とともに、地域の保健・医療・介護の関係機関や団体との連携強化を図る必要があります。

また、地域ケア会議の目的を明確にし、その機能の充実を図り、多職種連携の推進、地域力の向上につなげることが重要です。

#### 【今後の展開】

##### (1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターの事業の質の向上を図るために、PDCAの充実による事業の自己評価を行い、継続的な評価・点検を強化するとともに、主任介護支援専門員との勉強会を企画・実施するなど、スキルの向上、人材育成に努めます。

さらに高齢化の進行や生活課題の複雑化などに伴う業務量の増加や役割に応じて、地域包括支援センターの一部を委託し、体制の整備を行うとともに、運営協議会による地域包括支援センターの事業評価を行い、事業の改善につなぐ仕組みを整備することにより、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

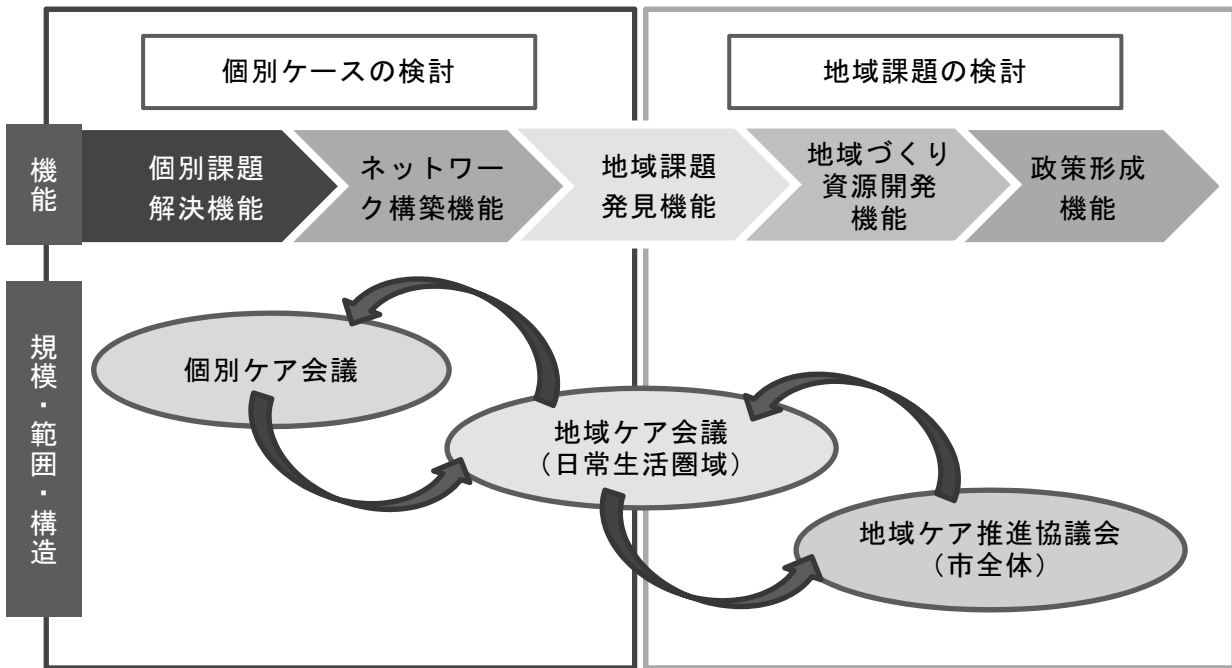
また、地域医療拠点整備に伴い、「地域包括支援センターはつかいち西部」の移転を検討し、医療・福祉との連携強化を図ります。

##### (2) 地域ケア会議の推進

多職種協働による個別事例の検討を行う地域ケア個別会議を踏まえ、地域ケア会議において、多職種・関係機関と連携し、情報の共有を図り、適切なサービスを提供できる体制づくりを推進するとともに、高齢者の介護予防、自立支援、重度化防止に向けた取組の充実を図ります。

また、地域ケア会議で把握した課題は、地域包括支援センターで整理し、各地域や団体・組織にフィードバックを行うとともに、地域ケア推進協議会へ提案し、政策形成につながるよう体制整備を進めます。

〔図 4-1-2: 地域ケア会議〕



## 4 地域共生社会の推進

### 【現状と課題】

近年、少子高齢化や核家族化の進展、ひとり暮らし世帯の増加、社会経済情勢の変化に伴い、要介護認定者や認知症の高齢者が増加するとともに、高齢の親と無職独身の子ども同居世帯や介護と育児に同時に直面する世帯、制度の狭間で支援が受けられない人の存在など、地域の福祉ニーズは増大し、生活課題は複雑化しています。

そのような状況において、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、市民一人ひとり、地域のあらゆる主体が「我が事」として役割を持ち、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現をめざした地域づくりに取り組む必要があります。

また、子どもから大人まで福祉体験等を通じ、共感できる「心」を育み、共に生活できる地域共生社会の実現に向けた意識を高め、自らが地域の福祉に参画できるように、福祉教育の充実を図ることが必要です。

### 【今後の展開】

#### (1) 地域共生社会の実現に向けた啓発の推進

地域包括ケアシステム\*を構築するためには、地域で支援が必要な人や孤立が懸念される人等への市民の理解を深め、市民一人ひとりが他人事を我が事としてとらえ、地域での支え合い、助け合いの必要性を認識することが重要です。

すべての年齢層や地域を対象とし、「我が事・丸ごと」の意識を醸成するため、啓発を推進します。

#### (2) 福祉教育の推進

小中学校での高齢者福祉への取組や福祉施設の実状などについての学習、福祉・ボランティア体験、そして募金やボランティア活動などの社会貢献活動において、教育委員会や学校、地域・福祉関係機関など様々な団体との連携を深め、福祉教育の推進に努めます。

また、出前講座や認知症サポーター\*研修等を通じて広く市民に本市の高齢化や介護現場の現状などの周知に努めるとともに、介護に関わる人材の裾野を広げ、多様な人材の参入促進を図るため、生活援助のみを行う生活支援員養成研修や、介護職の復職を支援する「お仕事きっかけ講座」の充実を図ります。

## 基本方針2 高齢者の自立支援・重度化防止

### 1 生活習慣病予防の推進

#### 【現状と課題】

アンケート調査の結果によると、現在何らかの治療中の病気や後遺症がある割合は一般高齢者\*の約8割を占め、高血圧の割合が最も高く、介護・介助が必要になった要因として、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病も挙がっています。

本市では、第2次健康増進計画（健康はつかいち21）に基づき、子どもから高齢者まですべてのライフステージに応じた健康づくりを推進しています。

高齢化が急速に進む中、高齢期における健康づくりの目標は、単に運動機能などの心身機能の改善だけをめざすのではなく、生活の質の向上、健康寿命\*の延伸に向けた機能向上、ロコモティブシンドローム\*予防など、健康増進と介護予防が非常に関連するものとなっています。

高齢期を迎える前の壮年期からの生活習慣病予防のための取組とともに、自ら健康づくりに取り組む意識の醸成が必要です。

#### 【今後の展開】

##### （1）生活習慣病予防の推進

生活習慣病予防と重度化防止のため、特定健康診査、後期高齢者健康診査、がん検診などを実施し、生活習慣の改善が必要な人への相談指導などの支援を行います。

また、病院や健診を受診したことがない高齢者に、健康管理として健診の受診を勧めます。

##### （2）健康づくりに関する啓発の推進

壮年期から主体的に健康づくりに取り組めるよう、生活習慣の改善や健康に関する知識の普及啓発を推進します。

高齢者にサロンなどで開催される健康教育や健康相談への参加を促し、心身のチェックをするとともに引き続き健康づくりに取り組む機会として啓発を行います。

##### （3）楽しく健康づくりに取り組む工夫

各地区で実施している交流ウォーキングに参加するきっかけづくりや、ウォーキングを習慣化してもらうための「ウォーキングカード（はっちゃんカード）」の普及啓発に引き続き取り組みます。

また、広島県が実施する「ひろしまヘルスケアポイント\*」の普及啓発に努め、市内で実施する保健事業やイベントへ参加したり、市内の運動施設を利用したりすることで、ポイントが貯まり、楽しみながら健康づくりができるように工夫します。

## 2 介護予防、自立支援、重度化防止の推進

### 【現状と課題】

高齢化の急速な進行により、今後は後期高齢者の増加が見込まれる中、要介護状態にならないための取組や、介護が必要になってもその有する能力に応じて自立した生活を送れるよう支援する取組、要介護状態の重度化を防止する取組が重要となっています。

アンケート調査の結果によると、介護・介助が必要になった要因として、骨折や転倒、関節の病気が上位となっています。

高齢者の運動機能や栄養状態などの心身機能の向上をめざす取組、日常生活において自立し、社会参加を促進するための取組が重要であり、本市が取り組んでいる、ウォーキングリーダーの養成・育成、「健康づくり応援団\*」の活動など運動・身体活動を推進する住民組織の活躍は、高齢者の体力・筋力づくりや閉じこもり防止に寄与しており、今後も継続する必要があります。

また、高齢者の自立支援、重度化防止について市民や事業者等、地域全体の理解を深め、地域の多職種が連携した取組が重要です。

### 【今後の展開】

#### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

軽度な要介護者の重度化を防止し、自立支援を進め、必要なサービスを必要な利用者へ提供できるよう、介護の有資格者による従前相当のサービスから多様な主体によるサービスへの移行を進めます。そのため、多様なサービスの充実と移行に向けた制度設計を推進します。

平成30年度から新たに訪問型サービスC（短期集中予防サービス）、通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）を整備し、従前相当の訪問サービスからの移行を進めていくために、生活援助のみのケアプランの場合、訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）を原則使用する方針とします。



## (2) 自立支援のケアマネジメント\*の推進

高齢者がその有する能力に応じて、その人らしいいきいきとした自立生活を送ることをめざしたケアマネジメントを推進するため、介護支援専門員の実践力向上に関する支援を行います。

また、専門職、民生委員・児童委員、地域住民自治組織や老人クラブ、サロン運営者、地域のNPO\*等といった様々な地域の関係団体との連携を図り、情報共有に努めるとともにインフォーマルな社会資源の活用に努めます。

〔表 4-2-1: 自立支援ケアマネジメント 目標値〕

| 区分                       | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|--------------------------|----------|----------|----------|
| 介護支援専門員への個別支援<br>(延件数)   | 780 件    | 800 件    | 820 件    |
| 関係機関とのネットワーク会議<br>(実施件数) | 190 件    | 200 件    | 210 件    |

## (3) 介護予防把握事業

地域の実情に応じ、以下の効果的かつ効率的に収集した情報を活用し、閉じこもり等なんらかの支援を要する人を早期に把握し、介護予防の活動につなげます。

- ①地域包括支援センターの相談支援等での把握
- ②民生委員等地域住民からの情報提供による把握
- ③医療機関等の関係機関のネットワークによる把握
- ④訪問活動を実施している関係部局との連携による把握
- ⑤介護認定等の窓口相談等での把握

## (4) 介護予防普及啓発事業

介護予防は継続しなければ、心身の機能低下を招いてしまうという動機づけを生活不活発病\* 予防というわかりやすいツールを用いることで普及啓発し、全国的に効果が立証されている「いきいき百歳体操\*」をツールとし、地域でできる週 1 回の通いの場づくりを働きかけます。

また、老人クラブ等の介護予防事業として ICT 研修などを展開し、ICT を活用した介護予防施策の基盤整備を行います。

〔表 4-2-2: 介護予防普及啓発事業 目標値〕

| 区分                               | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|----------------------------------|----------|----------|----------|
| 介護予防教室等参加者数<br>(延人数)             | 5,150 人  | 5,200 人  | 5,250 人  |
| 老人クラブ委託事業による<br>介護予防教室等参加者数(延人数) | 16,500 人 | 17,000 人 | 17,500 人 |
| 老人クラブ補助事業による<br>介護予防教室等参加者数(延人数) | 18,600 人 | 19,000 人 | 19,500 人 |

#### (5) 地域介護予防活動支援事業

年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加できる介護予防活動の地域展開をめざします。高齢者人口の1割以上が通いの場に参加することを目標に、住民主体の通いの場の支援、担い手の育成、活動の場づくりなど高齢者の生きがいつくり等を含めた環境を整備します。

- 週1回の通いの場づくり(「いきいき百歳体操\*」などのツールを活用)
- 介護予防や健康づくりを推進できる地域の担い手の育成を支援
- ボランティアポイント制度への参加者、協力施設等の拡充

〔表 4-2-3: 地域介護予防活動支援事業 目標値〕

| 区 分                                | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|------------------------------------|----------|----------|----------|
| 老人クラブ委託事業による介護予防リーダー養成講座等参加者数(延人数) | 590 人    | 610 人    | 630 人    |
| 老人クラブ補助事業による介護予防リーダー養成講座等参加者数(延人数) | 3,700 人  | 3,750 人  | 3,800 人  |
| 健康づくり応援団*養成講座参加者数(延人数)             | 300 人    | 330 人    | 360 人    |

#### (6) 一般介護予防事業評価事業

地域づくりの視点から総合事業全体の評価を通じて、効果的効率的に事業が展開されているか評価します。その指標としては、国や県の評価指標に沿ったプロセス指標を中心に、アウトカム指標についても評価します。必要に応じて分析や参加者へのフィードバックを実施し、関係者で協議することで事業改善を図ります。

#### (7) 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防取組を組織強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場、介護職員等に対する技術支援への、リハビリテーション専門員等の関与を促進します。

### 3 高齢者の生きがいづくり

#### 【現状と課題】

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、高齢者自らが地域の様々な活動に参画して活躍し、楽しみや生きがいを持つことが重要であり、高齢者の健康や生活の質の向上、地域の活性化にもつながります。

アンケート調査の結果によると、閉じこもりのリスクがある人は16.5%となっています。一方、地域活動への参加率は高くありませんが、自主的な活動への参加意向は高くなっています。

高齢者の楽しみや生きがいにつながるよう、気軽に集い、仲間と出会うことができる憩いの場、活動の場の充実を図るとともに、それぞれの持っている能力を活かして地域活動の担い手となるなど元気な高齢者を増やし、地域の活性化につなげるのが重要です。

#### 【今後の展開】

##### (1) 生きがい活動の推進

高齢者の生きがい活動の場の機会とともに、大学・各種団体等と連携し、現代的・社会的課題に関する学習など多様な学習機会の提供を推進します。

また、高齢者の培った能力や地域に貢献したいという思いを生かすとともに、市民センターで学んだ成果をまちづくりにつなげることができるように支援します。

市民センターが地域における様々な活動拠点となり、情報のつなぎ手として力を発揮しながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくことができるよう、考え話し合う場づくりを支援します。

##### (2) 老人クラブ活動の活性化

老人クラブの活動が会員とともに、広く地域の高齢者たちの社会参加の場となり、介護予防・日常生活支援総合事業を充実していく中で生活支援サービスの「通いの場」となるよう支援するとともに、老人クラブ会員への加入のきっかけづくりの支援や活動の活性化促進等を推進します。

##### (3) 地域サロン

生活支援体制整備事業\*と連動し、地域での「見守りの場」づくりを広めます。これまでのサロンの形に加え「いきいき百歳体操\*」や地域カフェなど新たな集いの形の情報提供を行います。

また、引き続き新たなサロンの立ち上げへの支援などを行うとともに、福祉を切り口とした「まちづくり」の視点から、地域政策課や高齢介護課と協働しながら、市内でのサロン活動の広報や支援を行います。

---

(4) 就労による生きがいづくりへの支援

就労意欲のある高齢者の活動の場として、引き続きシルバー人材センターへの新規加入促進や介護予防・日常生活支援総合事業を充実する中で生活支援サービスの担い手となる仕組みづくりなどを支援します。

(5) 敬老事業

地域自治推進の観点から、長年地域に対して貢献してきた高齢者に地区住民で敬老する事業として敬老会を開催します。今後は、高齢者が増加する中、敬老会の運営スタッフ自身の高齢化や会場の問題等に対応し、敬老会というイベントの開催だけでなく、高齢者福祉全般を視野に入れた事業（地区サロン、健康体操教室等）も含め、地域の実情に沿った敬老事業が実施されるよう支援します。

敬老金贈与については、今後、対象者が急増することが見込まれ、どのような形で継続できるか、見直しが必要かを検討しつつ、高齢者を敬愛し、長寿を祝する事業を推進します。

(6) 運動を通じた生きがいづくりの推進

高齢者が生涯スポーツに取り組みやすいよう、スポーツ施設の整備に取り組むだけでなく、スポーツ推進委員と連携し、生涯スポーツの推進が図られるよう支援します。

また、介護予防事業にスポーツを取り入れた講習会を開催するなど、生涯スポーツを通じた生きがいづくりを推進します。

(7) ボランティアポイント制度の拡充

高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献を奨励するとともにその活動を支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進することを目的とした、甘らつプラチナボランティア制度を拡充し、生き生きとした地域社会をつくれます。

## 基本方針3 地域における自立した生活への支援の充実

### 1 地域における見守り・相談体制の充実

#### 【現状と課題】

高齢化の急速な進行や社会経済情勢の変化を背景とし、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しているとともに、高齢者の地域からの孤立も問題となっています。

アンケート調査では、男性のひとり暮らし高齢者では相談できる人がいない割合が高く、医療機関や地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などにも相談できていない状況があります。

対象者に合わせた相談窓口の周知や利用しやすい相談体制を整備するとともに、相談できる人がいない高齢者や支援が必要な高齢者を的確に把握する体制づくりが必要です。

また、見守りや相談から発見された地域課題の共有や、その解決に向け、多様な主体が連携した包括的な地域づくりを進めるためには、従来の活動者や主体に加え、NPO\*や企業・事業所など新しい人材や主体などの担い手の裾野を広げるとともに、課題に合わせ重層的に福祉コミュニティをつくっていくことが必要です。

#### 【今後の展開】

##### (1) 「我が事・丸ごと」の地域づくりと包括的な支援体制の整備

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域、行政、福祉活動団体、福祉サービス事業者に加え、NPO、大学、民間事業者など、分野を越えて多様な主体が連携し、高齢者が抱える様々な課題に包括的に対応できる体制づくりやネットワークづくりを加速させます。

また、制度や分野などの「縦割り」や、「支え手」、「受け手」という関係を超えて、誰もが「我が事」として参画する人材の発掘や育成に取り組むとともに、人と人とのつながりづくりを推進します。

##### (2) 民生委員・児童委員活動の促進

概ね小学校の区域（大野地域では区）で高齢者を見守り支えるために住民同士が話し合う場である協議体ごとに、民生委員・児童委員の役割や連携のあり方について話し合っていきます。

また、その中で、民生委員・児童委員の活動をサポートする体制づくりを推進し、地域自治組織等において民生委員・児童委員の推薦準備会を開催するなど、民生委員・児童委員の人選がスムーズに行える体制の整備に努めます。

### (3) 相談体制の充実

地域の様々な相談機関とのネットワークの構築を図り、高齢者が気軽に利用できる相談体制の充実を図るとともに、市の支援だけでなく地域住民の活動やインフォーマルサービス\*、参加の場などの地域の情報を広く集約し、提供します。

また、保健、医療、福祉に関するあらゆる相談に対応するため、職員教育及び自己研鑽に努めます。

〔表 4-3-1:総合相談支援事業 目標値〕

| 区 分         | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|
| 総合相談支援(延人数) | 10,700 人 | 11,200 人 | 11,700 人 |

## 2 生活支援サービスの充実

### 【現状と課題】

高齢化の急速な進行や家族形態の変化を背景とし、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しているとともに、その生活支援ニーズも多様化しています。

アンケート調査では、介護が必要になった際の望む暮らし方として、「介護保険制度のサービスや福祉サービスを使いながら、自宅で介護してほしい」と回答した人の割合が4割を超えて最も高く、家族の介護による在宅での暮らしを望む割合を加えると、6割となっています。

また、在宅で暮らし続けるために必要な支援として、「配食（弁当の宅配）」、「庭木カット」、「機能訓練やりハビリができる通いの場」の割合が上位となっています。

地域住民や様々な主体が参画する生活支援の提供体制の充実を図ることが必要です。

2025 年問題に向けて、協議体の設置が急がれますが、継続して地域で活動を展開していくためにも住民主体の活動であることが重要です。

### 【今後の展開】

#### (1) 生活支援体制整備

市内全域を対象とする第 1 層協議体、旧行政区で構成される第 2 層協議体を設置して、小学校区や区で構成される第 3 層の協議体で行う住民主体の地域づくりや地域の支え合いの仕組みづくりを支援できる体制を整備します。

第 3 層の協議体では、見守り機能を持つ通いの場づくりや電球の交換やゴミ出しなどの軽度な生活支援を必要とする高齢者の需要に対応します。また、NPO\*、各種団体、民間企業などに協議体との協力を働きかけます。

「生活支援コーディネーター」の機能の強化を図り、地域の新たな担い手づくりとしてせらっプラチナボランティアの育成を継続して行い、介護の担い手育成として、介護予防生活支援員の養成や復職支援としての研修の充実を図ります。

## (2) 住民主体による生活支援サービスの展開

第3層の協議体で行われる活動は、介護予防・生活支援サービス（通所型サービスB、訪問型サービスB）として活動することも考えられ、既に移送支援も含めた通所型サービスBを展開している地域もあります。

吉和地域では、地域のNPO\*法人が市の整備した高齢者福祉施設での見守り事業や生活支援サービスを実施し、今後デマンドバスの運行を計画するなど、住民主体による活動が活発化しており、市も支援しています。

このように地域住民の活動が継続性のあるものとして定着していくために、介護予防生活支援サービスやコミュニティビジネスなどの手法を活用して、地域の特性に合った住民の主体的な活動となるよう生活支援コーディネーターと共に支援します。

## (3) 福祉サービス提供の充実

介護や支援が必要な高齢者やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、その状態やニーズに応じたサービスを提供する取組を推進します。

|                     |   |
|---------------------|---|
| 廿日市市ファミリー・サポート・センター | 地域包括化システムの一部の「生活支援体制整備事業*」と連動する形で、地域の中での「お互いさま活動」の仕組みづくりを進めます。      |
| リフトカー貸出事業           | 一般車両では移動が困難な障がいのある人・高齢者の外出を支援するため、リフトカーの貸出を行います。                    |
| 車いす貸出事業             | 車いすの貸出を行います。原則1か月を貸出期間としていますが、介護保険のレンタルまでのつなぎや、骨折などの一時的な時にも利用が可能です。 |

## (4) 家族介護者への支援

|           |   |
|-----------|---|
| 介護用品の支給事業 | 要介護4・5の高齢者を自宅で介護する同居家族に、紙おむつなどの介護用品を現物支給することで、同居家族の介護負担を軽減できるよう継続実施します。（所得制限あり） |
|-----------|---|

## (5) 地域資源を活用したネットワーク形成及び家庭内の事故等への対応の体制整備

配食サービス事業、見守りホットライン事業について、高齢者の自立した生活を支援する観点から継続実施します。

### 3 認知症高齢者を支える体制強化

#### 【現状と課題】

後期高齢者の増加に伴い、認知症高齢者は増加することが見込まれ、アンケート調査の結果においては、現在抱えている疾患として要介護1以上の人では「認知症」が高くなっています。また、在宅で介護を行う家族が不安を感じる介護として、「認知症状への対応」の割合が高くなっています。

認知症高齢者について、早い段階での適切な診断と、その状態に応じたサービス提供が可能となるよう、医療、介護などの関係機関が連携した体制が必要です。

また、認知症高齢者が尊厳を保ちながら、穏やかな生活を送り、家族も安心して日常生活を営むためには、市民が認知症について理解し、地域全体で認知症高齢者の生活を見守り、支えていく体制が必要です。

#### 【今後の展開】

##### (1) 適切な医療・介護サービスの提供

認知症施策をより一層推進するために新オレンジプラン\*の基本的な考え方である、「認知症への理解を深めるための知識の普及啓発」、「認知症の人の介護者への支援の推進」、「認知症及びその家族の意向の尊重の配慮」についてさらに取組を進めていきます。認知症の容態に応じた切れ目のない適時・適切な医療、介護の提供が図られる仕組みを構築します。

|                   |  |
|-------------------|--|
| 認知症初期集中支援チーム*の充実  | 複数の専門職がチームを組んで、認知症が疑われる人や認知症高齢者、その家族を初期の段階に訪問し、包括的、集中的に支援する「認知症初期集中支援チーム」の充実を図ります。 |
| 認知症地域支援推進員*の資質の向上 | 認知症疾患医療センターやかかりつけ医、介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ「認知症地域支援推進員」の資質の向上を図るとともに、市民へ周知します。          |
| 認知症ケアパスの普及・活用     | 認知症の状態に応じて受けられるサービスや相談機関など適切なケアの流れを明らかにした「認知症ケアパス」の普及啓発を図るとともに、有効に活用します。           |
| 認知症介護指導者          | 県の研修を受講した認知症介護指導者を活用します。   |

##### (2) 認知症に関する理解の促進と見守り体制の構築

認知症に対する理解を深め、地域で見守り、支え合う意識を高めるため、認知症の原因と予防、適切な介護のあり方などに関する正しい知識の普及啓発を推進します。

また、引き続きタッチパネル式の認知症相談プログラムを地域のサロンなどで実施し、啓発を行うとともに認知症又は軽度認知障害の疑いのある人を早期発見・早期受診につなげます。



|              |  |
|--------------|--|
| 啓発活動の推進      | 認知症予防に加えて、「認知症になっても安心して住み続けられるまちづくり」のため、認知症への理解を深めるための施策を推進します。  |
| 認知症サポーター*の養成 | 地域住民や企業社員を対象とし、認知症やその家族をあたたく見守り支援する「認知症サポーター」を養成するだけでなく、現在活動している「認知症サポーター」のスキルアップを図ります。<br>また、小中学校のカリキュラムの中に「認知症サポーター養成研修」を組み込むことを検討します。 |

(3) 認知症高齢者を介護する家族等への支援

認知症高齢者を介護する家族だけが問題を抱え込むことのないよう、認知症に関する相談体制の充実を図るとともに、見守り体制を構築します。

|                  |  |
|------------------|--|
| 相談体制の充実          | 地域包括支援センター、医療機関、社会福祉協議会、家族会などの連携による地域における相談体制の充実を図ります。<br>また、専門医療機関などの相談窓口の市民への周知を図ります。                    |
| 情報提供の充実          | 関係機関や市の介護サービスの情報提供の充実を図ります。  |
| 認知症カフェの開催        | 認知症高齢者とその家族、地域住民、保健・医療・福祉及び介護の専門職などが集い、語り合える「認知症カフェ」を開催するとともに、広く市民へ周知し、利用者の拡大を図ります。                        |
| 認知症高齢者家族やすらぎ支援事業 | 認知症高齢者を介護する家族の支援を行うやすらぎ支援員*を養成します。また、やすらぎ支援員の活躍の場を拡大し、人材の効率的な活用を図ります。                                      |
| 徘徊高齢者家族支援サービス事業  | 徘徊により行方不明になった高齢者を位置検索システムにより捜索し、早期保護につなげるため、端末機の貸出を行っています。今後は、スマートフォンなどを活用した新しい位置検索システムの活用に向けた、調査研究を実施します。 |
| はいかいSOSネットワーク拡充  | はいかい SOS 運営会議や連絡会議を通じて関連機関との情報共有を行い、認知症高齢者が徘徊した場合の早期発見に向けた取組を行います。<br>情報周知の方法など、システムの見直しを検討します。            |

〔表 4-3-2: 認知症高齢者を介護する家族等への支援 目標値〕

| 区分             | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|----------------|----------|----------|----------|
| やすらぎ支援員数(累計人数) | 162 人    | 165 人    | 168 人    |

## 4 高齢者の権利擁護\*・虐待防止の推進

### 【現状と課題】

高齢者虐待は依然として増加傾向にあります。また、高齢者の増加に伴い、認知症高齢者など判断能力が十分でない高齢者が増加することが見込まれます。

高齢者が住み慣れた地域で尊厳が守られ、安心して暮らし続けられるよう、関係機関が連携を図り、見守り・支援体制の充実を図るとともに、高齢者虐待を未然に防ぐ地域の環境づくりとともに、対応する地域包括支援センター職員体制の充実を図る必要があります。

### 【今後の展開】

#### (1) 権利擁護事業の推進

認知症高齢者の増加や単独世帯の増加が見込まれる中、高齢者やその家族が必要に応じて、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業を活用できるよう支援体制の充実を図るとともに、市の広報誌等で制度の周知を図り、利用促進のための施策を推進します。

また、権利擁護の支援体制を関係機関と協議し、充実させるとともに、消費者被害に対して自己防衛できるよう啓発を推進します。

#### (2) 高齢者虐待防止の推進

地域包括支援センターを中心として、高齢者虐待防止のための施策を推進し、地域の関係機関と虐待を早期に発見できるネットワークを構築するとともに、市民や事業者などへの虐待防止に関する普及啓発を推進します。

|               |   |
|---------------|---|
| 相談支援体制の充実     | 今後も専門性が高い職員を確保し、相談支援事業を実施します。   |
| 施設における虐待防止の推進 | 要介護施設従事者等による高齢者虐待について、高齢者虐待防止法に基づき、通報から終結までの流れをマニュアル化し、様式を十分活用しながら対応していく体制を整理します。<br>また、要介護施設従事者等による高齢者虐待を未然に防ぐため、実地指導の定期的な開催や運営推進会議等への参加、介護相談員の派遣などにより、日頃から施設の運営等の実態把握を行います。 |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 高齢者虐待防止ネットワーク会議*の開催 | 高齢者虐待防止ネットワーク会議において、情報共有を行うとともに、事例から抽出された課題についての協議、関係団体との連携強化を図ることで、複雑化している困難事例への対応を強化します。 |
| 市民への啓発              | 市民への周知を継続するとともに、介護者への支援を強化するなど、虐待の発生を未然に防ぐ取組を推進します。  |



## 基本方針 4 高齢者が安心して暮らせる生活環境の整備

### 1 高齢者の交通安全・防犯体制の推進

#### 【現状と課題】

県内の交通事故件数は減少傾向にありますが、高齢者の交通事故死者数の占める割合は依然として増加しています。

また、県内の犯罪発生件数は減少傾向にありますが、その一方で、高齢者を対象としたなりすまし詐欺や架空請求詐欺などの特殊詐欺は依然として発生しています。

高齢者自身や地域の意識を高め、高齢者が犯罪や交通事故の被害にあわない地域の生活環境づくりの推進が必要です。

#### 【今後の展開】

##### (1) 交通安全対策の推進

これまで以上に警察・交通安全協会・地域自治組織等との連携を密にし、高齢者の交通安全の意識啓発を図るとともに、地域ぐるみで高齢者の交通安全対策を推進できるように支援します。

さらに、平成 30 年度から、高齢者の運転事故防止を目的に、運転免許証を返納した人を支援する高齢者運転免許自主返納支援事業を開始します。

##### (2) 防犯体制の推進

「安全・安心なまちづくり」をめざして、地域自治組織・警察等の各種団体と連携をとりながら、高齢者の防犯への意識啓発を図るとともに、地域ぐるみで高齢者の防犯対策が推進できるように支援します。

### 2 地域における防災体制の充実

#### 【現状と課題】

災害対策基本法の一部が改正されたことにより、高齢者や障がい者等の災害時の避難に配慮を要する人について、避難行動要支援者名簿の作成を行うよう義務付けられました。

要支援者の名簿を提供するための協定を締結した地域自治組織や自主防災組織は市内 28 地区中 22 地区であり、個別計画に係る支援者の登録は、平成 29 年 6 月時点で要支援者の約 30.5%となっています。

また、土砂法及び水防法の改正により、要配慮者利用施設の管理者等は、避難行動計画を作成し、防災教育や避難訓練を実施する必要があります。

災害時の対応として、廿日市市地域防災計画との整合を図りながら防災意識の向上や情報伝達のための仕組みづくりなど必要な基盤整備を行うとともに、関係機関との連携による緊急時の対応、救援体制づくりを推進する必要があります。

#### 【今後の展開】

##### (1) 防災意識の向上

命を守る行動（自助）、地域みんなで協力する互助（共助）の重要性について、地域防災相談員による意識啓発を行います。

また、個別計画（支援者登録など要支援者の避難支援プラン）の作成をきっかけに、地域の住民同士の「助け合い」や「支え合い」の意識を醸成します。

##### (2) 防災体制の充実

地域自治組織や自主防災組織などの災害協定支援団体と連携・協力し、高齢者や障がい者等、真に支援が必要な市民の支援体制づくりを推進します。

また、避難行動計画の作成について、要配慮者利用施設の管理者等に働きかけ、適切な計画が立案できるよう支援します。

### 3 高齢者の住まいの確保

#### 【現状と課題】

高齢化の急速な進行に伴い、高齢者世帯が増加する中、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていくために、「施設」、「住宅」などの多様な「住まい」の場を確保していくことが必要です。また、高齢者の住まいの安定的な確保のため、養護老人ホーム\*やケアハウス（軽費老人ホーム）\*、有料老人ホーム\*、サービス付き高齢者向け住宅\*などの利活用は必要不可欠です。

#### 【今後の展開】

##### (1) 安定した住まいの確保

高齢者の在宅生活の継続の支援と、心身の状況や生活環境等に合った多様な住まいのニーズに対応した適切な情報提供と相談体制を充実していくとともに、関係機関が連携し民間事業者による高齢者に配慮したバリアフリー\*設備を備えた、安否確認・生活相談サービスなどが提供されるサービス付き高齢者向け住宅の情報提供等の支援を行います。

また、第6次廿日市市総合計画や広島県の住生活基本計画等の改定との整合や最新の住宅需給状況を反映し、現在の第2次廿日市市住宅整備基本計画について見直しを行い、安定した住まいの確保に対応できるよう、高齢者などが暮らしやすい公営住宅の整備に努めます。

## (2) バリアフリー\*化などの支援

高齢者の身体状況やニーズに対応した多様な住まいを確保するため、バリアフリー化などの住宅改修を支援します。

## (3) 住宅困窮者等への対応

将来における高齢者の住宅困窮者の推計により、公営住宅の必要戸数の見直しを行い、第2次廿日市市住宅整備基本計画の見直しを行います。

また、公営住宅だけでなく、民間住宅も含めた幅広い住宅施策についても検討を進め、住宅困窮者等に向けた施策の推進を図ります。

## (4) 施設サービスの確保

養護老人ホーム\*については適切な情報提供と相談体制の充実を図り、ケアハウス(軽費老人ホーム)\*、有料老人ホーム\*やサービス付き高齢者向け住宅\*などについては、適切な情報提供と入居者に対して適切なサービスが提供されるよう適正な運営の確保と質の向上に努めます。

〔表 4-4-1: 施設数〕

| 区 分            | 施設数(定員)     |
|----------------|-------------|
| 養護老人ホーム        | 1 か所(60 人)  |
| ケアハウス(軽費老人ホーム) | 4 か所(107 人) |
| 有料老人ホーム        | 4 か所(171 人) |
| サービス付き高齢者向け住宅  | 8 か所(264 戸) |

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

## 4 高齢者の利用に配慮した生活環境の整備

### 【現状と課題】

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと自分らしく生活を送るためには、誰もが安全に快適に利用できる地域の生活環境が重要です。

道路や公園、建物等において誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン\*のまちづくりが必要です。

また、高齢者が様々な活動に参加するためには安全性・利便性の向上や高齢者への身体的負担の少ない交通環境づくりが必要です。

## 【今後の展開】

## (1) 道路のバリアフリー\*整備（ユニバーサルデザイン\*のまちづくり）

安心して住み続けられる高齢者にやさしいまちづくりのため、市内中心部の生活に配慮した道路の改善を行います。

## (2) 公園のバリアフリー整備（ユニバーサルデザインのまちづくり）

利用者の多い地区公園、近隣公園から順次、未整備部分を改善しバリアフリー化を推進します。また、既存の街区公園についても利用者の意向を踏まえながら順次整備、改善を図ります。

## (3) 公共交通機関のバリアフリー整備（ユニバーサルデザインのまちづくり）

JR前空駅の構内エレベーター設置や広電宮島線の超低床車両導入支援などの整備を順次実施します。

## (4) 建築物のバリアフリー整備

市内の適用施設のバリアフリー化を促進するため、法令などに基づき建築窓口での対応を含めた啓発活動を積極的に行い、バリアフリー法による認定建築物が整備されるように努めます。

市有施設についても、すべての人々が円滑に利用できるよう施設整備を推進します。

## (5) 高齢者の移動交通手段の確保

平成28年3月に策定した廿日市市地域公共交通網形成計画に基づき、バス路線の再編や、交通機関の乗継ぎ円滑化など、利用者の利便性の向上を図ります。

佐伯圏域と吉和圏域のデマンド型バスについて、さらなる周知や利用方法の説明を行い利用促進に努めます。

吉和圏域の福祉バス利用券については、バス路線再編に伴う津田～吉和間の料金改定等を踏まえ、制度の見直しを検討します。

宮島圏域の福祉バス利用券については、外出支援対策として当面は継続実施しますが、今後どのような形で継続できるかなど、見直しの必要性を検討し、外出困難な高齢者を支援する事業を展開します。

---

## 第5章 第7期介護保険事業の推進

---



## 第5章 第7期介護保険事業の推進

### 1 制度改正の概要

#### (1) 地域包括ケアシステム\*の深化・推進

##### ① 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みを制度化

- 高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていただくための取組を進めることが必要。
- 全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に取り組むよう、データに基づく課題分析と対応。（取組内容・目標の介護保険事業（支援）計画への記載）適切な指標による実績評価のインセンティブの付与を法律により制度化。

（その他）

- 地域包括支援センターの機能強化。（市町村による評価の義務付け等）
- 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化。（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- 認知症施策の推進。（新オレンジプラン\*の基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

##### ② 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設「介護医療院\*」を創設

- 現行の介護療養病床の経過措置期間については6年間に延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合は、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。
- 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備。

##### ③ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

###### (ア)「我が事・丸ごと」地域づくり・包括的な支援体制の整備

###### ア)「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

- 地域福祉推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者に①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることをめざす旨を明記。

イ) この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備。
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制。
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関\*等の関係機関が協働して、複合化した市域生活課題を解決するための体制。

(その他)

- 有料老人ホーム\*の入居者保護のための施策の強化。(事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等)
- 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し。(障害者支援施設に入所する前の市町村を保険者とする)

ウ) 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置付ける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様)

(イ) 新たに共生型サービス\*を位置付け

- 高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付ける。(指定基準等は平成 30 年度介護報酬改定及び障がい福祉サービス等報酬改定時に検討)

(2) 介護保険制度の持続可能性の確保

① 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し(介護保険法)

- 世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担を3割とする。ただし、月額 44,400 円の負担の上限あり。【平成 30 年 8 月施行】

② 介護納付金における総報酬割の導入(介護保険法)

- 第2号被保険者(40~64歳)の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課しており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付している。
- 各医療保険者は、介護納付金を、第2号被保険者である『加入者数に応じて負担』しているが、これを被用者保険間では『報酬額に比例した負担』とする。(激変緩和の観点から段階的に導入)【平成 29 年 8 月分より実施】

2 第7期計画期間における高齢者等の推計

(1) 第1号被保険者数の推計

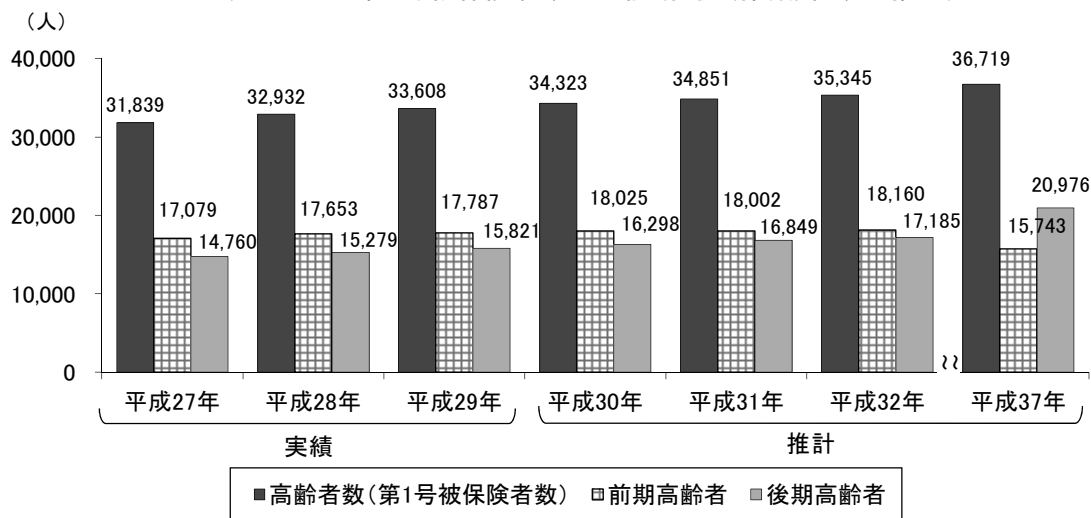
本市の第7期初年度の平成30年度での65歳以上の第1号被保険者数は総数で34,323人であり、第6期最終年度の平成29年度の33,608人に比べ715人の増加が予想されます。

さらに、第7期の最終年度である平成32年度には35,345人と予想され、平成30年度よりさらに1,022人と一層の増加が予想されます。

このうち、65歳～74歳までの前期高齢者と、75歳以上の後期高齢者をみると、前期高齢者は第7期の3年間で135人の増加に対し、後期高齢者は887人の増加と、後期高齢者の増加が目立っています。

さらに、団塊の世代\*が後期高齢者となる平成37年(2025年)には、第1号被保険者数は36,719人となり、そのうち後期高齢者が20,976人、前期高齢者が15,743人となり、後期高齢者が逆転することが予想されます。

[図 5-2-1: 第1号被保険者数及び前期・後期高齢者数の推計]



[表 5-2-1: 第1号被保険者数及び前期・後期高齢者数の推計]

(単位: 人)

| 区分                 | 第6期    |        |        | 第7期    |        |        | 第9期    |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                    | 平成27年  | 平成28年  | 平成29年  | 平成30年  | 平成31年  | 平成32年  | 平成37年  |
| 高齢者数<br>(第1号被保険者数) | 31,839 | 32,932 | 33,608 | 34,323 | 34,851 | 35,345 | 36,719 |
| 前期高齢者              | 17,079 | 17,653 | 17,787 | 18,025 | 18,002 | 18,160 | 15,743 |
| 後期高齢者              | 14,760 | 15,279 | 15,821 | 16,298 | 16,849 | 17,185 | 20,976 |

(2) 要介護（要支援）認定者数の推計

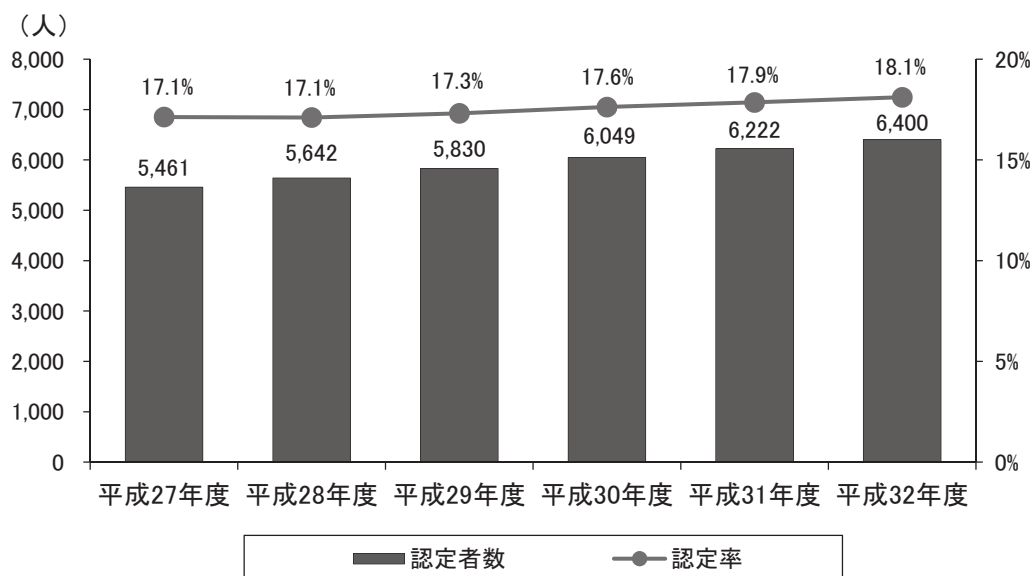
本市の第7期初年度の平成30年度での第1号被保険者数のうちの認定者数は、6,049人であり、第6期最終年度の平成29年度の5,830人に比べ219人の増加が予想されます。

さらに、第7期の最終年度である平成32年度には6,400人と予想され、平成30年度よりさらに351人の増加が予想されます。

介護度別では、平成32年度では「要介護1」が1,300人で最も多く、ついで「要介護2」の1,097人、「要支援1」の1,091人と続き、これらが全体の54.5%を占めることが予想されます。

第7期の3年間の増加数をも、これらの増加が目立っています。そのほか、施設入所の最低基準である「要介護3」以上も3年間で増加が予想されます。

〔図 5-2-2: 要支援・要介護認定者数、認定率の推計〕



〔表 5-2-2: 要介護度別認定者数の推計〕

(単位: 人)

| 区分  | 要支援1   | 要支援2  | 要介護1 | 要介護2  | 要介護3  | 要介護4 | 要介護5 | 合計  |       |
|-----|--------|-------|------|-------|-------|------|------|-----|-------|
| 第6期 | 平成27年度 | 848   | 745  | 1,142 | 969   | 634  | 566  | 557 | 5,461 |
|     | 平成28年度 | 908   | 734  | 1,208 | 990   | 688  | 552  | 562 | 5,642 |
|     | 平成29年度 | 1,015 | 838  | 1,228 | 976   | 673  | 567  | 533 | 5,830 |
| 第7期 | 平成30年度 | 1,041 | 862  | 1,263 | 1,018 | 705  | 592  | 568 | 6,049 |
|     | 平成31年度 | 1,066 | 879  | 1,279 | 1,057 | 732  | 617  | 592 | 6,222 |
|     | 平成32年度 | 1,091 | 901  | 1,300 | 1,097 | 759  | 640  | 612 | 6,400 |

| 区分  | 要支援1   | 要支援2  | 要介護1  | 要介護2  | 要介護3  | 要介護4  | 要介護5  | 合計    |        |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 第6期 | 平成27年度 | 15.5% | 13.6% | 20.9% | 17.7% | 11.6% | 10.4% | 10.2% | 100.0% |
|     | 平成28年度 | 16.1% | 13.0% | 21.4% | 17.5% | 12.2% | 9.8%  | 10.0% | 100.0% |
|     | 平成29年度 | 17.4% | 14.4% | 21.1% | 16.7% | 11.5% | 9.7%  | 9.1%  | 100.0% |
| 第7期 | 平成30年度 | 17.2% | 14.3% | 20.9% | 16.8% | 11.7% | 9.8%  | 9.4%  | 100.0% |
|     | 平成31年度 | 17.1% | 14.1% | 20.6% | 17.0% | 11.8% | 9.9%  | 9.5%  | 100.0% |
|     | 平成32年度 | 17.0% | 14.1% | 20.3% | 17.1% | 11.9% | 10.0% | 9.6%  | 100.0% |

## (3) 日常生活圏域別推計値

## 〔廿日市市全体〕

| 年度     | 人口      | 高齢者数(人)<br>高齢化率(%) | 前期高齢者数(人)<br>前期高齢化率(%) | 後期高齢者数(人)<br>後期高齢化率(%) | 第1号<br>認定者数<br>(人) | 第1号<br>認定率<br>(%) |
|--------|---------|--------------------|------------------------|------------------------|--------------------|-------------------|
| 平成30年度 | 117,415 | 34,323<br>29.2     | 18,025<br>15.4         | 16,298<br>13.9         | 6,049              | 17.6              |
| 平成31年度 | 117,259 | 34,851<br>29.7     | 18,002<br>15.4         | 16,849<br>14.4         | 6,222              | 17.9              |
| 平成32年度 | 117,028 | 35,345<br>30.2     | 18,160<br>15.5         | 17,185<br>14.7         | 6,400              | 18.1              |
| 平成37年度 | 115,082 | 36,719<br>31.9     | 15,743<br>13.7         | 20,976<br>18.2         | 7,279              | 19.8              |

## 〔廿日市東部〕

| 年度     | 人口     | 高齢者数(人)<br>高齢化率(%) | 前期高齢者数(人)<br>前期高齢化率(%) | 後期高齢者数(人)<br>後期高齢化率(%) | 第1号<br>認定者数<br>(人) | 第1号<br>認定率<br>(%) |
|--------|--------|--------------------|------------------------|------------------------|--------------------|-------------------|
| 平成30年度 | 31,500 | 7,503<br>23.8      | 3,788<br>12.0          | 3,715<br>11.8          | 1,452              | 19.4              |
| 平成31年度 | 31,721 | 7,615<br>24.0      | 3,735<br>11.8          | 3,880<br>12.2          | 1,494              | 19.6              |
| 平成32年度 | 31,925 | 7,699<br>24.1      | 3,752<br>11.8          | 3,947<br>12.4          | 1,533              | 19.9              |
| 平成37年度 | 32,755 | 7,980<br>24.4      | 3,286<br>10.0          | 4,694<br>14.3          | 1,744              | 21.9              |

## 〔廿日市中部〕

| 年度     | 人口     | 高齢者数(人)<br>高齢化率(%) | 前期高齢者数(人)<br>前期高齢化率(%) | 後期高齢者数(人)<br>後期高齢化率(%) | 第1号<br>認定者数<br>(人) | 第1号<br>認定率<br>(%) |
|--------|--------|--------------------|------------------------|------------------------|--------------------|-------------------|
| 平成30年度 | 24,386 | 6,480<br>26.6      | 3,812<br>15.6          | 2,668<br>10.9          | 1,023              | 15.8              |
| 平成31年度 | 24,267 | 6,713<br>27.7      | 3,948<br>16.3          | 2,764<br>11.4          | 1,074              | 16.0              |
| 平成32年度 | 24,135 | 6,998<br>29.0      | 4,143<br>17.2          | 2,855<br>11.8          | 1,137              | 16.2              |
| 平成37年度 | 23,207 | 7,905<br>34.1      | 4,130<br>17.8          | 3,775<br>16.3          | 1,409              | 17.8              |

## 〔廿日市西部〕

| 年度     | 人口     | 高齢者数(人)<br>高齢化率(%) | 前期高齢者数(人)<br>前期高齢化率(%) | 後期高齢者数(人)<br>後期高齢化率(%) | 第1号<br>認定者数<br>(人) | 第1号<br>認定率<br>(%) |
|--------|--------|--------------------|------------------------|------------------------|--------------------|-------------------|
| 平成30年度 | 20,417 | 6,705<br>32.8      | 3,640<br>17.8          | 3,065<br>15.0          | 1,147              | 17.1              |
| 平成31年度 | 20,207 | 6,843<br>33.9      | 3,650<br>18.1          | 3,193<br>15.8          | 1,187              | 17.3              |
| 平成32年度 | 19,973 | 6,918<br>34.6      | 3,636<br>18.2          | 3,282<br>16.4          | 1,218              | 17.6              |
| 平成37年度 | 18,608 | 7,121<br>38.3      | 2,879<br>15.5          | 4,242<br>22.8          | 1,376              | 19.3              |

## 〔佐伯〕

| 年度     | 人口    | 高齢者数(人)<br>高齢化率(%) | 前期高齢者数(人)<br>前期高齢化率(%) | 後期高齢者数(人)<br>後期高齢化率(%) | 第1号<br>認定者数<br>(人) | 第1号<br>認定率<br>(%) |
|--------|-------|--------------------|------------------------|------------------------|--------------------|-------------------|
| 平成30年度 | 9,814 | 3,939<br>40.1      | 1,985<br>20.2          | 1,954<br>19.9          | 698                | 17.7              |
| 平成31年度 | 9,575 | 3,933<br>41.1      | 1,951<br>20.4          | 1,982<br>20.7          | 706                | 17.9              |
| 平成32年度 | 9,341 | 3,950<br>42.3      | 1,964<br>21.0          | 1,987<br>21.3          | 720                | 18.2              |
| 平成37年度 | 8,200 | 3,929<br>47.9      | 1,644<br>20.1          | 2,285<br>27.9          | 786                | 20.0              |

## 〔吉和〕

| 年度     | 人口  | 高齢者数(人)<br>高齢化率(%) | 前期高齢者数(人)<br>前期高齢化率(%) | 後期高齢者数(人)<br>後期高齢化率(%) | 第1号<br>認定者数<br>(人) | 第1号<br>認定率<br>(%) |
|--------|-----|--------------------|------------------------|------------------------|--------------------|-------------------|
| 平成30年度 | 665 | 326<br>49.0        | 116<br>17.4            | 210<br>31.6            | 92                 | 28.2              |
| 平成31年度 | 661 | 318<br>48.1        | 112<br>16.9            | 206<br>31.1            | 91                 | 28.6              |
| 平成32年度 | 659 | 311<br>47.2        | 105<br>15.9            | 206<br>31.2            | 91                 | 29.3              |
| 平成37年度 | 628 | 290<br>46.2        | 81<br>12.9             | 209<br>33.3            | 93                 | 32.0              |

## 〔大野〕

| 年度     | 人口     | 高齢者数(人)<br>高齢化率(%) | 前期高齢者数(人)<br>前期高齢化率(%) | 後期高齢者数(人)<br>後期高齢化率(%) | 第1号<br>認定者数<br>(人) | 第1号<br>認定率<br>(%) |
|--------|--------|--------------------|------------------------|------------------------|--------------------|-------------------|
| 平成30年度 | 29,027 | 8,632<br>29.7      | 4,363<br>15.0          | 4,268<br>14.7          | 1,494              | 17.3              |
| 平成31年度 | 29,242 | 8,694<br>29.7      | 4,295<br>14.7          | 4,399<br>15.0          | 1,526              | 17.6              |
| 平成32年度 | 29,442 | 8,753<br>29.7      | 4,264<br>14.5          | 4,490<br>15.2          | 1,559              | 17.8              |
| 平成37年度 | 30,254 | 8,838<br>29.2      | 3,513<br>11.6          | 5,325<br>17.6          | 1,728              | 19.6              |

## 〔宮島〕

| 年度     | 人口    | 高齢者数(人)<br>高齢化率(%) | 前期高齢者数(人)<br>前期高齢化率(%) | 後期高齢者数(人)<br>後期高齢化率(%) | 第1号<br>認定者数<br>(人) | 第1号<br>認定率<br>(%) |
|--------|-------|--------------------|------------------------|------------------------|--------------------|-------------------|
| 平成30年度 | 1,607 | 738<br>45.9        | 320<br>19.9            | 418<br>26.0            | 143                | 19.4              |
| 平成31年度 | 1,587 | 735<br>46.3        | 310<br>19.5            | 425<br>26.8            | 144                | 19.6              |
| 平成32年度 | 1,553 | 715<br>46.0        | 296<br>19.1            | 419<br>27.0            | 142                | 19.9              |
| 平成37年度 | 1,430 | 655<br>45.8        | 210<br>14.7            | 445<br>31.1            | 143                | 21.8              |

〔平成 37 年度〕

| 圏域    | 人口      | 高齢者数(人)<br>高齢化率(%) | 前期高齢者数(人)<br>前期高齢化率(%) | 後期高齢者数(人)<br>後期高齢化率(%) | 第1号<br>認定者数<br>(人) | 第1号<br>認定率<br>(%) |
|-------|---------|--------------------|------------------------|------------------------|--------------------|-------------------|
| 全体    | 115,082 | 36,719<br>31.9     | 15,743<br>13.7         | 20,976<br>18.2         | 7,279              | 19.8              |
| 廿日市東部 | 32,755  | 7,980<br>24.4      | 3,286<br>10.0          | 4,694<br>14.3          | 1,744              | 21.9              |
| 廿日市中部 | 23,207  | 7,905<br>34.1      | 4,130<br>17.8          | 3,775<br>16.3          | 1,409              | 17.8              |
| 廿日市西部 | 18,608  | 7,121<br>38.3      | 2,879<br>15.5          | 4,242<br>22.8          | 1,376              | 19.3              |
| 佐伯    | 8,200   | 3,929<br>47.9      | 1,644<br>20.1          | 2,285<br>27.9          | 786                | 20.0              |
| 吉和    | 628     | 290<br>46.2        | 81<br>12.9             | 209<br>33.3            | 93                 | 32.0              |
| 大野    | 30,254  | 8,838<br>29.2      | 3,513<br>11.6          | 5,325<br>17.6          | 1,728              | 19.6              |
| 宮島    | 1,430   | 655<br>45.8        | 210<br>14.7            | 445<br>31.1            | 143                | 21.8              |



### 3 介護給付費等対象サービスの整備

第7期の給付量及び保険料を推計するにあたっては、以下の整備内容を反映させたものとしています。

#### (1) 施設及び地域密着型サービス\*

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、平成29年4月1日現在、待機者（申込者数）が「要介護3」以上で434人います。この待機者のうち、在宅の高齢者が246人存在しており、6か月以内に入所が必要と見込まれる人が独居で15人、家族等との同居で98人の合わせて113人います。

また、現在、政府を挙げて介護離職ゼロに向けて取組を進めているところであり、2020年代初頭までに、介護サービスが利用できずやむを得ず離職する者をなくすとともに、特別養護老人ホーム等に入所が必要であるにもかかわらず自宅待機する高齢者を解消することをめざした「介護離職ゼロ」をめざしています。

以上のことから、平成32年度を目標に整備（60床）することを計画します。

その他の施設サービス及び地域密着型サービス等については、第7期計画策定にあたって行った事業所アンケート調査結果等を踏まえ、以下の内容で整備を計画します。

| 区 分   |                           | 平成30年度         | 平成31年度                       | 平成32年度   |
|-------|---------------------------|----------------|------------------------------|----------|
| 広域型   | 介護老人福祉施設                  |                |                              | (定員60人)  |
|       | 介護老人保健施設                  |                | (増員20人)                      |          |
|       | 介護医療院                     |                |                              | (定員98人)  |
|       | 介護療養型医療施設                 |                |                              | (定員△60人) |
|       | 特定施設入居者生活介護               | (増員4人)         | (定員30人)                      |          |
| 地域密着型 | 認知症対応型通所介護                |                | 廿日市東部、中部、西部又は大野圏域<br>(定員12人) |          |
|       | 認知症対応型共同生活介護<br>(グループホーム) |                | 廿日市東部圏域<br>(定員18人)           |          |
|       | 地域密着型介護老人福祉施設             | 宮島圏域<br>(増員4人) |                              |          |
|       | 小規模多機能型居宅介護               |                | 廿日市西部圏域<br>(定員29人)           |          |
|       | 看護小規模多機能型居宅介護             |                | 廿日市東部又は中部圏域<br>(定員29人)       |          |



(2) 医療療養病床から介護医療院\*への転換

平成30年4月に新たに創設される介護保険施設である介護医療院について、国において医療療養病床からの早期転換を促進する方針が示されており、指定権者である広島県においても、同様の方針が示されています。

このことから、第7期計画において給付費の増加を見込むものとします。

(3) 給付費の推移

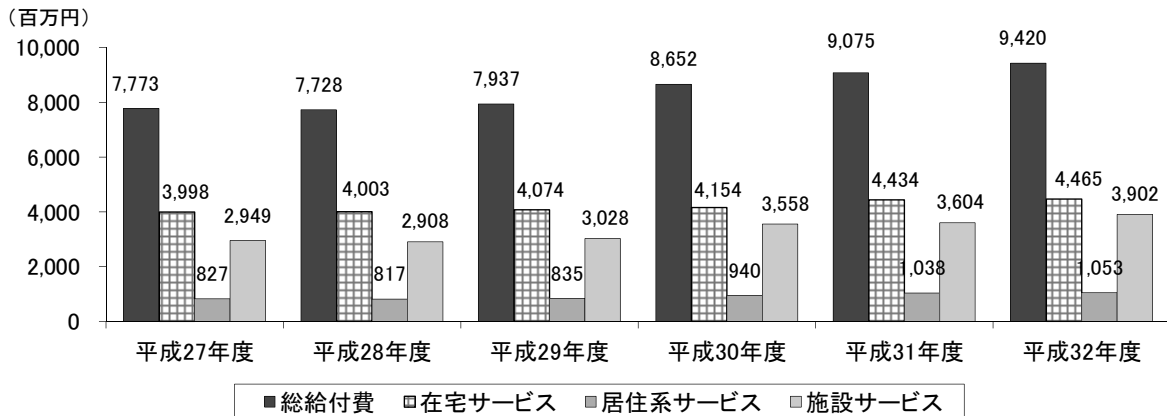
本市の第7期初年度の平成30年度での総給付額は86億5千万円と予想され、第6期最終年度、平成29年度の79億4千万円に比べ、7億1千万円の増加が予想されます。

さらに、第7期の最終年度である平成32年度には94億2千万円と予想され、平成30年度よりさらに7億7千万円の増加が予想されます。

第6期3年間では1億6千万円の増加であるのと比べ、大幅な増加が予想されます。

背景としては、医療療養病床から介護医療院への転換による増加や、後期高齢者の増加に伴い、認定者数の増加が、サービス全体の利用の増加につながる考えられます。

〔図 5-3-1: 給付費の推移〕



■サービス種類別年間給付費の推計■  
【介護サービス見込量】

(単位:千円)

|                      | 平成27年度    | 平成28年度    | 平成29年度    | 平成30年度    | 平成31年度    | 平成32年度    |
|----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| (1) 居宅サービス           |           |           |           |           |           |           |
| 訪問介護                 | 520,670   | 550,657   | 574,064   | 571,449   | 591,986   | 589,165   |
| 訪問入浴介護               | 28,121    | 23,520    | 22,118    | 27,723    | 29,732    | 31,730    |
| 訪問看護                 | 147,531   | 172,728   | 193,400   | 201,206   | 208,040   | 208,423   |
| 訪問リハビリテーション          | 20,553    | 31,498    | 34,412    | 32,217    | 32,933    | 33,576    |
| 居宅療養管理指導             | 41,349    | 48,376    | 52,175    | 53,456    | 55,438    | 55,276    |
| 通所介護                 | 991,313   | 806,902   | 843,607   | 852,746   | 874,434   | 887,555   |
| 通所リハビリテーション          | 418,768   | 410,988   | 412,052   | 420,610   | 433,820   | 437,974   |
| 短期入所生活介護             | 385,233   | 391,267   | 424,574   | 409,451   | 427,613   | 425,985   |
| 短期入所療養介護             | 60,599    | 55,614    | 44,090    | 54,838    | 58,718    | 58,573    |
| 福祉用具貸与               | 208,917   | 226,139   | 230,427   | 228,346   | 237,166   | 237,611   |
| 特定福祉用具購入費            | 8,933     | 8,715     | 9,908     | 9,495     | 9,876     | 10,195    |
| 住宅改修費                | 29,702    | 23,046    | 21,575    | 23,903    | 25,748    | 25,748    |
| 特定施設入居者生活介護          | 357,415   | 365,928   | 359,957   | 383,845   | 426,621   | 440,933   |
| (2) 地域密着型サービス        |           |           |           |           |           |           |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護     | 0         | 3,576     | 4,964     | 20,182    | 23,255    | 23,255    |
| 夜間対応型訪問介護            | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 認知症対応型通所介護           | 110,465   | 107,288   | 114,897   | 133,502   | 147,607   | 149,702   |
| 小規模多機能型居宅介護          | 155,193   | 161,342   | 162,926   | 167,686   | 230,066   | 230,066   |
| 認知症対応型共同生活介護         | 380,180   | 368,425   | 389,252   | 450,337   | 503,577   | 503,577   |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護     | 67,670    | 63,075    | 70,228    | 85,725    | 85,764    | 85,764    |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 175,663   | 174,695   | 178,915   | 184,928   | 185,011   | 185,011   |
| 看護小規模多機能型居宅介護        | 0         | 0         | 0         | 0         | 71,246    | 71,246    |
| 地域密着型通所介護            |           | 229,135   | 262,102   | 271,042   | 280,097   | 282,663   |
| (3) 施設サービス           |           |           |           |           |           |           |
| 介護老人福祉施設             | 1,010,701 | 983,832   | 1,028,502 | 1,152,252 | 1,152,768 | 1,306,148 |
| 介護老人保健施設             | 1,083,560 | 1,117,465 | 1,153,383 | 1,161,365 | 1,206,544 | 1,206,544 |
| 介護医療院                |           |           |           | 388,230   | 388,230   | 783,423   |
| 介護療養型医療施設            | 678,632   | 632,137   | 667,238   | 670,829   | 671,129   | 420,903   |
| (4) 居宅介護支援           | 354,088   | 374,844   | 385,662   | 385,696   | 396,199   | 401,010   |
| 合計                   | 7,235,257 | 7,331,190 | 7,640,425 | 8,341,059 | 8,753,618 | 9,092,056 |

(注) 平成27年度、平成28年度は実績値、平成29年度は見込み値。

【介護予防サービス見込量】

(単位:千円)

|                   | 平成27年度  | 平成28年度  | 平成29年度  | 平成30年度  | 平成31年度  | 平成32年度  |
|-------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| (1) 介護予防サービス      |         |         |         |         |         |         |
| 介護予防訪問介護          | 98,482  | 49,229  | 508     |         |         |         |
| 介護予防訪問入浴介護        | 207     | 569     | 913     | 1,016   | 1,016   | 1,016   |
| 介護予防訪問看護          | 22,673  | 23,844  | 39,547  | 41,843  | 42,891  | 43,815  |
| 介護予防訪問リハビリテーション   | 4,396   | 8,863   | 13,170  | 12,931  | 13,221  | 13,481  |
| 介護予防居宅療養管理指導      | 4,084   | 4,060   | 5,540   | 5,669   | 5,772   | 5,891   |
| 介護予防通所介護          | 179,340 | 93,254  | 234     |         |         |         |
| 介護予防通所リハビリテーション   | 57,118  | 52,624  | 68,096  | 69,454  | 70,885  | 72,746  |
| 介護予防短期入所生活介護      | 4,062   | 4,447   | 5,979   | 5,353   | 5,355   | 5,355   |
| 介護予防短期入所療養介護      | 157     | 616     | 1,235   | 984     | 984     | 984     |
| 介護予防福祉用具貸与        | 44,159  | 49,988  | 63,699  | 61,295  | 62,469  | 64,008  |
| 特定介護予防福祉用具購入費     | 3,943   | 4,639   | 5,686   | 5,524   | 5,797   | 5,797   |
| 介護予防住宅改修          | 25,859  | 22,903  | 26,749  | 26,018  | 26,966  | 26,966  |
| 介護予防特定施設入居者生活介護   | 21,929  | 19,235  | 15,825  | 20,301  | 22,088  | 22,722  |
| (2) 地域密着型介護予防サービス |         |         |         |         |         |         |
| 介護予防認知症対応型通所介護    | 409     | 1,086   | 1,419   | 10,512  | 10,517  | 10,517  |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護   | 7,077   | 6,685   | 4,448   | 4,936   | 8,250   | 8,250   |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護  | 0       | 37      | 0       | 0       | 0       | 0       |
| (3) 介護予防支援        | 64,326  | 55,042  | 43,678  | 44,711  | 45,666  | 46,765  |
| 合計                | 538,223 | 397,121 | 296,727 | 310,547 | 321,877 | 328,313 |

(注) 平成27年度、平成28年度は実績値、平成29年度は見込み値。

【地域支援事業見込量】

(単位:千円)

|                  | 平成27年度  | 平成28年度  | 平成29年度  | 平成30年度  | 平成31年度  | 平成32年度  |
|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 地域支援事業費(B)       |         |         |         |         |         |         |
| 介護予防・日常生活支援総合事業費 | 70,638  | 231,447 | 483,107 | 446,609 | 469,495 | 488,225 |
| 包括的支援事業・任意事業費    | 138,649 | 148,863 | 171,773 | 205,467 | 215,996 | 224,613 |
| 合計               | 209,287 | 380,310 | 654,880 | 652,076 | 685,491 | 712,838 |

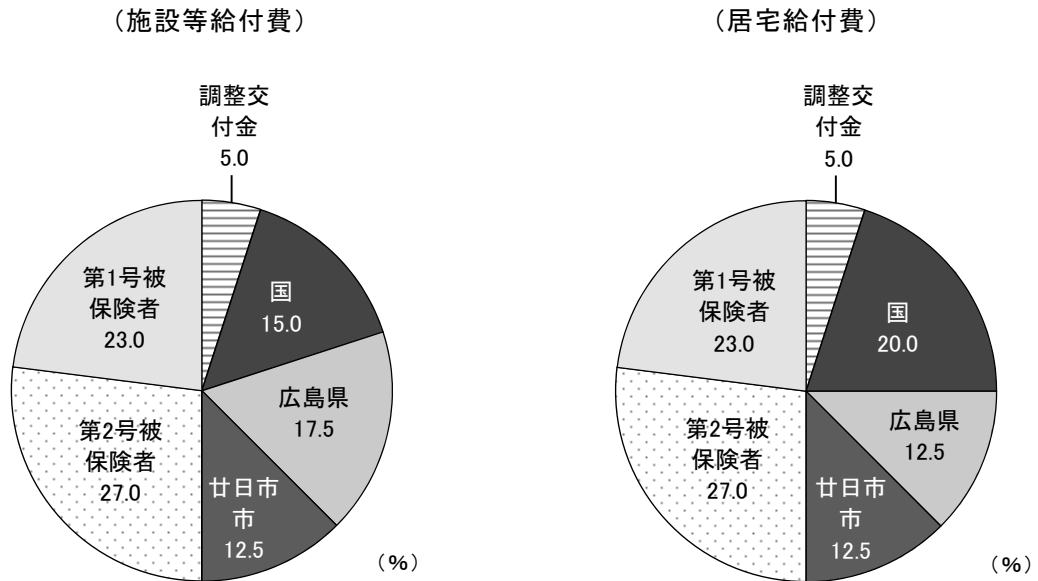
(注) 平成27年度、平成28年度は実績値、平成29年度は見込み値。

4 第1号被保険者保険料

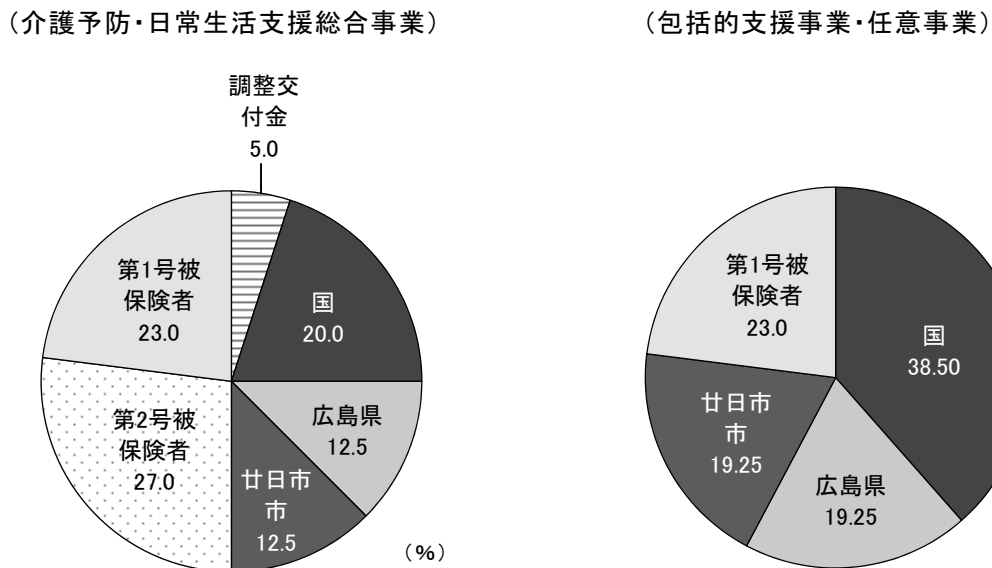
(1) 第1号被保険者の負担率

第1号被保険者の総給付費に対する負担率は、第1号被保険者と第2号被保険者の人口比率によって決定します。第6期の第1号被保険者の負担率は22%でしたが、第7期は高齢者数の増加により23%に改正されることが予定されています。

〔図 5-4-1: 保険給付費の財源構成〕



〔図 5-4-2: 地域支援事業費の財源構成〕



(2) 保険料基準額

第1号被保険者の保険料収納必要額は、標準給付額の第1号被保険者負担分に調整交付金見込額を減じて算出され、平成30～32年度3年間の保険料収納必要額の合計は7,099,716,937円となります。

保険料基準月額は以下の方法で算出され、本市の第1号被保険者保険料基準月額は5,498円となります。

〔表5-4-1:第1号被保険者の保険料算定〕

(単位:円)

| 区 分                       | 平成30年度        | 平成31年度        | 平成32年度         | 3年間計           |
|---------------------------|---------------|---------------|----------------|----------------|
| 標準給付費見込額 ②+⑥+⑦+⑧+⑨ ①      | 9,083,464,234 | 9,635,263,269 | 10,115,587,814 | 28,834,315,317 |
| 総給付費 ③-④+⑤ ②              | 8,646,018,818 | 9,175,401,141 | 9,637,380,262  | 27,458,800,221 |
| 総給付費 ③                    | 8,651,606,000 | 9,075,495,000 | 9,420,369,000  | 27,147,470,000 |
| 一定以上所得者負担の見直しに伴う財政影響額 ④   | 5,587,182     | 8,999,799     | 9,077,594      | 23,664,575     |
| 消費税率等の見直しを勘案した影響額 ⑤       | 0             | 108,905,940   | 226,088,856    | 334,994,796    |
| 特定入所者介護サービス費等給付額 ⑥        | 260,187,696   | 273,520,893   | 284,432,538    | 818,141,127    |
| 高額介護サービス費等給付額 ⑦           | 153,475,168   | 161,339,931   | 167,776,310    | 482,591,409    |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額 ⑧       | 16,294,452    | 17,129,454    | 17,812,804     | 51,236,710     |
| 算定対象審査支払手数料 ⑨             | 7,488,100     | 7,871,850     | 8,185,900      | 23,545,850     |
| 地域支援事業費見込額 ⑪+⑫ ⑩          | 652,076,000   | 685,491,331   | 712,837,826    | 2,050,405,157  |
| 介護予防・日常生活支援総合事業費 ⑪        | 446,609,000   | 469,495,270   | 488,224,975    | 1,404,329,245  |
| 包括的支援事業・任意事業費 ⑫           | 205,467,000   | 215,996,061   | 224,612,851    | 646,075,912    |
| 第1号被保険者負担分相当額 (①+⑩)×23% ⑬ | 2,239,174,254 | 2,373,773,558 | 2,490,537,897  | 7,103,485,709  |
| 調整交付金相当額 (①+⑪)×5% ⑭       | 476,503,662   | 505,237,927   | 530,190,639    | 1,511,932,228  |
| 調整交付金交付見込割合 ⑮             | 3.07%         | 3.05%         | 2.97%          |                |
| 調整交付金見込額 (①+⑪)×⑮ ⑯        | 292,573,000   | 308,195,000   | 314,933,000    | 915,701,000    |
| 介護給付費準備基金取崩額 ⑰            |               |               |                | 600,000,000    |
| 第1号被保険者保険料収納必要額 ⑬+⑭-⑮-⑯ ⑱ |               |               |                | 7,099,716,937  |
| 予定保険料収納率 ⑲                |               |               |                | 98.6%          |
| 所得段階別補正後第1号被保険者数(人) ⑳     | 35,837        | 36,388        | 36,904         | 109,129        |

(単位:円)

|                            |        |
|----------------------------|--------|
| 第7期第1号被保険者保険料基準月額 ⑱÷⑲÷⑳÷12 | =5,498 |
|----------------------------|--------|

※ 端数処理等のため、計が一致しない場合があります。

※ 第6期の月額5,033円に比べ、9.24%、465円の増加となります。

所得段階別介護保険料

| 【第6期計画期間】 |   |                       |                  |                    | 【第7期計画期間】 |   |                       |                  |                    |
|-----------|---|-----------------------|------------------|--------------------|-----------|---|-----------------------|------------------|--------------------|
| 保険料段階     |   | 保険料率                  | 介護保険料(円)         |                    | 保険料段階     |   | 保険料率                  | 介護保険料(円)         |                    |
|           |   |                       | 月額               | 年額                 |           |   |                       | 月額               | 年額                 |
| 第1段階      | 生活保護受給者及び世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者            | 基準額×<br>0.5<br>(0.45) | 2,517<br>(2,265) | 30,200<br>(27,180) | 第1段階      | 生活保護受給者及び世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者            | 基準額×<br>0.5<br>(0.45) | 2,749<br>(2,474) | 32,990<br>(29,691) |
|           | 世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入など80万円以下               | ※                     | ※                | ※                  |           | 世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入など80万円以下               | ※                     | ※                | ※                  |
| 第2段階      | 世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下          | 基準額×<br>0.67          | 3,372            | 40,468             | 第2段階      | 世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下          | 基準額×<br>0.67          | 3,684            | 44,206             |
| 第3段階      | 世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等120万円超                | 基準額×<br>0.75          | 3,775            | 45,300             | 第3段階      | 世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等120万円超                | 基準額×<br>0.75          | 4,124            | 49,485             |
| 第4段階      | 本人が市民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下(世帯に課税者がいる)       | 基準額×<br>0.9           | 4,530            | 54,360             | 第4段階      | 本人が市民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下(世帯に課税者がいる)       | 基準額×<br>0.9           | 4,949            | 59,382             |
| 第5段階      | <b>本人が市民税非課税かつ本人年金収入等80万円超(世帯に課税者がいる)</b> | <b>基準額</b>            | <b>5,033</b>     | <b>60,400</b>      | 第5段階      | <b>本人が市民税非課税かつ本人年金収入等80万円超(世帯に課税者がいる)</b> | <b>基準額</b>            | <b>5,498</b>     | <b>65,980</b>      |
| 第6段階      | 本人が市民税課税かつ合計所得金額125万円未満                   | 基準額×<br>1.2           | 6,040            | 72,480             | 第6段階      | 本人が市民税課税かつ合計所得金額125万円未満                   | 基準額×<br>1.2           | 6,598            | 79,176             |
| 第7段階      | 本人が市民税課税かつ合計所得金額125万円以上190万円未満            | 基準額×<br>1.3           | 6,543            | 78,520             | 第7段階      | 本人が市民税課税かつ合計所得金額125万円以上200万円未満            | 基準額×<br>1.3           | 7,148            | 85,774             |
| 第8段階      | 本人が市民税課税かつ合計所得金額190万円以上400万円未満            | 基準額×<br>1.5           | 7,550            | 90,600             | 第8段階      | 本人が市民税課税かつ合計所得金額200万円以上300万円未満            | 基準額×<br>1.5           | 8,248            | 98,970             |
|           |   |                       |                  |                    | 第9段階      | 本人が市民税課税かつ合計所得金額300万円以上400万円未満            | 基準額×<br>1.65          | 9,072            | 108,867            |
| 第9段階      | 本人が市民税課税かつ合計所得金額400万円以上600万円未満            | 基準額×<br>1.75          | 8,808            | 105,700            | 第10段階     | 本人が市民税課税かつ合計所得金額400万円以上600万円未満            | 基準額×<br>1.75          | 9,622            | 115,465            |
| 第10段階     | 本人が市民税課税かつ合計所得金額600万円以上                   | 基準額×<br>1.85          | 9,312            | 111,740            | 第11段階     | 本人が市民税課税かつ合計所得金額600万円以上800万円未満            | 基準額×<br>1.85          | 10,172           | 122,063            |
|           |   |                       |                  |                    | 第12段階     | 本人が市民税課税かつ合計所得金額800万円以上                   | 基準額×<br>2.0           | 10,997           | 131,960            |

※ ( )内は、公費を投じて行う保険料軽減措置後の割合及び保険料です。

## 5 平成 37 年（2025 年）におけるサービス利用量、給付費及び保険料の見込み

### （1）第 1 号被保険者の負担率

（単位：円）

| 区 分             | 平成 32 年度      | 平成 37 年度      |
|-----------------|---------------|---------------|
| 第 1 号被保険者負担分相当額 | 2,490,537,897 | 2,976,122,672 |
| 第 1 号被保険者負担割合   | 23.00%        | 25.00%        |

### （2）標準給付費等見込額

（単位：円）

| 区 分                   | 平成 32 年度       | 平成 37 年度       |
|-----------------------|----------------|----------------|
| 標準給付費見込額              | 10,115,587,814 | 11,117,956,150 |
| 総給付費（一定以上所得者負担の調整後）   | 9,637,380,262  | 10,590,309,129 |
| 総給付費                  | 9,420,369,000  | 10,352,630,000 |
| 一定以上所得者負担の見直しに伴う財政影響額 | 9,077,594      | 10,783,991     |
| 消費税率等の見直しを勘案した影響額     | 226,088,856    | 248,463,120    |
| 特定入所者介護サービス費等給付額      | 284,432,538    | 313,838,584    |
| 高額介護サービス費等給付額         | 167,776,310    | 185,121,857    |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額     | 17,812,804     | 19,654,380     |
| 算定対象審査支払手数料           | 8,185,900      | 9,032,200      |
| 地域支援事業費見込額            | 712,837,826    | 786,534,536    |
| 介護予防・日常生活支援総合事業費      | 488,224,975    | 538,700,094    |
| 包括的支援事業・任意事業費         | 224,612,851    | 247,834,442    |

### （3）第 1 号被保険者保険料見込額

（単位：円）

| 区 分                   | 平成 32 年度      | 平成 37 年度      |
|-----------------------|---------------|---------------|
| 第 1 号被保険者保険料収納必要額     | 2,705,795,537 | 3,260,545,484 |
| 予定保険料収納率              | 98.60%        | 98.60%        |
| 所得段階別補正後第 1 号被保険者数(人) | 36,904        | 38,338        |
| 第 1 号被保険者保険料基準月額      | 5,498         | 7,188         |

※ 端数処理等のため、計が一致しない場合があります。

※ 第 1 号被保険者保険料収納必要額は準備基金取崩額を考慮していません。

※ 平成 32 年度の第 1 号被保険者保険料基準月額は第 7 期計画期間の保険料基準月額です。

## 6 介護保険事業の円滑な運営

### (1) 介護給付適正化

国の指針や「第7期ひろしま高齢者プラン（広島県老人福祉計画・介護保険事業支援計画・介護給付適正化計画）」に基づき、利用者に対する適切な介護サービスの提供と費用の効率化、不適切な給付の削減を通じて、介護給付の適正化を図ります。

#### ① 要介護認定の適正化

認定調査の適正化を高めるため、調査票の内容の点検・確認を行い調査内容の平準化を図るとともに、認定調査の質の確保に向け、計画的に研修を行い、調査員の質の維持・向上に努めます。

また、介護認定審査会においては、公平で客観的な判断ができるよう認定審査会委員に対する必要な知識や技能の習得・向上に努めます。

#### ② ケアプランの点検

個々の受給者が真に必要なサービスを確認するとともに、自立支援に資するケアマネジメント\*の実践に向け、市職員による点検及び介護支援専門員連絡協議会等を通じてケアマネジャーによるケアプランの自己点検を支援します。

〔表 5-6-1: 第7期計画 目標値〕

| 指 標        | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|------------|----------|----------|----------|
| ケアプラン点検の実施 | 13 事業所   | 13 事業所   | 13 事業所   |

#### ③ 住宅改修等の点検

|             |  |
|-------------|--|
| 住宅改修の点検     | 受給者の状態に応じた適切な改修となるよう、理由書や工事見積書などにより改修内容を確認するとともに、疑義のある場合には現地確認などにより施行状況を検査します。 |
| 福祉用具購入・貸与調査 | 不適切又は不要な福祉用具購入・貸与を排除し、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めるため、福祉用具の必要性や使用頻度、利用状況を調査します。  |

④ 縦覧点検・医療情報との突合

|      |  |
|------|--|
| 縦覧点検 | 受給者ごとの介護報酬支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの妥当性、算定日数などの点検を行い、請求内容の誤りを早期に発見し、適切に対応します。      |
| 医療情報 | 受給者の後期高齢者医療・国民健康保険の入院情報と介護保険の給付状況を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除などを図ります。 |

〔表 5-6-2:第7期計画 目標値〕

| 指 標      | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 縦覧点検の実施  | 12 回     | 12 回     | 12 回     |
| 医療情報との突合 | 12 回     | 12 回     | 12 回     |

⑤ 介護給付費通知

介護予防サービス、介護サービスを利用している人に対し、介護サービス費用額などを記載した通知を送付し、自らが受けているサービスを改めて確認いただき、コスト意識の啓発と不正請求の発見を促します。

〔表 5-6-3:第7期計画 目標値〕

| 指 標     | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 介護給付費通知 | 1 回      | 1 回      | 1 回      |

⑥ 給付実績の活用

国民健康保険団体連合会の実施する診査支払結果から得られる給付実績を活用して不適切な給付を発見し、適正なサービス提供と介護費用効率化の指導を行うことで、事業者の育成を図ります。

(2) 事業者の指定と指導・監査

地域密着型サービス\*事業所の指定にあたっては、被保険者なども関与できる公平・公正な仕組みを強化して、良質なサービスを誘導するなど、地域の実情を勘案した指定を行います。指定事業者の選定にあたっては、公募によるプロポーザル方式で行います。

また、立ち入り調査などの指導体制を強化し、迅速、かつ、きめ細かな指導・監査の基に、高齢者虐待防止、身体拘束禁止、指定基準の遵守の徹底及び不正請求の防止を図るなど事業者への監督機能を強化します。

総合事業の指定事業者については、集団指導を行い事業の適正化を図ります。



### (3) 関係機関・指定事業者等の連携体制

高齢者に必要なサービスを迅速に提供するためには、関係機関の連携が極めて重要となります。

このため、地域包括支援センターが中心となり、研修会、情報交換会等を開催し、ケアマネジャー及びサービスに携わる職員の資質の向上と連携を図ることにより、介護保険の円滑な運営を推進します。

### (4) 介護人材の確保と資質の向上

全国的に、介護従事者の離職率は高く、福祉・介護サービス分野において慢性的な人手不足の状況にあり、介護人材の確保が大きな課題となっています。

介護人材の確保に向け、多様な人材の確保、育成や介護従事者の定着を図るための労働環境・処遇の改善などの取組が重要です。

また、医療的ニーズや認知症高齢者の対応など介護ニーズの多様化に対応できる介護人材の資質の向上を図る必要があります。

#### ① 介護人材の確保、育成、定着

不足する介護人材を確保するため、介護予防・日常生活支援総合事業の緩和した基準による訪問型サービスに従事する生活支援員や、要介護（要支援）認定者等を除く元気な高齢者による介護予防ボランティア等、福祉に関わる新たな地域人材を育成します。

中学生に福祉現場を体験する機会を設けて、介護の仕事の魅力向上を図ることによって人材の新規参入を促進し、潜在有資格者に対しては復職支援として現場実習のある「お仕事きっかけ講座」の実施等を推進します。

また、介護職に就いた人材が長く働くことができるよう、介護職のキャリアアップ確立の支援や働きやすい環境づくりなど、事業者への情報提供や研修会の開催・講師派遣を推進します。

#### ② 介護人材の資質の向上

増大する介護需要に対応し、質の高い介護サービスを安定的に提供できるようにするため、介護を担う人材のスキルアップを促進します。

### (5) 制度の周知促進

今後とも継続して、パンフレットや市広報誌・ホームページ等を通して制度の周知・理解の促進を図ります。

要介護者等が真に必要な介護サービスを総合的・一体的に利用するためにも、周知・理解の促進に取り組めます。

---

(6) 保健福祉事業の実施

本市において、第1号被保険者からの保険料を財源とした保健福祉事業として、高額介護サービス費貸付事業を実施します。



## 7 介護サービスの質的な向上

### (1) ケアマネジメント\*の充実

高齢者の状態に応じた適切なサービスを公正・中立の立場で調整する役割を担う介護支援専門員は、高齢者が多様なサービスの中から必要なサービスを選択できるように、介護保険対象サービスのみならず、介護保険対象外サービスを含めて地域の資源を把握しておく必要があります。

より良質な介護保険サービスの提供に向けて、介護支援専門員が幅広い視野に立ち、的確なケアプランが立てられるよう、地域包括ケアの核となる地域包括支援センターの主任介護支援専門員を中心に、介護支援専門員の相談・支援を充実させます。

また、スキルアップのための各種研修への積極的な参加を推進するとともに、リアルタイムな情報提供を行います。

### (2) 相談・苦情解決の体制づくり

介護サービスの利用に際しての苦情については、まずサービス事業者に申し立て、事業者が迅速・適切に対応すべきとされています。

このため、利用者の権利を擁護し、より質の高いサービスを提供していくために、サービス事業者に対して苦情への適切な対応や処理ができるよう働きかけます。

また、市相談窓口への相談や苦情については、迅速・丁寧に対応するとともに、国民健康保険団体連合会の行う研修会への積極的な参加や事例研修などにより、職員の資質向上を図ります。

### (3) 介護相談員派遣事業

介護相談員を介護サービスの提供場所（施設等）へ派遣し、情報収集することで介護保険サービスの質の向上を図ります。

### (4) 介護サービスの評価の推進

福祉サービスの第三者評価とは、福祉サービスを提供している事業者やそのサービスを利用している利用者以外の公正・中立な立場の第三者評価機関が、提供されている福祉サービスについて評価を行うことをいいます。

廿日市市では、サービスの質の確保・向上と利用者へのサービス情報の周知を図るため、県、その他関係機関と連携しながら、介護事業所の第三者評価・サービス情報公表の実施を促進します。

また、市民がより円滑に、より良いサービスを利用することができるよう、介護保険制度における認定からサービス内容に関することまで、各種関係機関の協力を得ながら、相談・苦情処理体制の強化を推進します。

---

## 第6章 計画の進行管理

---

## 第6章 計画の進行管理

### 1 目標設定

平成 29 年の介護保険法改正により、高齢者の自立支援や重度化防止の取組の推進のため、市町村の保険者機能の強化の仕組みが導入されました。具体的には、各市町村が地域の実情に則して、高齢者の自立支援や重度化防止の取組についての目標、介護給付等に要する費用の適正化に関する取組についての目標を設定し、それらの目標に対する実績評価及び評価結果の公表を行うこととされました。

第7期計画においては、第6期計画の達成状況、第7期計画のめざすべき姿を実現するために必要な取組を踏まえ、以下の目標を設定しました。

| 項目   | 設定目標                                | 目標達成状況の把握・分析・評価方法  |          |          |          |          |          |            |      |      |
|--|-------------------------------------|--|----------|----------|----------|----------|----------|------------|------|------|
| 自立支援、<br>介護予防・<br>重度化防止  | 自立支援<br>に資する<br>ケアマネ<br>ジメント*<br>普及 | ①介護支援専門員への研修の実施回数(廿日市市介護支援専門員連絡協議会研修会・情報交換会や、廿日市市居宅介護支援事業所連絡会に自立支援に資するケアマネジメントに関する内容を取り入れる)  |          |          |          |          |          |            |      |      |
|  |                                     | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31 年度</th> <th>平成 32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修会の実施回数</td> <td>2 回</td> <td>2 回</td> <td>2 回</td> </tr> </tbody> </table> | 区分       | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 研修会の実施回数 | 2 回        | 2 回  | 2 回  |
|  |                                     | 区分   | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |          |          |            |      |      |
|  |                                     | 研修会の実施回数   | 2 回      | 2 回      | 2 回      |          |          |            |      |      |
|  |                                     | ②自立支援ケアマネジメントについて検討した地域ケア会議の実施回数   |          |          |          |          |          |            |      |      |
|  |                                     | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31 年度</th> <th>平成 32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>3 回</td> <td>3 回</td> <td>3 回</td> </tr> </tbody> </table>     | 区分       | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 実施回数     | 3 回        | 3 回  | 3 回  |
| 区分   | 平成 30 年度                            | 平成 31 年度   | 平成 32 年度 |          |          |          |          |            |      |      |
| 実施回数   | 3 回                                 | 3 回  | 3 回      |          |          |          |          |            |      |      |
| ③ケアプランの内容確認(要支援・事業対象者*年3回)   |                                     |  |          |          |          |          |          |            |      |      |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31 年度</th> <th>平成 32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>3 回</td> <td>3 回</td> <td>3 回</td> </tr> </tbody> </table> | 区分                                  | 平成 30 年度   | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 実施回数     | 3 回      | 3 回      | 3 回        |      |      |
| 区分   | 平成 30 年度                            | 平成 31 年度   | 平成 32 年度 |          |          |          |          |            |      |      |
| 実施回数   | 3 回                                 | 3 回  | 3 回      |          |          |          |          |            |      |      |
| 介護予防<br>の実施状<br>況  | 介護予防<br>の実施状<br>況                   | ①介護予防事業参加者の状況の把握   |          |          |          |          |          |            |      |      |
|  |                                     | ア 通いの場(廿らつサロン)参加者(一般高齢者*・事業対象者)に占める要支援以上の新規認定率   |          |          |          |          |          |            |      |      |
|  |                                     | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31 年度</th> <th>平成 32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規認定率の比較</td> <td colspan="3">全体の新規認定率以下</td> </tr> </tbody> </table>        | 区分       | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 新規認定率の比較 | 全体の新規認定率以下 |      |      |
|  |                                     | 区分   | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |          |          |            |      |      |
| 新規認定率の比較   | 全体の新規認定率以下                          |  |          |          |          |          |          |            |      |      |
| イ いきいき百歳体操*での体力測定・アンケートの実施   |                                     |  |          |          |          |          |          |            |      |      |
|  |                                     | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31 年度</th> <th>平成 32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>23 回</td> <td>31 回</td> <td>40 回</td> </tr> </tbody> </table>  | 区分       | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 実施回数     | 23 回       | 31 回 | 40 回 |
| 区分   | 平成 30 年度                            | 平成 31 年度   | 平成 32 年度 |          |          |          |          |            |      |      |
| 実施回数   | 23 回                                | 31 回   | 40 回     |          |          |          |          |            |      |      |

| 自立支援、<br>介護予防・<br>重度化防止         | 介護予防<br>の実施状<br>況   | <p>②介護予防事業の実施状況</p> <p>ア いきいき百歳体操*（高齢者の1割が参加）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31 年度</th> <th>平成 32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>45 箇所</td> <td>62 箇所</td> <td>80 箇所</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>810 人</td> <td>1,116 人</td> <td>1,440 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 廿らつプラチナボランティア</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31 年度</th> <th>平成 32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者数</td> <td>200 人</td> <td>220 人</td> <td>240 人</td> </tr> <tr> <td>活動実績</td> <td>75%</td> <td>75%</td> <td>75%</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分      | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 箇所数        | 45 箇所  | 62 箇所  | 80 箇所    | 参加者数 | 810 人 | 1,116 人 | 1,440 人 | 区 分 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 参加者数 | 200 人 | 220 人 | 240 人 | 活動実績 | 75% | 75% | 75% |
|---------------------------------|---|---|----------|----------|----------|----------|------------|--------|--------|----------|------|-------|---------|---------|-----|----------|----------|----------|------|-------|-------|-------|------|-----|-----|-----|
|                                 | 区 分   | 平成 30 年度  | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |          |          |            |        |        |          |      |       |         |         |     |          |          |          |      |       |       |       |      |     |     |     |
| 箇所数                             | 45 箇所   | 62 箇所   | 80 箇所    |          |          |          |            |        |        |          |      |       |         |         |     |          |          |          |      |       |       |       |      |     |     |     |
| 参加者数                            | 810 人   | 1,116 人   | 1,440 人  |          |          |          |            |        |        |          |      |       |         |         |     |          |          |          |      |       |       |       |      |     |     |     |
| 区 分                             | 平成 30 年度  | 平成 31 年度  | 平成 32 年度 |          |          |          |            |        |        |          |      |       |         |         |     |          |          |          |      |       |       |       |      |     |     |     |
| 参加者数                            | 200 人   | 220 人   | 240 人    |          |          |          |            |        |        |          |      |       |         |         |     |          |          |          |      |       |       |       |      |     |     |     |
| 活動実績                            | 75%   | 75%   | 75%      |          |          |          |            |        |        |          |      |       |         |         |     |          |          |          |      |       |       |       |      |     |     |     |
| 認定率の<br>維持・低<br>下               | <p>新規認定者の伸びが後期高齢者の伸び以下（見える化システムデータの<br/>分析・認定情報データの分析）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31 年度</th> <th>平成 32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規認定者の伸び</td> <td colspan="3">後期高齢者の伸び以下</td> </tr> </tbody> </table>   | 区 分   | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 新規認定者の伸び | 後期高齢者の伸び以下 |        |        |          |      |       |         |         |     |          |          |          |      |       |       |       |      |     |     |     |
| 区 分                             | 平成 30 年度  | 平成 31 年度  | 平成 32 年度 |          |          |          |            |        |        |          |      |       |         |         |     |          |          |          |      |       |       |       |      |     |     |     |
| 新規認定者の伸び                        | 後期高齢者の伸び以下  |   |          |          |          |          |            |        |        |          |      |       |         |         |     |          |          |          |      |       |       |       |      |     |     |     |
| 介護給付<br>適正化                     | ケアプ<br>ラン点<br>検の<br>実施  | <p>3年間で全居宅介護支援事業所を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31 年度</th> <th>平成 32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施事業所数</td> <td>13 事業所</td> <td>13 事業所</td> <td>13 事業所</td> </tr> </tbody> </table>   | 指 標      | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 実施事業所数     | 13 事業所 | 13 事業所 | 13 事業所   |      |       |         |         |     |          |          |          |      |       |       |       |      |     |     |     |
|                                 | 指 標   | 平成 30 年度  | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |          |          |            |        |        |          |      |       |         |         |     |          |          |          |      |       |       |       |      |     |     |     |
|                                 | 実施事業所数  | 13 事業所  | 13 事業所   | 13 事業所   |          |          |            |        |        |          |      |       |         |         |     |          |          |          |      |       |       |       |      |     |     |     |
| 縦 覧 点<br>検・医<br>療情<br>報との<br>突合 | <p>縦覧点検及び医療情報との突合を毎月実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31 年度</th> <th>平成 32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>縦覧点検の実施</td> <td>12 回</td> <td>12 回</td> <td>12 回</td> </tr> <tr> <td>医療情報との突合</td> <td>12 回</td> <td>12 回</td> <td>12 回</td> </tr> </tbody> </table> | 指 標   | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 縦覧点検の実施  | 12 回       | 12 回   | 12 回   | 医療情報との突合 | 12 回 | 12 回  | 12 回    |         |     |          |          |          |      |       |       |       |      |     |     |     |
| 指 標                             | 平成 30 年度  | 平成 31 年度  | 平成 32 年度 |          |          |          |            |        |        |          |      |       |         |         |     |          |          |          |      |       |       |       |      |     |     |     |
| 縦覧点検の実施                         | 12 回  | 12 回  | 12 回     |          |          |          |            |        |        |          |      |       |         |         |     |          |          |          |      |       |       |       |      |     |     |     |
| 医療情報との突合                        | 12 回  | 12 回  | 12 回     |          |          |          |            |        |        |          |      |       |         |         |     |          |          |          |      |       |       |       |      |     |     |     |
| 介護給付<br>費通知                     | <p>介護給付費通知</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31 年度</th> <th>平成 32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護給付費通知</td> <td>1 回</td> <td>1 回</td> <td>1 回</td> </tr> </tbody> </table>   | 指 標   | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 介護給付費通知  | 1 回        | 1 回    | 1 回    |          |      |       |         |         |     |          |          |          |      |       |       |       |      |     |     |     |
| 指 標                             | 平成 30 年度  | 平成 31 年度  | 平成 32 年度 |          |          |          |            |        |        |          |      |       |         |         |     |          |          |          |      |       |       |       |      |     |     |     |
| 介護給付費通知                         | 1 回   | 1 回   | 1 回      |          |          |          |            |        |        |          |      |       |         |         |     |          |          |          |      |       |       |       |      |     |     |     |

## 2 達成状況の評価

計画に基づく諸施策を着実かつ効果的に推進するため、計画の進行状況を定期的に点検・評価するとともに、団体や機関、住民代表などによる協議機関（廿日市市地域密着型サービス運営委員会、地域包括支援センター運営協議会、保健福祉審議会等）において、計画の達成状況、サービスの実施状況などについて、協議、検証を行います。

また、必要に応じて、関係部局、団体や機関と連携しながら方策などの見直しを行います。



---

資料編

---



## 資料編

### 1 廿日市市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定体制について

#### (1) 廿日市市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定委員会

高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画は、高齢者の総合的な保健福祉水準の向上を図り、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、平成27年3月策定の高齢者福祉計画の見直し及び平成30年度から平成32年度までを計画期間とする第7期介護保険事業計画の策定をするため、高齢者福祉計画等策定委員会（以下「策定委員会」とする。）を設置し、計画の検討を行う。

策定委員会の委員は、介護・医療・福祉関係者、学識経験者、地域住民代表者等とし、市長が委員を委嘱する。

#### (2) 廿日市市高齢者福祉計画等策定担当者会議

計画の策定に関する具体的項目を調査研究及び協議するため、高齢者福祉計画等策定担当者会議（以下「策定担当者会議」とする。）を設置する。

策定担当者会議は、高齢者福祉に関連する部署の担当者と構成し、計画案の資料提供、調査研究等の事務を行う。

策定担当者会議は、高齢介護課長が主宰する。

なお、策定担当者会議の招集は、計画策定の審議事項に応じ、調査研究等が必要な時に行うものとする。

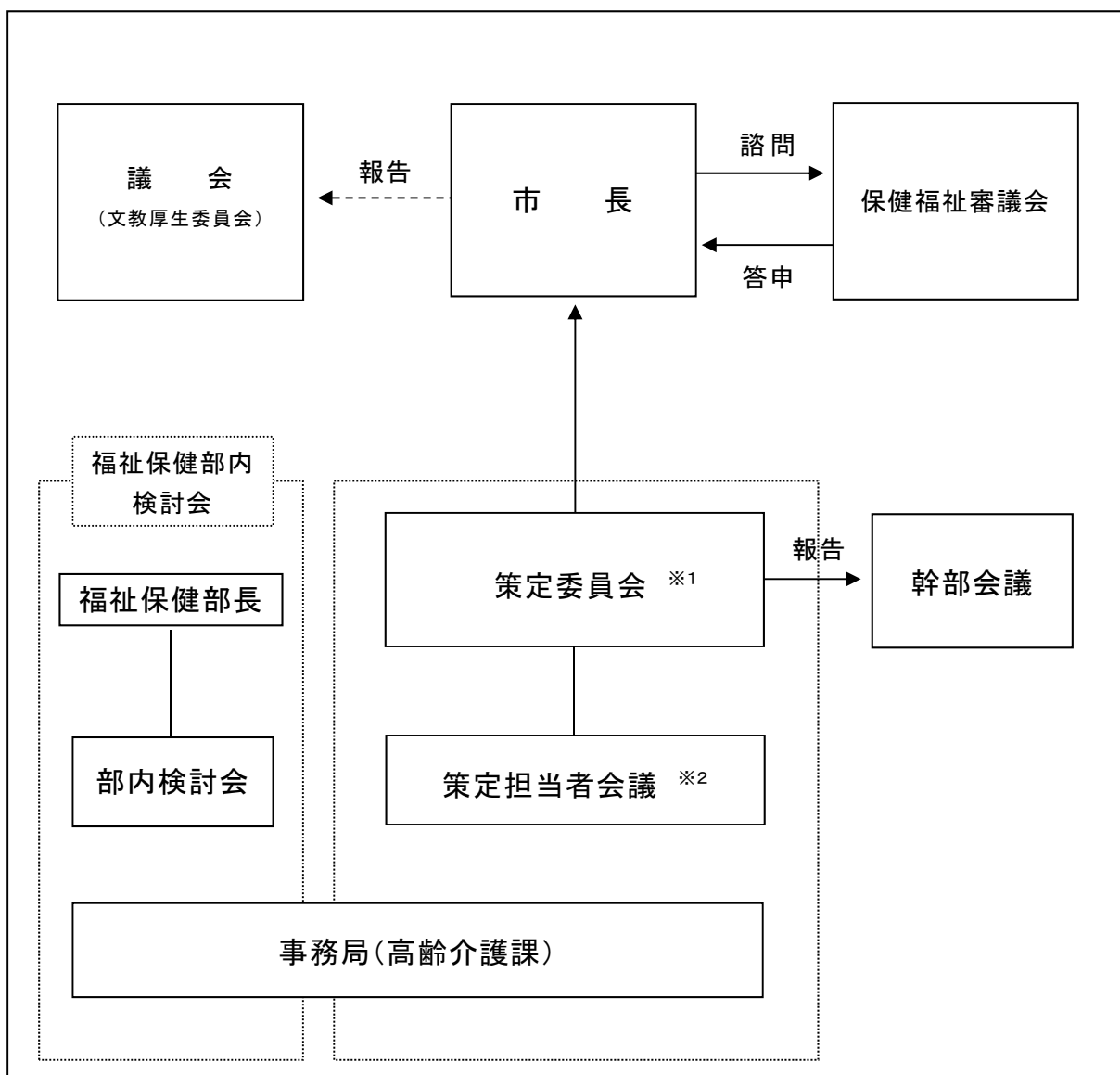
#### (3) 諮問機関

計画の策定の立案を廿日市市保健福祉審議会において諮問し、答申を得る。

#### (4) 議会

廿日市市議会への計画策定の報告は、文教厚生委員会に行う。

## 2 高齢者福祉計画等策定体制図



### ※1 策定委員会

介護・医療・福祉関係者、学識経験者、地域住民代表者等により、専門的な視点から計画を審議し、策定担当者会議に提言を行いながら計画を策定し、市長に提案する。

第7期計画の策定に当たっては、前期計画の検証を含めた検討が必要なことから、第6期策定時の構成委員を踏襲して委嘱を行う。

### ※2 策定担当者会議

前期計画の見直しを含め、具体的な施策の検討が必要なことから、本計画に関係する部署の係長級職員で構成する。

### 3 廿日市市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 廿日市市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、廿日市市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の要請に応じて開催し、計画の策定に関して審議する。

(組織及び運営)

第3条 委員会は、15名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、介護・医療・福祉関係者、学識経験者、地域住民代表者等とし、市長が委員を委嘱する。

3 委員の互選により、委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

4 委員長は委員会を代表し、これを主宰する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員会)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

(設置期間)

第5条 委員会の設置期間は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

(庶務)

第6条 委員会に関する庶務は、廿日市市福祉保健部高齢介護課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が、委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月19日から施行する。

4 廿日市市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

| 氏名      | 所属等                          | 備考   |
|---------|------------------------------|------|
| 蛭江 紀雄   | 広島文教女子大学(非常勤講師)              | 委員長  |
| 好川 基大   | 佐伯地区医師会                      | 副委員長 |
| 河本 良美   | 廿日市市五師士会                     |      |
| 濱本 恭子   | 廿日市市民生委員児童委員協議会              |      |
| 高浜 浩美   | 廿日市市介護支援専門員連絡協議会             |      |
| 梅本 登志子  | 廿日市市社会福祉協議会                  |      |
| 難波 督雄   | 廿日市市老人クラブ連合会                 |      |
| 小林 幹夫   | 社会福祉法人佐伯さつき会                 |      |
| 佐々木 みち子 | ボランティアグループひまわり会              |      |
| 益本 住夫   | 生涯暮らし続けられる吉和地域をつくる会          |      |
| 金本 捷敏   | 公益社団法人 認知症の人と家族の会 広島支部大野地区代表 |      |
| 高垣 恵美子  | 社会福祉法人洗心会                    |      |
| 岡田 くに子  | 社会福祉法人いもせ聚楽会                 |      |
| 桜井 征子   | ボランティア団体(陽だまりポポロ)            |      |

## 5 廿日市市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定の経緯

| 年月日                        | 内 容  |
|----------------------------|--|
| 平成28年12月<br>～平成29年2月       | 在宅介護実態調査の実施  |
| 平成29年2月～3月                 | 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施  |
| 平成29年8月7日                  | <p>&lt;第1回計画策定委員会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の実施状況について</li> <li>・高齢者の保健福祉に関するアンケート調査の集計結果について</li> <li>・高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画について</li> </ul> |
| 平成29年11月9日                 | <p>&lt;第2回計画策定委員会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画骨子案について</li> <li>・第7期介護保険給付サービスの見込み量について</li> </ul>   |
| 平成29年12月12日                | <p>&lt;第3回計画策定委員会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画(素案)について</li> <li>・介護保険料の仮設定について</li> <li>・目標設定について</li> </ul>                                |
| 平成29年12月25日<br>～平成30年1月22日 | 高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画(素案)について、パブリックコメントを実施   |
| 平成30年1月30日                 | <p>&lt;第4回計画策定委員会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの結果について</li> <li>・計画案の修正点について</li> <li>・介護保険料について</li> <li>・目標設定について</li> </ul>                         |
| 平成30年2月13日                 | <p>&lt;廿日市市保健福祉審議会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廿日市市高齢者福祉計画・第7期廿日市市介護保険事業計画について(諮問)</li> </ul>  |
| 平成30年2月15日                 | 廿日市市保健福祉審議会からの答申   |

---

6 廿日市市高齢者福祉計画・第7期廿日市市介護保険事業計画について(諮問)

平成30年2月13日

廿日市市保健福祉審議会  
会長 山根 基 様

廿日市市長 眞野 勝 弘

廿日市市高齢者福祉計画・第7期廿日市市介護保険事業計画  
について(諮問)

廿日市市高齢者福祉計画・第7期廿日市市介護保険事業計画の策定に当たり、廿日市市保健福祉審議会条例(昭和60年条例第8号)第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

## 7 廿日市市高齢者福祉計画・第7期廿日市市介護保険事業計画について(答申)

平成30年2月15日

廿日市市長 眞野 勝弘 様

廿日市市保健福祉審議会  
会長 山 根 基

## 廿日市市高齢者福祉計画・第7期廿日市市介護保険事業計画について(答申)

平成30年2月13日付けで諮問のこの計画については、諮問のとおり決定することを  
適当と認めます。

なお、この計画の決定及び実施に当たっては、次の点について、特に留意されるよう申し  
添えます。

## 1 介護人材の確保及び資質の向上

高齢化率は今後も上昇が見込まれ、介護需要がさらに拡大することが想定されることか  
ら、介護人材の確保・定着・育成を総合的に推進し、介護ニーズの多様化に対応できる介  
護人材の資質向上に努めること。

## 2 担い手の発掘及び育成

支援を必要とする高齢者を地域で見守り支えていくことができるよう、地域サロンなど  
地域福祉活動の担い手の発掘及び育成に努めること。

## 3 生活困窮者に対する支援

基本理念である「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち はつかいち」  
の実現に向け、経済的に困窮している高齢者及び高齢世帯への支援について、関係課との  
連携に努めること。

## 8 用語解説

| 用語            | 用語の解説  |
|---------------|--|
| あ行            |  |
| アセスメント        | <p>利用者が直面している生活上の問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、必要なサービスの提供や援助に先立って行われる一連の手続きのこと。ケアマネジャーがケアプランを作成する前に利用者のニーズ、状況等を詳細に把握するために行われる。</p> <p>記載ページ: 43</p>                    |
| いきいき百歳体操      | <p>高知市が開発した、重りを使った筋力向上のための体操。準備体操、筋力運動、整理体操で構成され、ゆっくりとした動きや椅子に座って行う動きが中心であるため、体力が低下している人でも行うことができる。</p> <p>記載ページ: 40,75,76,77,115,116</p>                          |
| 一般高齢者         | <p>要支援・要介護認定を受けていない高齢者を指す。</p> <p>記載ページ: 21,73,115</p>   |
| インフォーマルサービス   | <p>公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援のこと。具体的には、家族、近隣、友人、民生委員、ボランティア、NPO団体などの制度に基づかない援助などがある。</p> <p>記載ページ: 80</p>  |
| HM ネット        | <p>広島県と広島県医師会が構築し、運営する「ひろしま医療情報ネットワーク（Hiroshima Medical Network）」の愛称。患者の診療情報をHMネット参加の病医院や薬局で共有することで、患者の身体的、経済的、精神的な負担を軽減しつつ、安心、安全な医療を提供する。</p> <p>記載ページ: 42,68</p> |
| NPO(エヌ・ピー・オー) | <p>ボランティア団体や市民団体等、民間の営利を目的としない団体（Non Profit Organization）の総称。</p> <p>記載ページ: 52,56,67,75,79,80,81</p>   |
| か行            |  |
| 介護医療院         | <p>要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する機能を持つ施設。</p> <p>記載ページ: 93,101</p>   |



|                |  |
|----------------|--|
| 基本チェックリスト      | <p>高齢者の生活機能を評価し、要介護状態となるリスクを予測することを目的に国で開発された25項目の質問票であり、「生活機能全般」、「運動機能」、「栄養状態」、「口腔機能」、「閉じこもり」、「認知症」、「うつ」のそれぞれにおけるリスクを判定する。</p> <p>記載ページ: 38</p>                 |
| キャラバン・メイト      | <p>認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人。キャラバン・メイトになるためには所定のキャラバン・メイト研修を受講し登録する必要がある。</p> <p>記載ページ: 45,48,49,50,51,52,53,54,56</p>                            |
| 共生型サービス        | <p>障がい福祉の指定を受けた事業所が、介護保険の訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の指定を受けて提供するサービス。</p> <p>記載ページ: 94</p>   |
| ケアハウス(軽費老人ホーム) | <p>独立して生活するには不安がある高齢者等が入所後も引き続き自立した生活を送れるよう、食事・生活相談といったサービスを提供する施設(入所は、各施設との直接契約)。</p> <p>記載ページ: 34,87,88</p>  |
| ケアマネジメント       | <p>生活困難な状態になり援助を必要とする人が、必要とされる保健・医療・福祉サービスや地域の見守りや支援を受けながら、地域で望ましい生活を継続できるよう、生活の目標と課題を明らかにし、総合的に課題解決を図っていくプロセスとそれを支えるシステム。</p> <p>記載ページ: 4,47,75,107,111,115</p> |
| 健康寿命           | <p>平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間のこと。WHO(世界保健機関)が提唱した指標であり、本市では、介護保険の要介護認定者数を用いて算出する「日常生活動作が自立している期間の平均」を採用している。</p> <p>記載ページ: 39,73</p>                                  |
| 健康づくり応援団       | <p>応援団自身や地域の高齢者が可能な限り健康で生き生きとした生活を送れるよう介護予防に取り組む地域社会を構築することを目的に、高齢者サロンや集いの場へ出向き、体操や運動を指導し、介護予防の普及啓発を行っている。</p> <p>記載ページ: 37,39,48,49,50,51,52,53,54,56,74,76</p> |
| 健康づくり推進員       | <p>佐伯地域では、健康づくりを地域に広く推進するためのリーダーとして健康づくり推進員を育成しており、委員は委嘱を受けて、健康づくりに関する健康増進活動や介護予防事業を行っている。</p> <p>記載ページ: 39</p>  |

|                 |   |
|-----------------|---|
| 権利擁護            | <p>自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な人に代わり、援助者がその権利やニーズ獲得を行うこと。</p> <p>記載ページ: 33,41,47,62,63,67,84</p> |
| 高齢者虐待防止ネットワーク会議 | <p>高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の保護及び家族等に支援を行うため、行政・関係機関・地域団体が連携を図るための会議。</p> <p>記載ページ: 33,41,85</p>   |

さ行

|               |   |
|---------------|---|
| サービス付き高齢者向け住宅 | <p>単身高齢者・夫婦のみの世帯が安心して暮らせる賃貸住宅として、介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する住宅。</p> <p>記載ページ: 34,87,88</p>  |
| 事業対象者         | <p>要支援・要介護認定を受けていない人で、生活機能低下が認められ、介護予防・生活支援サービス事業の対象となる人。</p> <p>記載ページ: 38,115</p>  |
| 食生活改善推進員      | <p>もとは国が養成したボランティア(官製ボランティア)である。廿日市市では、昭和54(1979)年に初めて食生活改善推進員が誕生した。平成15(2003)年の合併に合わせて食生活改善推進組織を統合し、廿日市市ヘルスマイト協議会を設立。平成20(2008)年度に廿日市市食生活改善推進員連絡協議会に改名した。</p> <p>記載ページ: 37,48,49,50,51,52,53,54,56</p> |
| 新オレンジプラン      | <p>認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するために、国が策定した「認知症施策推進5か年計画」(2012年9月公表のオレンジプラン)を改め、2015年1月に策定した計画。</p> <p>記載ページ: 82,93</p>   |
| 生活困窮者自立相談支援機関 | <p>生活困窮者自立支援法に基づき、「現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれがある人で、自立が見込まれる人」を対象に、生活相談、安定した生活に向けて仕事や住まい、子どもの学習などさまざまな面で支援する機関。</p> <p>記載ページ: 94</p>  |
| 生活支援体制整備事業    | <p>地域全体で多様な主体によるサービス提供を推進していくため、生活支援コーディネーターや協議体を設置し、サービスが創出されるよう取組を行う事業。</p> <p>記載ページ: 44,77,81</p>  |

|        |   |
|--------|---|
| 生活不活発病 | 「動かない」（生活が不活発な）状態が続くことにより、心身の機能が低下して、「動けなくなる」こと。<br>記載ページ: 75 |
|--------|---|

## た行

|            |  |
|------------|--|
| 団塊の世代      | 第一次ベビーブームとなった戦後復興期の昭和22年から昭和24年頃に生まれた世代。<br>記載ページ: 4,10,67,95  |
| 地域包括ケアシステム | 高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように支えるために、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとするさまざまな支援（住まい、医療、介護、予防、生活支援）を、継続的かつ包括的に提供する仕組み。<br>記載ページ: 3,4,5,27,47,48,55,61,63,67,69,70,72,93 |
| 地域密着型サービス  | 高齢者が身近な地域での生活が継続できるよう、平成18年の介護保険制度改正によって創設された介護保険サービス。市町村が介護サービス事業者の指定や指導・監督を行うとともに、日常生活圏域ごとに必要な整備量を調整し、地域の実情に応じた基準や介護報酬の設定が可能。<br>記載ページ: 12,15,16,17,57,100,108               |

## な行

|              |   |
|--------------|---|
| 認知症サポーター     | 「認知症サポーター養成講座」の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助けなどを本人の可能な範囲で行うボランティア。<br>記載ページ: 45,72,83  |
| 認知症初期集中支援チーム | 認知症専門医と専門知識を持つ看護師、社会福祉士などで構成し、家族の要望などにより認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（概ね6か月）に行い、自立生活のサポートを行うチーム。<br>記載ページ: 43,67,82 |
| 認知症地域支援推進員   | 認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するため、医療・介護及び生活支援の様々なサービスを連携させ、効果的な支援を行う者。<br>記載ページ: 43,82  |

は行

|               |   |
|---------------|---|
| バリアフリー        | <p>高齢者や障がいのある人の社会生活や社会参加を困難にしている社会制度、習慣、心理、物質、教育等すべての障壁を取り除くこと。</p> <p>記載ページ: 35,36,37,87,88,89</p>                                   |
| ひろしまヘルスケアポイント | <p>広島県が行っている事業で、特定健康診査等の受診や歩数の記録等、健康に良いことを実践し、取組をWeb上で記録すると、取組に応じてポイントが貯まり、協賛店で割引等の特典がもらえる制度。</p> <p>記載ページ: 73</p>                    |
| フレイル          | <p>加齢とともに、心身の活力（例えば運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存の影響もあり、生活機能が障がいされ心身の脆弱化が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像。</p> <p>記載ページ: 37</p> |

や行

|            |   |
|------------|---|
| やすらぎ支援員    | <p>認知症の人の住まいに2人1組で訪問し、本人や家族の話を聞き、話し相手や見守り支援などを行い、やすらぎのある時間づくりを支援するボランティア。</p> <p>記載ページ: 44,48,49,50,51,52,53,54,56,83</p> |
| 有料老人ホーム    | <p>高齢者の多様な福祉ニーズに応えるため、民間の活力と創意工夫により入居者の福祉を重視した施設（入所は、各施設との直接契約）。</p> <p>記載ページ: 34,87,88,94</p>                            |
| ユニバーサルデザイン | <p>年齢や障がいの有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。</p> <p>記載ページ: 35,36,88,89</p>            |
| 養護老人ホーム    | <p>家庭環境や経済的な理由等により自宅での生活が困難と判断され自立した日常生活を送ることができる高齢者のための施設（市が入所措置を行う）。</p> <p>記載ページ: 34,87,88</p>                         |

ら行

|              |  |
|--------------|--|
| ロコモティブシンドローム | <p>運動器の障がいのために自立度が低下し、介護が必要となる危険性の高い状態。</p> <p>記載ページ: 73</p> |
|--------------|--|

**廿日市市高齢者福祉計画・  
第7期廿日市市介護保険事業計画**

---

|      |  |
|------|--|
| 発行年月 | 平成30(2018)年3月  |
| 発行   | 廿日市市   |
| 編集   | 廿日市市福祉保健部高齢介護課<br>〒738-8501<br>広島県廿日市市下平良一丁目11番1号<br>TEL 0829-30-9155 FAX 0829-30-9131 |

---